

北谷町の遺跡

—詳細分布調査報告書—

1994年3月

沖縄県 北谷町教育委員会



史跡の多い砂辺地区の航空写真（南側より）



北谷城遺跡群の航空写真（南東側より）

はじめに

本町は昭和59年以来、町内の埋蔵文化財をはじめ、有形・無形の文化財の把握に努めてきました。この10年来の節目として県教育庁文化課の御厚意により、国庫補助をいただき「北谷町内遺跡詳細分布調査」を平成4・5年度をかけて再調査をおこない、ここにまとめる運びとなりました。

この10年間の事業としては埋蔵文化財の把握と、開発事業との調整が主で対応してきました。その傍ら、本町のシンボルでもある「北谷城」を年次毎に範囲確認調査をおこない、将来の整備計画に寄与することを考慮に念じて、把握につとめてまいりました。

毎年増加する埋蔵文化財をパンフにして、小学校をはじめ各地域団体の町内遺跡見学や視察に用い、町内の文化財の紹介に努めてまいりました。これらの埋蔵文化財を通して、私達の町内の歴史的・文化的価値を再認識することは、精神的な豊饒を育み、現在の生き方を深め、私達社会の将来像を導き出すことができると確信します。それと共に、それを保存し、後世に伝えることは私達の使命もあります。

この冊子の刊行により、町内の歴史・文化を理解する上に利用され、さらに、文化財保護事業の推進や開発事業の調整に役立てば幸いです。末尾になりましたが、本冊子を刊行するにあたって御指導を賜った文化庁をはじめ、県教育庁文化課の諸先生方に厚くお礼を申し上げます。

平成6年3月

北谷町教育委員会
教育長 當山憲一

例　　言

1. 本報告書は、平成4・5年度（1992～1993年）の2ヶ年にわたる継続調査で国・県の補助を受けて北谷町教育委員会が実施した町内遺跡詳細分布調査の記録である。
2. 各遺跡の分布図に使用した2千5百分の1の地図は、国土地理院発行の承認を得て北谷町役場都市計画課発行のものを借用した。
3. 第Ⅲ・N章の遺跡分布図の番号は、本文中の各遺跡の番号に符号する。
4. 各遺跡の範囲は、実線と一点破線で示した。実線はほぼ確認できる地域、一点破線はおぼろげに範囲が確認できる地域であるが、この範囲はあくまでも表面踏査によるものが大半であることから、将来の試掘調査や発掘調査によってはその範囲の大小が生ずる可能性が高い。
5. 各字に所在する合祀所に関してはすべて記載した。さらに、『琉球国由来記』に記述されているものに関して、場所の特定ができないものについては地図上のドットは削除した。町内の拝所やカー（湧水）については、今回の調査で戦前から存在していたと確認できるものは記載したが、明らかに戦後のものと判断できるものについては削除した。
6. 拝所やカー（湧水）の名称について、名前がはっきりしてないものに関しては、次のように表記した。
 - ・ 拝所に陰刻された石碑がある場合は、その石碑の陰刻を表記する。
 - ・ 拝所が合祀されている場合は、便宜上「字（旧字）名の合祀所」と表記した。また、カーナーの合祀所に関しては、便宜上「字（旧字）名のカーナーの合祀所」と表記した。

（例） 下勢頭の合祀所、上勢頭のカーナーの合祀所
7. 第1～Ⅲ章は中村恵が、第Ⅴ章は田場勝也が担当し、図面のトレイスは長嶽初子がそれぞれ分担しておこない、編集は中村と田場があたった。
8. 採集や発掘資料については北谷町教育委員会の資料室に保管してある。

本文目次

はじめに	
例　　言	
第Ⅰ章　調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の方法及び調査体制	1
第Ⅱ章　北谷町における考古学的概要	3
第Ⅲ章　遺跡の分布と状況	6
1. 砂辺サーク原貝塚	6
2. 砂辺サーク原遺跡	6
3. 砂辺貝塚	10
4. 砂辺ウガン遺跡	13
5. カーシーノボントン遺物散布地	13
6. クマヤー洞穴遺跡	14
7. 浜川千原岩山遺物散布地	15
8. 浜川ウガン遺跡	15
9. 上・下勢頭区古墓群	15
10. 伊礼原A遺跡	18
11. 伊礼原B遺跡	18
12. 桑江の殿遺物散布地	20
13. 桑江遺物散布地	21
14. 鹿化石出土地	21
15. 莉原古島A遺跡	21
16. 莉原古島B遺跡	21
17. 伊地坐久原古墓	22
18. 莉原古墓群	22
19. 桃原洞穴遺跡	22
20. インディアン・オーカ号の座礁地	22
21. 池グスク	24
22. 白比川河口遺物散布地	24
23. 北谷城遺跡群	24
北谷城	29
24. 北谷城第7遺跡	31
25. 北谷番所址	32
26. 吉原東角双原遺物散布地	32

27. 山川原古墓群	32
28. 玉代勢原遺跡	33
29. 長老山遺物散布地	34
30. 大道原A遺跡	34
31. 大道原B遺跡	34
第Ⅳ章 町内各区その他の文化財	37
1 上勢区の文化財	37
上勢頭集落のカーの合祀所 / ウキンジュガ - / 下勢頭集落の拝所及びカ - へのお通し場	
2 砂辺区の文化財	37
伊平屋ウトゥー / 砂辺シマウ - / 地頭火ヌ神 / インガー / カ ーバタガ - / ウブガ - (ホーヤーガ) / ティラガマ / トゥーティー タ - / ウフシ - / ウガン / スール墓 / スール火ヌ神 / 御神屋 (ウカミヤ) / ニガン / シーシヤ - (獅子屋) / スールガ - (タキ ガ) / 東門毛 (アガリジョーモー) / 砂辺メ前屋取の合祀所 / 浜川 ウガン / アーマンチュー / 喜友名小屋取の合祀所 / 孔連廟 / 平安 山集落の合祀所	
3 宮城区の文化財	43
殿 (トゥン) / 電宮神 / 御神屋 / 浜川集落のカーの合祀所	
4 米軍嘉手納飛行場内の文化財	44
シーグラー / ニシガ - / シードゥヌシ - / フェースカ - / カーシ ヌシ - / ウカマジ - / グシクンニ - / ウガンヌシ - (平安山ウガン)	
5 桑江区の文化財	46
桑江山田原の印部石 / 三ヤマシ原之殿	
6 荣区の文化財	47
平安山ノロ殿内	
7 謝莉区の文化財	47
トーバルガ - / 樹昌院 / 謝莉マー - チュ - のビジュル / アガリスカ -	
8 北玉区の文化財	48
村神屋 (ムラカミヤ)	
9 タラシモ - とその付近の文化財 (宮城区)	48
けらまじ - 拝所 / 伊礼集落のカーの合祀所 / 伊礼の殿 / 宇火ヌ神と土 帝君 / 宇伊禮祖靈の墓 / シーシヤ - (獅子小屋)	
10 宇地原区の文化財	50
ホースガ - / 電宮 / ビジュル	
11 米軍キャンプ桑江内の文化財	51

諸大明神	/ 旧字桑江御願所			
12 北前区の文化財		52		
塩川（スーガー）	/ マタジ	/ 北谷ノロ殿内	/ アラファスシー	
13 北谷グスク（米軍キャンプ瑞慶覧）内の文化財		53		
東リ御嶽	/ 殿（トゥン）	/ 西御嶽・十三香爐	/ グスク火ヌ神	
14 米軍キャンプ瑞慶覧内の文化財		55		
伝道集落の合祀所	/ 長老山	/ 玉代勢集落の合祀所	/ 字北谷カーの合祀	
所	/ 前城島・御風水神	/ ョンノ嶽		
付編 文化財保護法の手引きと届出様式一覧		125		

挿図目次

第1図 北谷町内の遺跡分布図	7
第2図 砂辺地区の土地利用図（戦前）	9
第3図 砂辺貝塚のトレンチ設定位置図	11
第4図 砂辺貝塚のNo.4トレンチ平面実測図	12
第5図 砂辺貝塚のNo.17トレンチ平面実測図	12
第6図 上・下勢頭区古墓群位置図	16
第7図 浜川・平安山・伊礼地区的土地利用図（戦前）	19
第8図 伝道・玉代勢・北谷地区的土地利用図（戦前）	23
第9図 北谷城遺跡群配置図	25
第10図 北谷城二ノ郭の舍殿址プラン状況	27

表目次

第1表 沖縄諸島の先史時代暫定編年（高宮編年に町内の主な遺跡を付加）	4
------------------------------------	---

図版目次

上勢頭区	地頭火ヌ神	38
上勢頭集落のカーナの合祀所	インガー	38
ウキンジュガーナ	カーバタガーナ	38
下勢頭集落の拝所及びカーナへのお通し場	ウブガーナ（ホーヤーガーナ）	38
砂辺区	ティラガマ	39
伊平屋ウトゥーシ	トゥーティーカー	39
砂辺ソマウイー	ウフシ	39

ウガン	39	謝莉マー・チャーチのビジュル	47
スール墓	40	アカリスカー	48
スール火ヌ神	40	北玉区	
御神屋（ウカミヤ）	40	村神屋（ムラカミヤ）	48
ニガン	40	タランモーとその付近（宮城区）	
シーサー（獅子屋）	41	けらまじ一拝所	48
スールガ（タキガ）	41	伊礼集落のカーの合祀所	49
砂辺×前屋取の合祀所	41	伊礼の殿	49
浜川ウガン	41	字火ヌ神と土雀君	49
アーマンチエ	42	宇伊禮祖靈の墓	50
喜友名小屋取の合祀所	42	宇地原区	
孔連廟	42	ホースガ	50
平安山集落の合祀所	42	竜宮	50
宮城区		ビジュル	50
殿（トゥン）	43	米軍キャンプ桑江内	
竜宮神	43	諸大明神	51
御神屋	43	旧字桑江御願所	51
浜川集落のカーの合祀所	44	北前区	
米軍嘉手納飛行場内		塩川（スーガー）	52
シードゥ	44	マタジ	52
ニンガー	44	北谷ノロ殿内	53
シードゥヌシ	44	アラファヌシ	53
フェースカ（正面）	45	北谷グスク（米軍キャンプ瑞慶覧）内	
フェースカ（横面）	45	東リ御嶽	53
カーンヌシ	45	殿（トゥン）	54
ウカマジ	45	西御嶽・十三香爐	54
グシタンニ	46	グスク火ヌ神	55
ウガンヌシ（平安山ウガン）	46	米軍キャンプ瑞慶覧内	
桑江区		伝道集落の合祀所	55
桑江山田原の印部石	46	長老山	56
栄口区		玉代勢集落の合祀所	56
平安山ノロ殿内	46	チブ用	56
謝莉区		字北谷カ（の）の合祀所	57
トーバルガ	47	字北谷カ（の）の合祀所	57
樹昌院	47	前城島・御風水神	58

第一章 調査の概要

1. 調査の目的

北谷町は沖縄本島の中部に位置し、西側洋上は東シナ海に面した地域にあたる。町の総面積は13.62km²で、南北約6km、東西約4.3kmとやや長方形である。東の大部分は標高約100mの隆起石灰岩の沖縄市に隣接し、北中城村、宜野湾市と南側へつなぐ、北側は国頭練習場と隆起石灰岩の露頭する標高約10~20mの微高地がつづき、嘉手納町へ至る。西側の海岸線は、海生冲積土層からなる低地である。いわゆる東高西低の地勢を形成している。

北谷町は戦後、米軍の接收で約90%が基地として利用され、住民の往来が分断され、嘉手納町との分村が昭和23年に余儀なくされた経緯をもち、復帰後、多少の返還地はあるものの、いまだ約57%が基地として残っている。この基地内は平坦地を利用して用いることから、戦前までの住民の生活の中心地である集落地域に重なり、また、埋蔵文化財の集中する所でもあることが、今回の調査でも示すことができる。

埋蔵文化財の事業調整としては、農業基盤整備事業、国・県・町道の改修工事、公共施設の整備、広域水面埋立公有地化、近隣公園の整備、譲業権による採石、宅地造成等の事業が県下にみられるが、町内においては特に基地に係る事業調整が多く、規模的にも大きい。また、本町は中部地域と那覇都心地域との間に位置することから、都市化の傾向がうかがわれる、国・県・町道の改修工事、公共施設の整備、近隣公園の整備等が増加し、その対応も日増しに増加しているのが現状である。

このような諸開発との調整を進める資料として、町内の埋蔵文化財の把握に努め、まとめたのが今回の町内遺跡分布調査である。

町内に分布する文化財のマップを作成し、その概要説明を記述することにより、周辺地域での開発計画との調整を計る資料として活用したい。

今回の調査は、埋蔵文化財の実態調査はもとより、町民の生活の糧になり、心のよりどころとなっている御嶽・古墓・井戸・旧屋敷等も可能な限り把握することに努めた。

2. 調査の方法及び調査体制

平成4年度の初年度は、自由に入り出しきれる砂辺地域、浜川地域、桑江地域、吉原地域の4区域を踏査の対象とし、範囲確認調査を継続している「北谷城」内では範囲の確認の一環として、伐採作業や試掘調査を進めた。

平成5年度は基地内の調査を主におこなった。嘉手納飛行場地域、キャンプ桑江地域、キャンプ瑞慶賀地域と施設ごとに集中的に踏査をおこなった。平成4・5年度の踏査で採集された遺物や「北谷城」の試掘調査で出土した遺物の整理も平行しておこなった。

これらの踏査で確認された遺跡や拝所は1/10,000の国土基本図にドットを落とし、1/2,500の国土基本図にその範囲をマーキングした。同時にカメラによりその現況を撮影し、記録に納め

た。それらと平行して、旧地形の把握や伝承にも気を配り、聞き取り調査や古文書などから的情報収集をおこなった。

調査体制は、北谷町教育委員会を事業主体としておこない、調査指導として高宮廣衛、嵩元政秀、金武正紀先生などの教示を受けた。

調査体制は平成4・5年度を通して下記のとおりである。

調査体制

1. 調査主体 北谷町教育委員会
2. 調査指導 高宮 幹衛（沖縄国際大学教授）
嵩元 政秀（沖縄考古学会会長）
金武 正紀（那覇市教育委員会文化課主幹）
3. 調査責任者 畠山 壱一（北谷町教育委員会教育長）
4. 調査事務局 照屋 勝雄（北谷町教育委員会社会教育課課長）
徳吉美奈子（北谷町教育委員会社会教育課嘱託）
5. 調査員 中村 恵（北谷町教育委員会社会教育課主査）
田場 勝也（北谷町教育委員会社会教育課嘱託）
高江潤教子（北谷町教育委員会社会教育課嘱託）
長嶺 初子（北谷町教育委員会社会教育課嘱託）
6. 調査作業員 徳吉 清勇 仲座 久宜 新城 恵 上原 亀造
名嘉 実 知念 清 知念 徳松 渡口 英孝
渡名喜紹光 宮城 隆明 花城 次郎
7. 資料整理作業員 仲村あゆみ 前川 恵子 仲村渠 恵 与那覇恵子
8. 調査協力・資料提供 沖縄県教育庁文化課
那覇防衛施設局
在沖米海兵隊基地キャノンS. D. バッテリー施設部不動産課
砂辺戸主会 旧字平安山郷友会 旧字伊礼郷友会
旧字桑江郷友会
糸敷 茂雄 糸村 昌光 稲嶺 静江 稲嶺 盛幸
上与那原一雄 大城 恵一 喜屋武ウシ 喜屋武正一
喜友名朝永 喜友名朝昭 金良 宗孝 久屋 仁王
座喜味次郎 座喜味忠正 烏賀 克章 末吉 清信
末吉 文 玉城 清松 玉城 松吉 知念カマド
知念 正一 知念 トシ 津嘉山善治 照屋 助吉
照屋ハル子 照屋 雪子 渡慶次フル 仲村 光雄
仲村渠ナヘ 比嘉 聰 比嘉 ヒロ 平田 盛幸
真栄城兼徳 松田 ウシ 松田 カメ 宮平 昌信
与儀 正仁

第Ⅱ章 北谷町における考古学的概要

北谷町の考古学的調査の発端は、1935年（昭和10年）に三宅宗悦氏による「南島石器聚成—沖縄編ー」『考古学』第6卷第5号、東京考古学会の記載にはじまる。中頭郡北谷村野田から採集された偏方形状の両刃石斧が1点紹介されている。この資料は三宅氏が沖縄滞在中に那覇市の昭和会館で、54個の石斧を実見したものひとつとして紹介してある。採集年月日は昭和8年10月と記入されているが、採集者は不明とされている。

戦後は、多和田真淳氏の「琉球列島の貝塚分布と編年の概念補遺」『文化財要覧』1960年（昭和35年）、琉球政府文化財保護委員会に「北谷城貝塚」として、米人ワトソンが1957年4月15日に土器が採集されている。また、同資料に「砂辺貝塚」で1959年4月5日に高宮廣衛氏が伊波式・大山式・カヤウチ・パンタ式土器や磨製石斧を採集しているが、遺跡の状況は「溝底に近い、程壊されている」と記述している。これら上記の2遺跡は、当時、いずれも基地内に位置するもので、基地関係の開発事業により発見されたものである。

1966年（昭和41年）には、現在の沖縄市南桃原に入口をもつ洞窟から多和田真淳氏によって化石人骨が発見され、鈴木尚氏により1975年（昭和50年）に桃原洞人として命名されている。

その後、本格的なフィールド調査がおこなわれたのは、北谷町市史編纂の一環として、1979年（昭和54年）恩河尚・呉屋義勝・米田善治・照屋正賢氏による踏査からである。諸氏の調査は自由に立ち入ることのできない基地内は対象外として進められ、砂辺ウガン遺跡、浜川千原岩山遺物散布地、浜川ウガン遺跡、白比川河口遺物散布地、北谷城遺跡群、長老山遺物散布地などの遺跡や遺物散布地の発見をおこなっている。この調査で、現在確認されている約1/5の遺跡が発見されているが、遺跡の所在する地域が大まかであるが、その傾向が把握できたとみられる。

1982年（昭和57年）以後は、上・下勢頭区古墓群の発掘調査を契機として、基地内の緊急調査がみられ、それに関連する遺跡の確認調査の試掘が相次ぎ、砂辺サーク原貝塚、砂辺サーク原遺跡、伊礼原A遺跡、伊礼原B遺跡、前原古島A遺跡、前原古島B遺跡、伊地差久原古墓、前原古墓群、玉代勢原遺跡、大道原A遺跡、大道原B遺跡などが試掘調査によって確認され、その結果、資料を元に上・下勢頭区古墓群、砂辺サーク原遺跡、伊礼原B遺跡、玉代勢原遺跡等が緊急発掘調査が実施され、記録保存の対象となった。

その他の開発協議で確認されたのは、砂辺貝塚、北谷城第7遺跡、鹿化石出土地、山川原古墓群等で、一部、記録保存の処置をおこない調整したものがある。

以上のように、1982年以後は基地内外を含め、開発関連における遺跡の発見が相次ぎ、その対応に苦慮しているのが現状である。

これらと平行して北谷町内の踏査もおこなわれているが、特に北谷城の周辺には11地点の史跡や埋蔵文化財がみられ、古墓は82基も確認され、北谷城をはじめとして重要な遺跡群として判断されている地域もある。

本土	沖縄	土器型式	九州系統の土器	北谷町内の遺跡
旧石器時代				◎桃原洞穴遺跡 ◎鹿化石出土地
縄文時代	前期 I	野面第4群 ヤブチ式土器 東原式土器	爪形土器	
	前中期 II	条痕土器 空川下層式土器 神野A式土器 神野B式土器	条痕土器 曾畠式土器	◎白比川河口遺物散布地 ◎伊礼原B遺跡
	中期 III	面縞前庭I式 面縞前庭II式 面縞前庭III式 面縞前庭IV式 面縞前庭V式	春日式土器	
	後期 IV	仲泊式土器 神野D式土器 神野E式土器 伊波式土器 荻堂式土器 大山式土器 窓川式土器	唐泊繩文系	◎砂辺貝塚
	晩期 V	室川上層式土器 宇佐浜式土器 仲原式土器	黒川式土器	◎吉原東角双原遺物散布地 ◎クマヤー洞穴遺跡 ◎桑江遺物散布地 ◎カーシーノボントン遺物散布地
	前中期 I	真栄里貝塚		
	中期 II	具志原式土器		
	後期 III	アカジヤンガー式土器		◎砂辺サーク原貝塚
古墳～平安時代		フェンサド層式		◎浜川ウガン遺跡 ◎砂辺サーク原遺跡 ◎北谷城遺跡群 ◎玉代勢原遺跡
鎌倉時代	タスク時代	タスク土器		

第1表 沖縄諸島の先史時代暫定編年（高宮編年に町内の主な遺跡を付加）

このように、北谷町内の遺跡や遺物の発見をみていくと、石灰岩の発達した地域で、しかも有利に恵まれ容易く得られる地域に、遺跡は集中していることが判断される。特に、砂辺集落の地域や北谷城周辺にその傾向がみられる。また、標高約30mの石灰岩台地の縁辺部と、西側に広がる冲積低地の境目の緩斜面にも約3000年前の遺跡が確認できる。これらの地域は、北谷町内の古い集落があったとされる伝承の地域とも重なることから、人々の生活の痕跡を色濃く残し

ていることが窺われ、拝所やカーラー(湧水)なども点在している。

海岸砂丘の低地遺跡は砂辺地域の北側にみられるが、それ以南のキャンプ桑江やキャンプ瑞慶覧地域では未確認である。試掘調査やボーリング結果、王朝時代の西街道の架設経緯や新設集落の形成の経緯から判断すると、現状の国道58号は海岸砂丘上に沿って形成された可能性が高く、県内の低地遺跡の発見例から類推すると、その下位に低地遺跡の存在が考えられる。

今後はこれらの地勢を考慮に入れ、遺跡の発見や関連開発の事業との調整に取り組まなければならない。

これまで、北谷町内で確認されている主な遺跡を、高宮廣衛氏の暫定編年を借用して組み入れると第1表のようになる。伊礼原B遺跡、砂辺貝塚、クマヤー洞穴遺跡等のように発掘調査や試掘調査がおこなわれている遺跡においては、各時期の遺物が出土していくことがわかる。特に、伊礼原B遺跡やクマヤー洞穴遺跡では条痕文土器からダスク時代の遺物まで、途切れはみられるものの連続して使用されていることがみられる。

第三章 遺跡の分布と状況

町内に所在する遺跡は、これまでのところ31ヶ所の遺跡が確認されている。これらの遺跡の立地は、ほぼ、洪積世台地である石灰岩の縁辺部や、その斜面に古い遺跡が形成されているものと、時代が新しくなると海浜地域の砂丘地や砂地に形成されるのが見られる。それらは、沖縄本島の中南部の一般的な地形の遺跡に特徴的にみられる棲み分け的な立地でもある。

町内でも特に砂辺集落の周辺の石灰岩台地や北側の砂丘地と、北谷城周辺の丘陵地域に遺跡が多く集中している傾向が見られる。この、両地域は先史時代から切れ目なく、戦前に至るまでの人々の痕跡がみられることから、人々が生活しやすい環境であったことを示している（第1図）。

1. 砂辺サーク原貝塚（字砂辺差久原770番地 他）（地図No.6）

砂辺集落の北側には、米軍の給油タンク施設が点在する。そこには嘉手納飛行場の西側誘導灯が設置されており、その誘導灯と砂辺集落の中間地にあたる砂地に本遺跡は立地する。発見の発端は、1980年にタンク施設の周辺に照明用の地下ケーブル埋設工事の際に、表土下約1.2mのレベルに包含層があることが、工事関係者からの報告によって確認された。教育庁文化課職員の立会いによると、長さ十数メートルにわたり包含層が工事用溝の断面に確認されたという。

出土遺物からみると、土器片が数十点、石斧が2点ほど含まれていた。土器片は、くびれ平底の底部がみられることから、後II～III期の砂丘遺跡と考えられる。2点の石斧はいづれも乳房状石斧で、刃部が欠損しているのもある。

このサーク原貝塚から北の嘉手納町の水道にかけての海岸線一帯は沖縄本島においても、遺跡が最も多い地域で、嘉手納貝塚、野国貝塚B遺跡をはじめ、野国貝塚群などの集中する（「開元通宝」の出土遺跡としても著名な）地域であり、サーク原貝塚はその遺跡群の南側に位置する遺跡である。

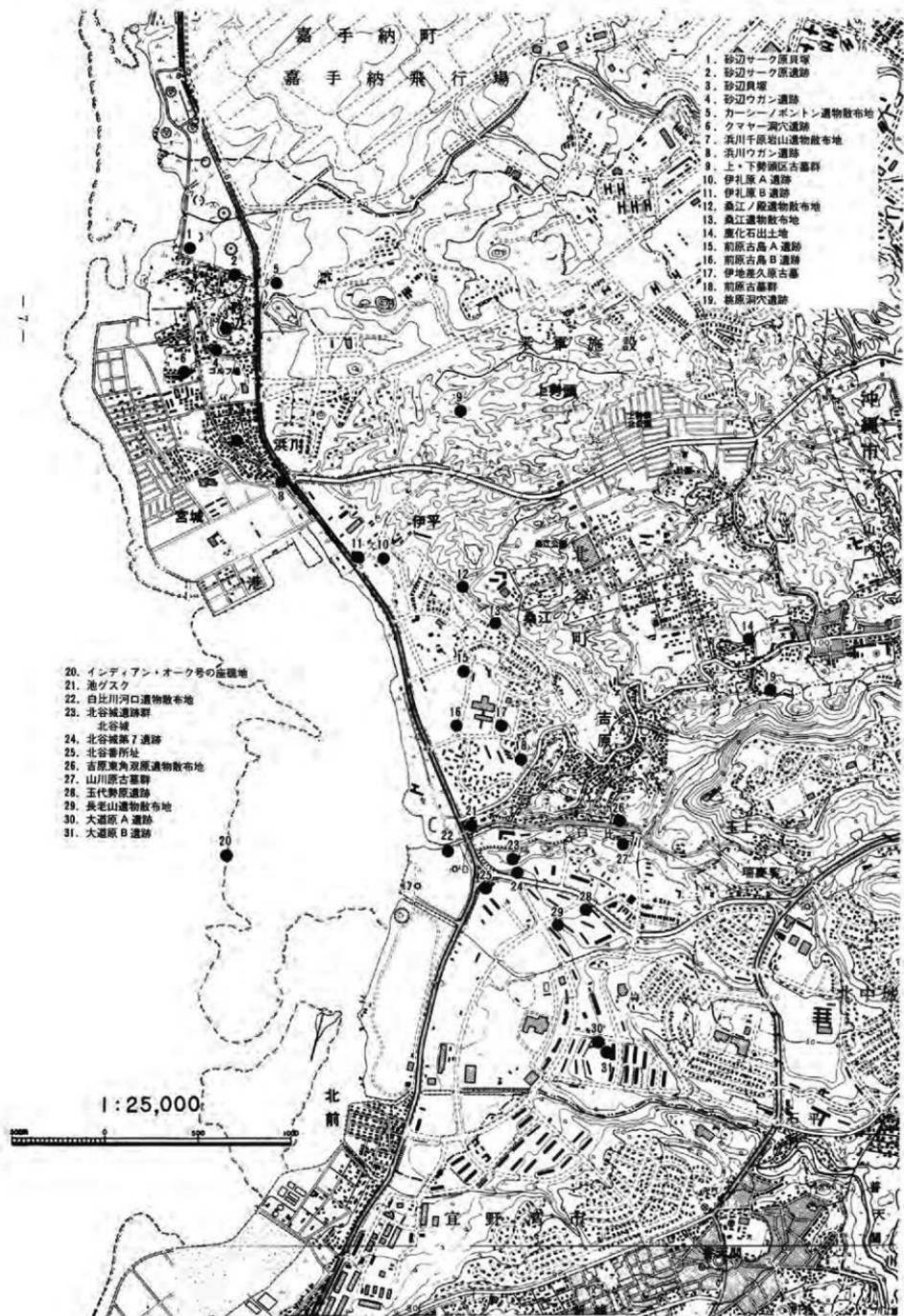
2. 砂辺サーク原遺跡（字砂辺加志原415、444番地 他）（地図No.6）

砂辺集落の北側と米軍の給油タンク施設が点在する間には、略東西の共用道路が走る。その道路に沿って施設側に街灯工事があり、試掘調査の結果、遺跡は3ヶ所で発見された。

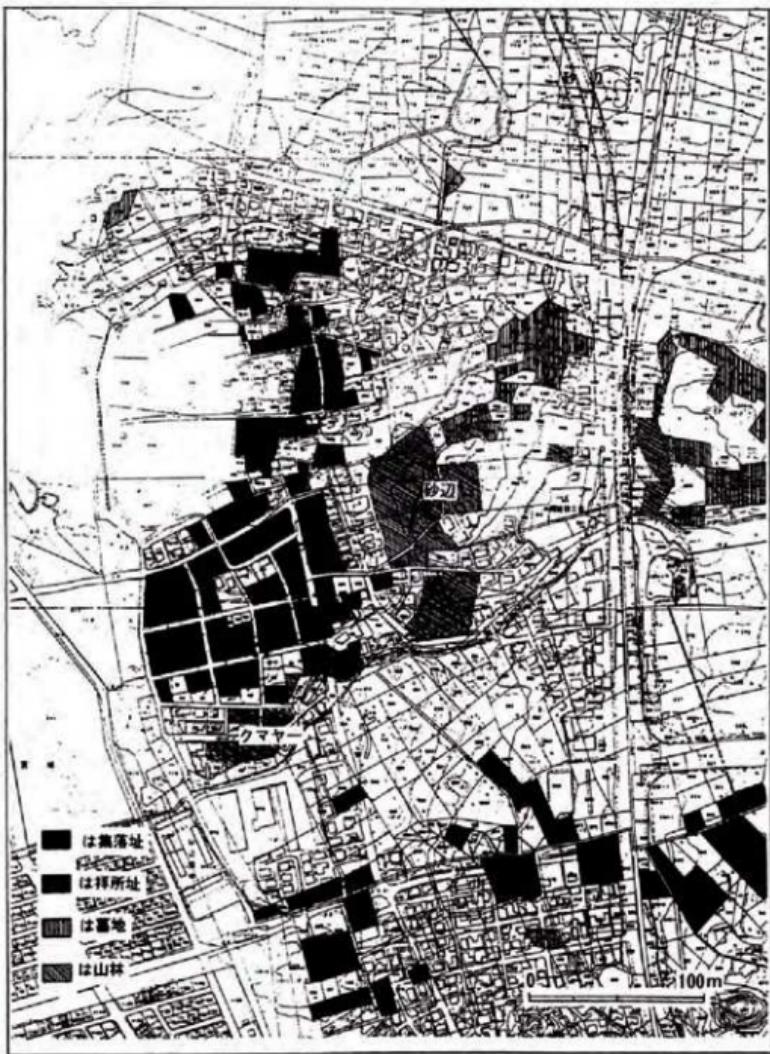
1985年に、この共用道路において沖縄県企業局による北谷浄水道への導入管敷設工事に係る緊急調査が県教育庁文化課でおこなわれた。

調査区は幅2mで、国道58号から約50m西側に入った地点から、タンク施設の通用門の正面の間の48mをAトレンチ、それから西側に40mの間をおいた地点から、さらに西側に76mの長さをBトレンチとして設定している。

層は5層確認された。II・III層は現代遺物や近代、グスク土器と沖縄製陶器が得られる層であ



第1図 北谷町内の遺跡分布図（番号は文章に対応）



第2図 砂辺地区の土地利用図（戦前）

る。Ⅳ層は茶褐色土層でレンズ状になるグスク時代のプライマリな包含層の文化層である。Ⅴ層は大山式土器が出土する層である。Ⅵ層は赤褐色土層（島尻マーク）の地山層で、この層の上面にⅦ層から掘り込まれた柱穴が多数検出された。

遺構としては柱穴・集石・石列が確認された。柱穴・集石はグスク時代のものであるが、石列はグスク時代以後のものと判断された。

柱穴は直径20~30cmの柱穴群と直径50cm内外の柱穴群が集中し、柱穴群の平面プランは判断できないが、少なくとも、8軒の建物を想定することができる。その中でも直径50cm内外の柱穴群は柱穴がとびぬけて大きいことから、類似資料である読谷村吹出原遺跡、宜野湾市伊佐前原遺跡、奄美大島笠利町湊グスクで、6本や4本を単位とする高床、高倉が想定できる建造物にあたるものと考えられる。

最も出土遺物が多かった第Ⅶ層では、土器・石器・須恵器・白磁・羽口・土製品・鉄滓・滑石製品等の人口遺物がみられ、自然遺物としては黒曜石が出土している。

第Ⅷ層はグスク時代初期の12世紀から14世紀ごろの集落であり、第Ⅸ層は擾乱を受けてはいるものの、18世紀前後の人工遺物や自然遺物から、やはり、その周辺に集落が想定でき古島のあったことが伺い知れる。しかし、近隣の砂辺集落にはそれに関する伝承はない（第2図）。

3. 砂辺貝塚（字砂辺村内原147、502~505番地）（地図No.6）

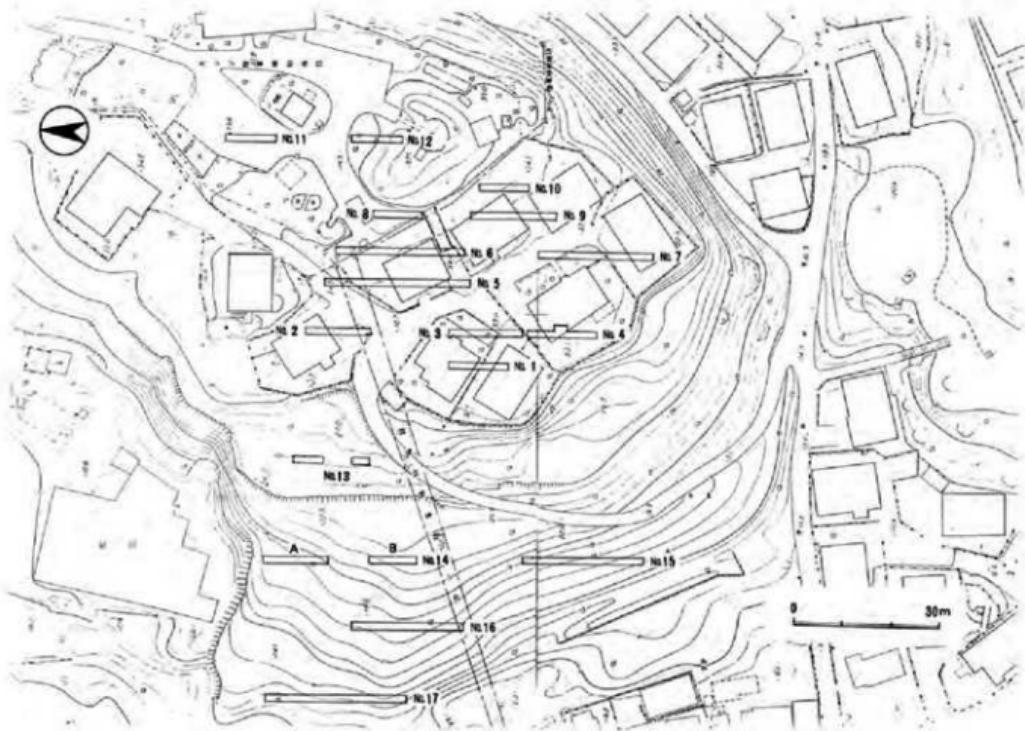
砂辺集落の東側に標高約38mの台形状の丘陵がある。丘陵上部は平坦部をなし、その平面観の形状は略南北に延びる洋梨形をしている。

戦後、米軍の採石により北東側と東側が削平され旧地形を止めているが、その際に土器が採集され、遺跡の発見の発端となっている。1959年当時は「深滅に近い程度されている」と記録され考えられていた。

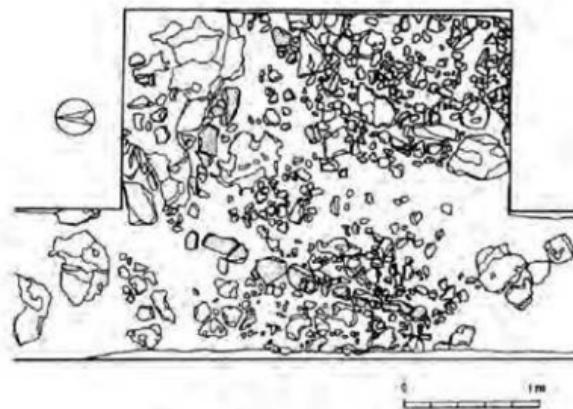
しかし、1986~88年の北谷町教育委員会の試掘調査の結果、中央部から西側にかけて包含層が残存していることが分かった（第3図）。特に西側縁辺部には2×2mの方形状に配石した住居址が確認された。さらに、砂辺集落と接する西側斜面には、前期Ⅳ・Ⅴ期の包含層の堆積がみられ、また、その上層には高名焼の甕や牛骨の出土する石敷遺構が検出された、これは伝承による加志原の上り道、あるいは拝所（伊平屋森）に通ずる道に相当するものと考えられる。

この丘陵部の平坦地からは、古い窯堂式土器から、大山式土器、カヤウサバシタ式土器、新しくは宇佐浜式土器のころまでの各型式の土器が出土した。

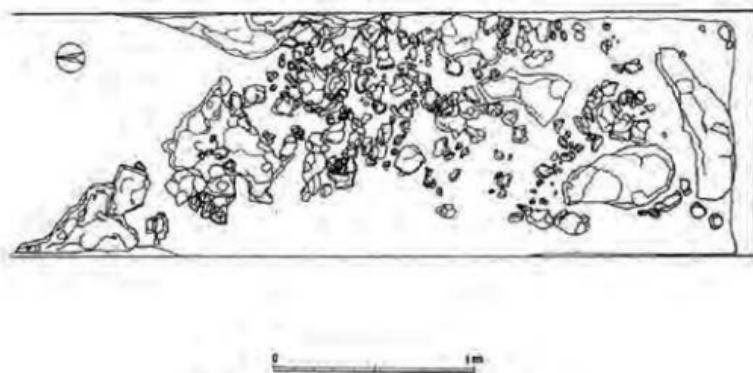
丘陵上部の層序は5層に分けることができるが、基本的には3層で、その内の第Ⅱ層が文化層であった。丘陵上部での遺構の検出は第4トレンチの中央部で住居址を一件検出した（第4図）。南東方向に向かって、北西方向の背後は基盤の石灰岩の高なりがみられた。住居址は直径約2mの方形形状を呈し、その輪郭は偏平な手のひら大の硬砂岩（ニービーの芯）で配石され、内部は拳大の石灰岩礫が密に重なり、平坦な面を形成していた。礫の間は木炭やその他の有機質を多量に含み黑



第3図 砂辺貝塚のトレンチ設定位置図



第4図 砂辺貝塚のNo.4トレンチ平面実測図



第5図 砂辺貝塚のNo.17トレンチ平面実測図

褐色をした土壌であった。その土壌の中から、大山式土器や室川式土器の破片が數十点あまり検出された。

西側斜面は戦後の宅地造成の折に三段の階段状に変形されている。しかし、調査の結果、西側斜面の全体を改変するほどのものでないことが判明した。

第二段目の平坦部の上層からは、喜名焼等の近世の焼き物が出土し、下層からは数十点の土器片が検出されたが、破片が小さく、型式名は判然としなかった。さらに南側では敷石と喜名焼の甕や牛骨が検出された。西側斜面の唯一の遺構の検出であった。それは、第17トレンチを斜めに横切る状況で、人頭大や拳大の石灰岩礫が散かれた部分が確認された。幅は約1mほどで、地形に沿う形でゆるやかな勾配をもっていた。その礫の間隔や間から、喜名焼の甕の破片や大型の牛骨片が出土した。喜名焼は1782年に塗壁に統合されたという記録がみられることから、少なくとも、山道はその以前に形成されていたものと考えられる（第5図）。

以上のように、砂辺貝塚は標高38mの丘陵に形成された、沖縄編年前IV・V期とダスク時代の複合遺跡である。しかも、丘陵上部には前V期に位置する2×2mの方形状の配石遺構をもつ住居址が確認された遺跡である。北西側の拝所近くでは、ダスク時代の遺物が出土する区域であることから、拝所との関わりやその出自を考える上で極めて重要な地城と考えられる。また、西側斜面に確認された石敷山道は、拝所との祭紀儀礼を考える上で、伝承の記録を証明する証として今後の詳細な調査がまたれる、貴重な遺跡でもある。

4. 砂辺ウガン遺跡（字砂片加志原524番地）（地図No.6）

砂辺集落の南東側に、砂辺貝塚の位置する標高38mの丘陵から北側に延びた標高22mのこんもりと樹木の茂った小丘陵がある。この小丘陵は砂辺の殿（トゥン）、神井戸、ノロ墓が存在する砂辺集落の中でも聖域とされている。この小丘陵は先の砂辺貝塚の丘陵とは一連のものであったが、戦後、開拓されたものであるという。1979年に調査をした恩河尚、具屋義勝、米田善治、照屋正賢の諸氏によるとダスク土器が採集できるという。遺物は殿の位置する中央部の高台から、南側斜面の石灰岩基盤の露頭の間の隙みから採取できる。しかし、その範囲についてはまだ明確ではない。

5. カーシーノボントン遺物散布地（字砂辺加志原340番地 他）（地図No.7）

砂辺貝塚の東側約600m、国道58号を挟むかたちで標高45mほどの石灰岩丘陵部があり、砂辺集落の人々からカーシーノボントンと呼称されている山である。この丘陵部は切り立った岩山をなしており、その周辺の崖地が墓域として利用されている。その地から延びる北側斜面の褐色土層から宇佐浜式土器が金城謙弘氏により採集されたが、詳細については不明である。

6. クマヤ一洞穴遺跡（字砂辺村内原49番地 他3筆）（地図No10）

クマヤ一洞穴遺跡は砂辺集落の南西側、海岸近くの標高約7mの低い石灰岩段丘にできた鍾乳洞に位置する。ほぼ東西に延びた全長40mあまりの鍾乳洞は、三つの連続した空間の洞穴（ガマ）から形成されている。入口は南東隅に鍾乳洞の特有な陥没したドリーネと呼ばれる縦穴で、直径約5m、深さ4mほどの口が開口している。その入口付近の光の届く12mの範囲である第一ガマに、先史時代の人々の痕跡はみられるが、その北西側奥の第二・三のガマには生活の痕跡は発見されなく、原始・古代の人々が、洞穴を利用する様相の一端をうかがい知ることができる。

洞穴は過去五期にわたりて人々の活動の痕跡を見ることができる。

最も古い一期目は、今から約5000年前の縄文時代前期に相当する前期Ⅱ期の、室川下層式土器の時代である。

出土土器は第二洞穴の入り口から2片、第一洞穴の南側に接続する鍾乳石から1個体、入口の南側から1片出土したが、他はすべて第1洞穴の人骨出土レベルから約1m下層から出土した。

二期目は約3500年～3000年前の縄文時代後期に相当する前期Ⅳ期で、伊波式土器や荻堂式土器、それに後続する大山式土器の時代である。

三期目は約2500年前の縄文時代晩期に相当する前期Ⅴ期で、カヤウチバンタ式土器、宇佐浜式土器、喜念I式土器などや、また、土器の頸部に突起をもつ磨研土器の影響を受けたものなどが出土する時期である。

四期目は約800年～600年前の時期で、いわゆるグスク時代に相当し、青磁・白磁の香炉や碗、刀子・ガラス玉・鐵鎌が出土する時期である。

五期目の近世になると、岩陰墓として利用されていた。さらに、第二次世界大戦中は、砂辺集落の人々が約300人ほどが、避難場所として洞穴の全域を利用していたことが、現場の状況や証言から分かった時期である。

クマヤ一洞穴遺跡が最も利用された時期は約2500年前の第三期目である。数百体の人骨が改葬されて葬られた墓域として利用された。入口付近の北側に鍾乳石柱を背にし、その全面部の疊三枚ほどの狭い範囲に密集した人骨が、厚さ30cmほども折り重なる状態で検出された。葬法は新しい死者が出ると、古いものは整理しなおす方法がとられて頭蓋骨は奥の北側へ、四肢骨は手前の南側に偏る傾向がみられた。人骨とともに、多量の土器や貝製の腕輪・首飾り・ヒスイ製管玉片、その他いろいろな副葬品や供獻土器が検出され、当時の人々の葬法や生活の一旦が想起された。

第四期目のグスク時代には、青磁・白磁の香炉や碗が十数固体分出土していて、しかもかなり良質な品物であることから、特定な人と関わる祭祀場所として利用されたと考えられる。また、鍾乳石柱の北側背後部には、置かれた状態のシャコガイ製の貝錘が35個も一括して発見された。

このようにタマヤー洞穴遺跡は、入口付近の狭い範囲にかぎって先史時代からグスク時代にかけて利用されるだけでなく、特に避難場所や沖縄諸島の風葬や改葬の源流を考える上で重要な遺跡だと考えられる。

7. 浜川千原岩山遺物散布地（字浜川浜川千原145、157番地 他）〈地図No10〉

標高10mほどの平坦地の浜川外人住宅地域に、直径約25m、高さ30mの円錐形状の石灰岩塊が飛び出した所がある。この突起した岩塊の中腹部には、古墓が数箇所確認されている。これらの周辺部で宇佐浜式土器に類似した小破片が、恩河尚・呉屋義勝・米田善治・照屋正賢諸氏により採集されているが、その詳細については不明である。

8. 浜川ウガン遺跡（字浜川浜川47番地）〈地図No11〉

県道23号線（国体道路）が国道58号に接する三差路の真向かいに、長さ15m、幅10mの楕円形で、高さ10mあまりの楕円柱状に切り立った石灰岩塊が突出している。ここは浜川集落の拝所になっていて、『琉球國由来記』にみられる「島森ヨアゲノ獄」にあたるという。

丘陵部の南側にあたる基部の緩斜面一体に海水産貝殻が散在している。1979年に調査をした恩河尚・呉屋義勝・米田善治・照屋正賢の諸氏によると砂丘系のくびれ平底土器が採集できるという。

採集土器はくびれ平底土器のみで、グスク土器や他の土器は含まれていない。また、タカラガイの装飾品も採集されている。同種のベンダントは伊是名村具志川島遺跡群第7地点でも採集されている。

これらの遺物が散在している、基部の緩斜面は石灰岩の基盤が露頭してるので、なんら施設らしき痕跡は確認できない。また、楕円柱状の丘陵上部から投棄されたと仮定してみると、上面によじ登るのに困難なことと、頂上部は基盤が露頭した凹凸が激しく狭いことから、生活できる場所とは不適当と考えられる。このことから当遺跡は生活址というよりは祭祀遺跡の可能性が高く、類例遺跡としては伊是名村アギギタラ貝塚があげられ、時期的にも同時期な遺跡である。

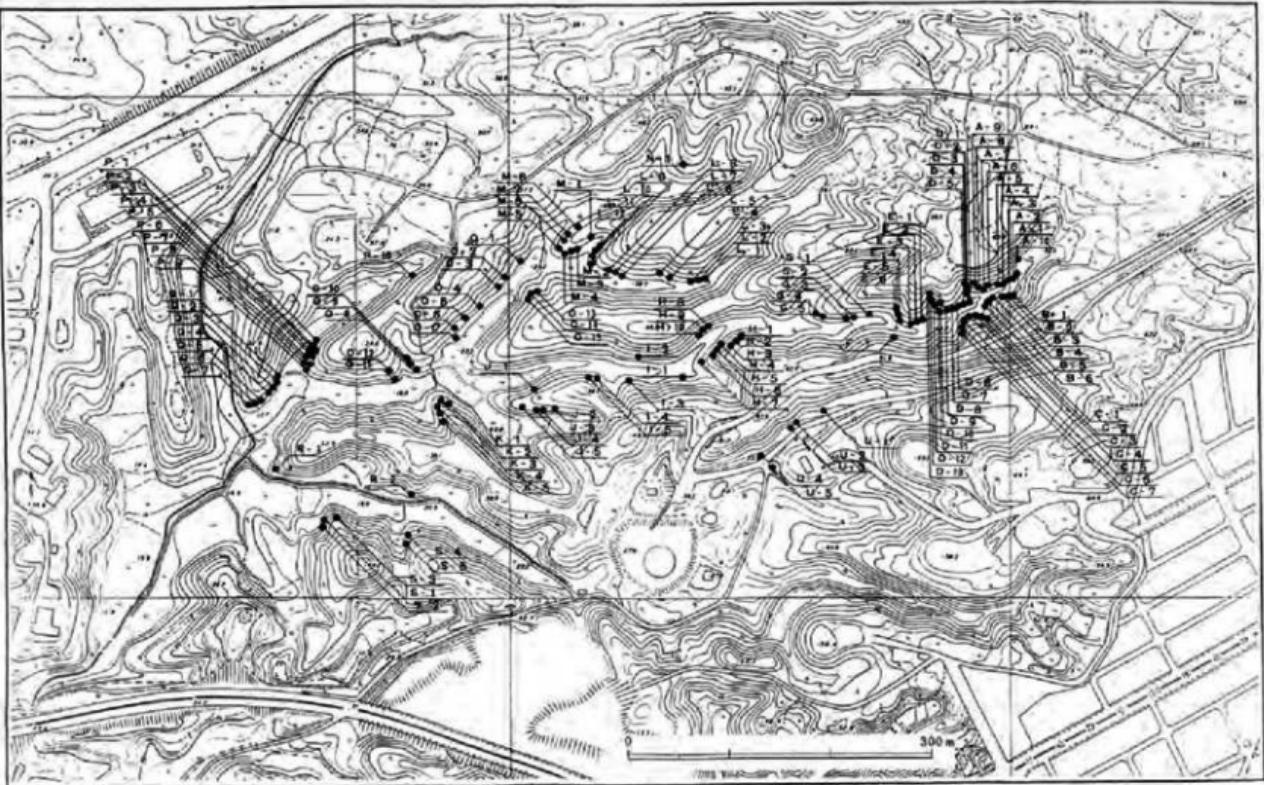
9. 上・下勢頭区古墓群（字上勢頭平安山伊森原・伊礼伊森原・下勢頭平安山下勢頭原）

〈地図No12〉

字上・下勢頭区は18世紀以後、首里・那覇の人々が入植した地域として著名で、その入植した人々が使用した墓域として上・下勢頭区古墓群は知られている。

調査地域は字上勢頭平安山伊森原・下勢頭平安山下勢頭原・伊礼伊森原の三つの小字にまたがる地域である。調査地区は、通称ウーサーモーと呼ばれる丘を東側の起点とする谷間と、その南側に位置するシシクムイを東側の起点とする二つの谷間が対象地域であった（第6図）。

発掘調査の発端は、嘉手納飛行場内の米人家族住宅建設に伴う事業で那覇防衛施設局がおこな



第6図 上・下勢頭区古墓群位置図

ったことによる。発掘調査を1983年におこなった。

今回の地区には136基の墓の存在が確認されたが、仮墓を加えると186基になる。それらは、數基を単位として存在しているのが判断できた。

墓の作りは、基本的に谷間の石灰岩と石灰砂岩の互層が露出して硬い石灰岩の部分を天井とし、柔らかい石灰砂岩層を振り込んで墓内として巧く利用している。その振り出された石灰砂岩を墓前に平坦に敷き、ハカスナー（墓庭）として用いている。

各墓の形態は、大まかに大中小の規模に分けることができる。总数136基の内、1/6が大型の亀甲墓・破風墓、2/6が中型のフインチャーマー（掘込墓）、3/6が小型のフインチャーマー・岩穴墓であった。これらは、各グループの内で混在するものもみられるが、大まかには中型の集中するグループ、小型の集中するグループの傾向がみられた。

個々の墓の中でも特に特徴的なものを上げると、O-4墓はボージャー型の厨子甕と3枚の蓋が検出された。O-8墓では頭位を北北西に向かって、仰臥屈膝の一次葬の人骨が発見された。骨と胸骨の下部から陶製の煙管が供獻物として検出された。O-9墓では墓室内に頭蓋骨（男性）と骨片が発見されたが、下頸骨やその他の骨は検出されなかつた。

P地区的墓は唯一の岩陰墓群である。幅12m、高さ2m、奥行き3mほどの大きさで、合計9基の墓が確認できた。

P-1墓は、厨子甕を1基安置できるのみの広さである。積石はわずかに下半分が残る。これらの積石の根石を取り除いた後、下層の明褐色層から人頭大のシャコ貝が対の状態で検出された。波状の復縫部を外側に向かって、層中に水平にみられたことから、意図的に安置したものと判断された。

P-4墓はP-3・P-5墓の間に位置する墓であるが、地上の構築物ではなく、地表下で根石と人頭大のシャコ貝が出土した。隣のP-5墓では寛永通宝の古錢が検出される時期には、すでに放棄されていたと思われ、P墓群の中では古い墓のひとつになると考えられる。

P-5墓の中央部からP-6墓の前面にかけて1固体ほどの幼年の人骨が散乱している。現位置を止めてなく、どの墓に所在するのか現状から判断できなかつた。頭蓋骨や胸骨などの骨は確認できるが、下肢骨はみられなかつた。

P-6墓は積石などの構築物ではなく、中央部に約1m×50cmの範囲に灰を含む硬質土壤の平坦部がみられた。その近くから男性用のジーファー（簪）が検出された。蟠火の跡であろうか。

その他、当地域には印部石や井戸、屋敷跡がみられた。

印部石（ルビン）は南東から北西方向に派生した小尾根の先端部、B-6墓の北西4mに位置する。直径約3m、高さ約50cmのもので、中央部に硬砂岩（ニービの芯）が置かれたマウンドである。周辺部には小礫が散在している。印部石は下端部は欠損しているが、上部の幅29cm、下部の幅22cm、高さ31cm、厚さ7cmの不正方形である。文字は右側に「さく原」、左側に「も」と印刻されている。

井戸はM-7墓の北西方向の谷間に位置していた。聞き込みによれば、アガリガーと呼ばれる井戸で、下勢頭区の人々が産湯や若水を汲んだとのことで、古くは湧き水であったが明治の終わりころ、現在の井戸に改築したとのことである。構築方法は、汲み上げる手前側は直線的に作られているのに対し、背面の上流側は弧状に重圧に作られ、外圧を考慮した構築方法がとられている。

屋敷跡は上勢頭区平安山伊森原1082番地と同1084番地に位置し、いずれも南西方向に開口した小谷を利用して、家屋の配置がおこなわれていた。

出土遺物は扇子壺（変形扇子・御殿形扇子）・壺・碗・茶碗・カラカラ・花瓶・杯・薬品瓶・金具・煙管・櫛・古錢など総数約200点ほどであった。なかでも扇子壺が最も多く、70%を示していた。

変形扇子はボージャー型と装飾を施す鉄軸型に分けられるが、前者が古く、後者が新しいと考えられている。ボージャー型は口縁部が丸く膨らみ、全形は卵形の丸みのあるもので、正面に切妻形の庇と空気穴がある以外は、無文の簡素なものである。17世紀の中頃まで遡るとされるものである。鉄軸型は蓮の花形の印刻線文様が施されるのが一般的である。正面に切妻形や唐風の庇と空気穴があるが、浮文や印刻線文で表現するものがある。前者が古く、後者が新しいとされる。

蓋の裏面のミガチをみると、道光・同治・光緒の中国年号がみられることから、19世紀の初頭から墓地として利用されたことがわかる。

上・下勢頭古墓群は、P墓群のように一部古い時期の墓もみられるが、大半は屋取村落の人々が19世紀ごろから集中的に使用した墓群であることが明らかになった。出土遺物にも地方ではみられない2~3の資料がみられた。

10. 伊礼原A遺跡（字伊平伊礼原188番地 他）（地図No.15）

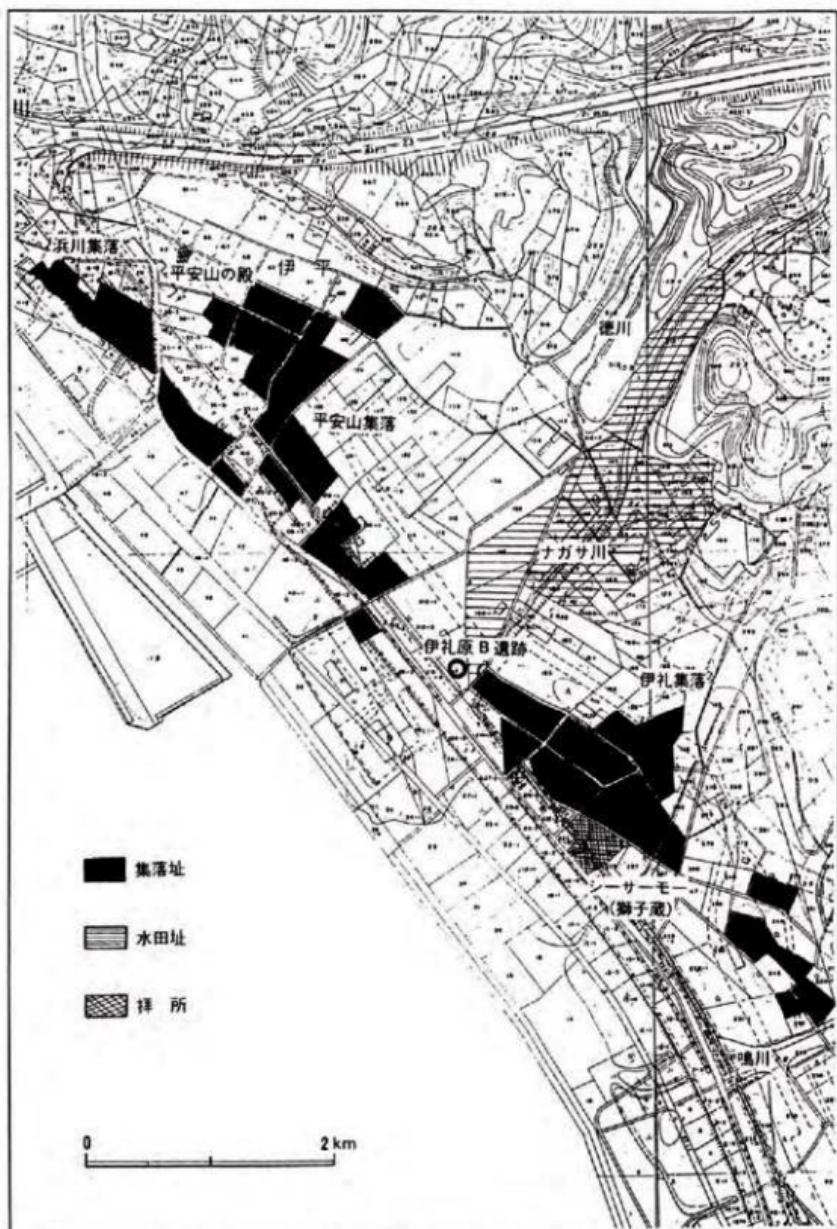
伊礼原B遺跡と同様に、キャンプ桑江内の河川工事の際に発見された遺跡である。シーサモーの北側約100mの位置にあたり、表土下1.5mの砂地に幅1.5mの範囲にわたり人頭大の石灰岩礫が密集したレベルが発見された。礫内からは近世の陶磁器に混在して歯骨などがみられた。特に下部のレベルから喜名焼の陶器が出土することから、18世紀後半期の古集落と考えられる。

11. 伊礼原B遺跡（字伊平伊礼原213番地、外2筆）（地図No.15）

キャンプ桑江のトクガ（徳川）が国道58号に交差する地域に位置する遺跡である。本遺跡は1988年4月、徳川の南東約600mに位置する奈留川を、徳川に合流させる河川工事の際に発見された遺跡である。

遺跡は、標高0.5~1mの海岸砂地に形成された低地遺跡である。

発掘調査は1988年8月におこなわれた。調査面積は301m²を任意に三等分し、北から一区、二



第7図 浜川・平安山・伊礼地区の土地利用図（戦前）

区、三区とし、発掘区とした。

本遺跡は低地遺跡で、旧河口とも相俟って遺物に多少の水害を受けていることなどから、本来の遺跡源位置よりは多少、移動した痕跡がうかがえる。

遺跡の層序は8枚確認されたが、第VI層と第VII層が文化層であり、第VIII層はさらに上下に細分できた。遺物の出土状況は、第3区で特に集中してみられる事から、本遺跡の中心部は南側の旧伊礼の集落からタランモー（獅子藏）一帯の隆起石灰岩の地域にかけて存在するものと考えられる（第7図）。

第1文化層であるVI層は、有機質を多量に含む灰黒色砂層の文化層で、青花（染付）、青磁、南蛮焼やイノシシ・牛・馬の下顎骨が出土し、混在して人骨も検出された。その下層からは砂丘系のくびれ平底土器が検出された。

出土遺物をみると、上層の陶磁器の機種の内訳をみると、碗、生花、香炉、擂鉢で、非日常的な生花・香炉の点数が出土しており、イノシシ・犬・牛・馬などの下顎骨の出土を考えると祭祀的な意味合いをもつ性格の遺跡かとも考えられる。時代的には陶器、有田焼や安南青花の17~18世紀の染付、青磁は碗の見込みにみられる印花文や「福」の文字がみられる15世紀の中頃から16世紀にかけてのものである。

第2文化層であるVII層は、枝サンゴから成る混疊砂層である。深さ50cmまでは土器が出土したが、それ以下では確認できないことから、調査を終了した。土器はローリングを受けていた。

出土土器は古いほうから、室川下層式土器、面縄前庭式土器、仲泊A・B式土器、面縄東洞式土器、嘉徳I式土器、伊波式土器と6種の型式がみられ、沖縄先史時代編前期II~IV期（以下、前期II~IV期と略記）で、縄文時代前中期～後期にまたがるものである。これらはすべて連續的につづくものではなく、室川下層式土器、面縄前庭式土器、仲泊A・B式土器の前期II~III期（縄文時代前中期～中期相当期）と、面縄東洞式土器、嘉徳I式土器、伊波式土器の前期IV期（縄文時代後期相当期）の二期に分けることができる。

人骨の所見は松下孝幸氏によると、前期II期の女性の脛骨体（1片）、グスク時代の頭蓋骨（6片）が確認されている。

歯骨の所見については、イノシシの家畜化はおこなわれていなかったであろうと川島由次氏は述べている。牛は現生の黒毛和種の中型の体格で、馬はヨナダニウマの骨格比較からほぼ同体形で、老齢馬と判断されている。

このように、伊礼原B遺跡の中心部は南側に広がると考えられる。

12. 桑江の殿遺物散布地（字桑江小堀原278・279・280番地）〈地図No16〉

奈留川が標高30mの石灰岩台地から沖積層の平野部に流れ出る境目には、ゆるやかな斜面が台地に沿って伸びている。そのゆるやかな斜面の左岸には標高9mほどの微高地があり、“桑江之殿”が位置している。ここはまた、現在のキャンプ桑江内に存在していた拝所を一同に集めた

所でもある。

この桑江之殿一帯はダスク土器と須恵器が採集されている。

13. 桑江遺物散布地（字桑江後兼久原 213-2番地 他）〈地図No16〉

米国海軍病院の北側には、標高約40mの石灰岩台地と前面に広がる標高約4mの沖積低地との間に緩斜面が南西に向いて、細長く伸びる。この緩斜面の地に祠があり、その周辺で土器片や石斧が採集された。発見者の金城謙弘氏によると集中している場所があるということから、散布地というよりは遺跡である可能性が高い。

採集土器や石斧をみると、口縁部が三角形状に肥口する宇佐浜式土器と、乳房状の石斧であることから、前戦期の時期と考えられ、砂辺貝塚の新しい時期とほぼ同時期のころと思われる。

14. 鹿化石出土地（字吉原栄口原・桃原）〈地図No17〉

桃原区の区画整備事業の宅地造成工事に際して、道路の切り通し壁面に現れた石灰岩露頭部の小さなフッシャー（割れ目）から、鹿化石骨が3片発見された。このことから、近辺に化石の堆積する中心部の可能性が考えられ、その周辺部の踏査をおこなったが、新たな遺物の発見はできなかった。

大城逸朗氏の鑑定によると、リュウキュウジカの右中足骨であるといふ。これらの鹿化石は沖縄諸島の石灰岩の洞穴やフィッシャー（割れ目）から出土する特徴があり、まれに人骨や人工遺物を伴うことが知られている。

15. 前原古島 A 遺跡（字桑江桑江原 60・62番地 他）〈地図No19〉

前原古島B遺跡と同様に、キャンプ桑江内の米軍小学校建設予定地に係る試掘調査の際に発見された遺跡である。米海軍病院の北西約130mの位置にあたる。表土下1.5mの砂地に幅1.5mの範囲にわたり人頭大の石灰岩礫が密集したレベルが発見された。礫内からは近世の陶磁器に混在して獸骨などがみられた。特に下部のレベルから喜名焼の陶器が出土することから、18世紀後半期の古集落と考えられる。

16. 前原古島 B 遺跡（字桑江前原 1018番地 他）〈地図No19〉

キャンプ桑江の海軍病院敷地の南西角の一帯が前原古島B遺跡である。

試掘調査によって発見された遺跡で、表土下約1.5mの砂地の層に厚さ約40cmの有機質層が確認された。同層には石灰岩礫が混ざり、沖縄産の壺屋焼や喜名焼が発見された。その下層では青磁片が発見された。

試掘の状況から同層の広がりは病院方向の北東方向へ広がる様相を示していた。それからみると戦前の桑江集落の方向に広がることになり、集落と重なることが予想される遺跡である。

17. 伊地差久原古墓（字桑江伊地差久原 841番地）〈地図No19〉

米国海兵隊病院の東側、約40mに標高10mの丘陵が位置している。この丘陵の南側斜面を平成4年11月に試掘調査をおこなったところ、墓前と思われる石積と床面が確認され、その下面から褐釉陶器（南蛮焼）の破片が3点検出された。このことから少なくとも18世紀以前の墓と考えられるものである。

18. 前原古墓群（字桑江前原 978-2、1070番地）〈地図No19〉

県道24号線の謝別入口から北谷郵便局へ向かうと、ゆるやかな左カーブで上り口にあたる。この上り口の左手約100mの基地内に、標高約10～20mの丘陵が西側に突出した部分がみられる。この突出部分の斜面には下半部が埋もれた8基の墓が確認できる。

19. 桃原洞穴遺跡（字吉原東新川原）〈地図No20〉

1966年、多和田真淳氏により発見された遺跡で、北側に開口した石灰岩洞穴である。現在、遺跡の入口は沖縄市南桃原に所在しているが、洞穴内部の大半は北谷町に位置している。

入口から奥行約5mまでは横穴で、そこから約10mの縦穴へと変わる。その縦穴の途中で化石人骨は発見されたという。

化石人骨は頭蓋骨が検出されている。炭素年代の数値からみると、約1万6千年前のものと考えられ、桃原洞人と鈴木尚氏により命名されている。

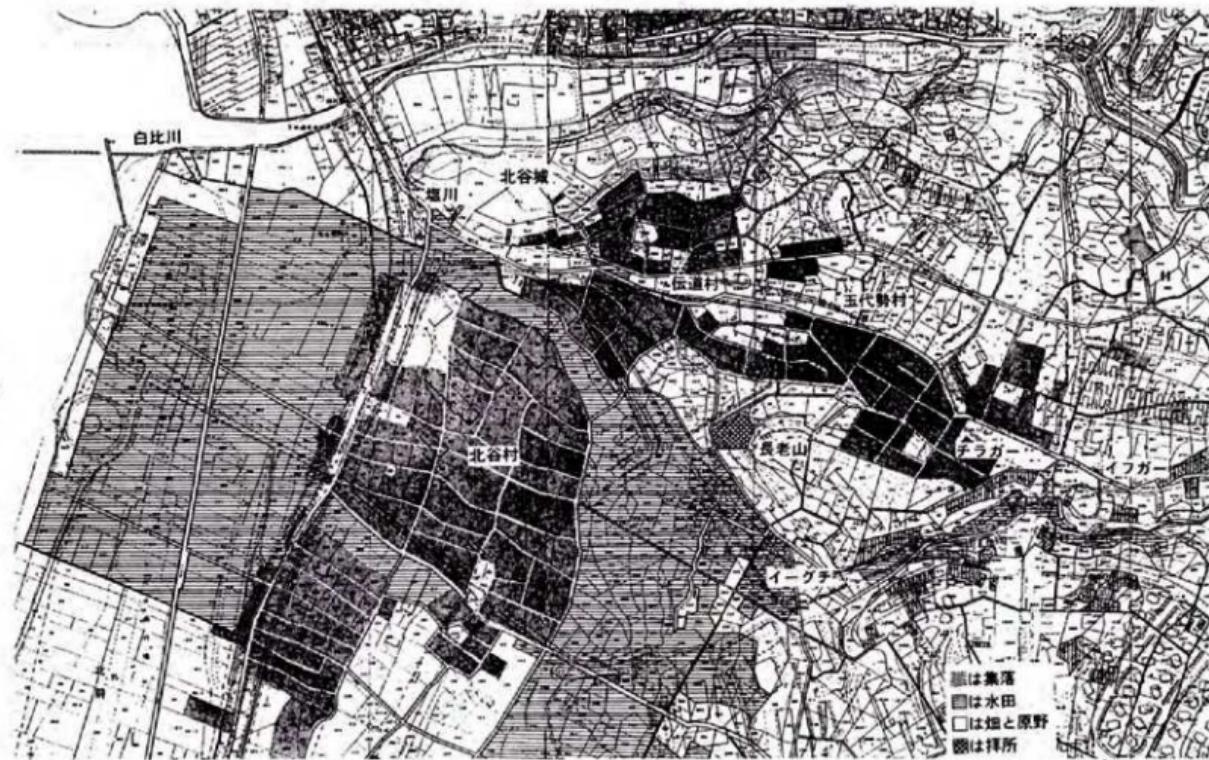
本化石人骨は町内唯一の化石人骨である。しかし、具体的な発掘調査はおこなわれておらず、今後の成果が期待される。

20. インディアン・オーケ号の座礁地（字北谷地先）〈地図No22〉

1840年8月14日に字北谷の地先で英國船東印度会社のインディアン・オーケ号がリーフに乗り上げ座礁した海底遺跡である。座礁地点は1984年の調査の結果、白比川河口の真西1050mにはリーフによって外洋と内海が分けられたラインが南北に走る。その地点から真南に250m下った地点にリーフの窪みがある。リーフの外洋には銅板や銅釘をはじめ同船の積載資料とみられる陶器片やワイン瓶などが検出された。内海には半径100mにわたって人頭大の黒褐色の円礫が無数に散乱していた。円礫は帆船の安定を保つために船艀に積載された重しと考えられるもので、この円礫については1970年に北谷採集の奇岩として前田四郎編の『沖縄産岩石雑誌』の報告がある。

海底調査は町在住の棚原盛秀氏とその同好会のメンバーで行われた。

調査方法は白比川河口のリーフを基準として南側に200m、西側に100mの範囲を鉄反応の磁気類度計による磁気探査、それと平行して遺物の良くみられる海底の割れ目を中心として、ダイバーの潜水による目視の方法により、50×80mの範囲を限定し、さらに10m×10mの細区画を



第8図 伝道・玉代勢・北谷地区の土地利用図（牧前）

海底に実際に釘を打ち、ロープを張り遺物の取り上げの調査区とした。

遺物は2ヶ所の割れ目（フィシャー）の砂中から採集された。これらの採集される水深は干潮時において3~4mほどの海底であることから、波浪の際にには洗われる深さと考えられる。

出土遺物は銅板3枚、銅釘1000点、染付碗・皿、大型荷輪陶器甕、彩色陶器、角柱瓶、ワイン瓶などがある。

21. 池グスク（字吉原東字地原・西字地原）（地図No.24）

池グスクは北谷城の出城として機能したという伝承のグスクである。北谷城の北側に白比川を挟む形で東西に延びる標高17m前後の丘陵が、国道58号を越えて延びていたという。戦前までは、その丘陵が現在の国道58号と交差するあたりに通称“北谷トンネル”が掘られていたが、戦中、日本軍によって破壊され、現在では宅地造成での痕跡は止めていない。しかし、白比川の上流の東側には丘陵の根幹が残存していて、両側は崖をなし、自然の要害をなしていたことがわかる。『北谷村誌』によるとトンネル開口以前は、海側よりに丘陵部を迂回する坂道があり、さらに海側よりは一段と高い丘陵があったため、北は浅波岬、南には城間岬が一望できたといふ。また、桑江よりの北側斜面（長崎原1122-1番地）にはビジルの祠があったが、現在は移動している。

大川按司の墓もこの丘陵崖下にあったが、移転された。その場所は字吉原東字地原1006番地で、移転の際に立ち会った。町子塚の蓋に“大川按司”と墨書が確認された。

池グスクはまた北谷城と同様に慶長の役には攻防の伝承を残しているが、その範囲や施設、文物等の痕跡を示す資料はみられない。

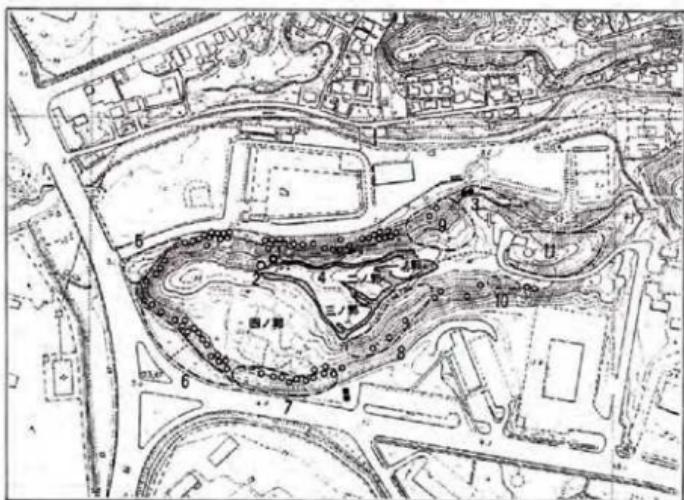
22. 白比川河口遺物散布地（字北谷西表原）（地図No.24）

1979年、白比川河口の左岸の護岸工事の際に、当時の琉球大学考古学クラブOBの恩河尚、呂屋義勝、米田善治、照屋正賢により、水摩を受けた貝殻条痕土器片が一点採集された。しかし、その後の土器の発見はなかった。この土器は水摩を受けていることなどから、当地は白比川の上流域、あるいは北谷城の南側を流れる水系の台流地点になっていることから、両川のいずれかの上流域に、遺跡の中心地は存在するものと考えられる。

23. 北谷城遺跡群（字大村城原）（地図No.24）

北谷城遺跡群は北谷城の丘陵部に分布する各期の遺跡を総称して付した名称で、12ヶ所確認されている。

北谷城の位置する丘陵は、幅100~150m、長さ500mで、標高44.7mを頂点とする、略東西に延びる琉球石灰岩の舌状台地から成っている。グスクはその頂点の中央部から西側半分の丘陵を石垣で取り組んで構成している。丘陵の北側には西流する白比川を伴っていることから、高



第9図 北谷城遺跡群配置図

さ10~20mの侵食による崖をもつていて、自然の要害の地となっている。南側は二段の崖からなっていて、そのふもとの斜面に北谷城と関わりのある伝道集落が位置している。この丘陵を形成している基盤の琉球石灰岩は、全体的に南西に傾斜していて、これを源とする湧水が伝道集落内のノロガーと、西側の国道58号と接するあたりに塩川と呼ばれるカーフがみられる。

北谷城の丘陵は、戦前までは東側に連なる丘陵が二つ存在していて、尾根の往来も可能であったが、東御嶽の位置する産みから、幅20mほど戦後削り取られていて、一見、独立丘陵の様相を呈している。

古地図をみると、北谷城の丘陵部との南東側には、独立した丘陵が伝道集落、メーグスク（前城）、玉代勢集落、長老山の四ヶ所がみられ、いずれもダスク時代の遺物が採集できることから、北谷城の性格を考える上にはこれらを含めて考慮することが必要と考えられる（第8図）。

北谷城の考古学的な紹介は、1960年の多和田真淳氏により“北谷城貝塚”と『文化財要覧』に報告されたのが初めてである。1957年4月に、現在、丘陵上部にあるタンク施設の造成中、米人ワトソンにより発見された跡跡が紹介されている。1979年には琉球大学考古学クラブOB思河尚、具屋義勝、米田善治、照屋正賢の諸氏によりフィールド調査が行われ、北谷城丘陵周辺には7ヶ所遺物の採集できる地区が確認された。1982年には北谷町教育委員会と同町史編纂室による平板測量調査が行われ、四つの石垣の区切りが存在し、三つの平場をもつ城郭であることが確認された。その後、1983年には金城謙弘・筆者による城斜面のフィールド調査が行われ、グスクの範囲や按司墓、その他古墓が82基、戦時中の水雷艇施設が確認された。

現在、北谷城の丘陵部には、古墓を含む12ヶ所の遺跡が確認されている（第9図）。

No.1 金満按司墓と称される墓で、北側の標高20mほどの高所に開口した自然洞穴を利用したものである。1960年代に移転を余儀なくされ、現在は利用されていない。入口は幅3m、高さ6mの縱長開口部に切石積みにより閉塞石としているが、上部まではおよばないとみられる。外界との出入りは、墓に向かって右側の急斜面に石段が設置されて墓道となっているが、前庭部の広場の痕跡はない。墓内は幅8m、奥行き6mの平坦部をなし、高さ6mほどの空間をもつていて、戦前までは丘陵上部のグスク側から道を下って墓参をおこなっていたが、戦後は下からよじ登っておこなっているといふ。

No.2 金満按司墓より西側に10mほど行くと、同じ標高のレベルに西向きに開口した小さな自然岩陰を利用した墓がある。墓口を野面積みで覆った墓で、前庭部に石碑を建立した痕跡の基部が残る。『北谷村誌』に雍垂豊佐敷筑登之興道という人物の墓には墓碑が存在していたとのことから、同氏の墓と考えられるものである。

No.3 雍垂豊佐敷筑登之興道墓よりさらに西側に10mほど行くと、かなりの崖崩れがあり、著しく破損した墓がみられる。北谷真牛の墓と称されるものであるが、外にも国道58号に面し、転石防止フェンスの裏手の破損した墓との説もある。『北谷村誌』や戦前みたことがあるという古者の伝承を総合すると、当地が最もその可能性が高いが、確認はできない。

No.4 タンク施設に付随している駐車場の北側斜面には、標高10mの崖の中腹に方形状に彫り込まれた2基の墓で、『北谷村誌』には白比川の対岸、謝刈側からメガネのように見えたといひものである。入口の幅2.5m、高さ1.3m、奥行き1.8mの規模である。さらに、入口の上下面には径15cmほどの円柱状の凹みが4対みられた。外界と木材によって閉ざしたとみられる墓で、今帰仁村運転港にみられる崖葬墓と類似している数少ないものである。

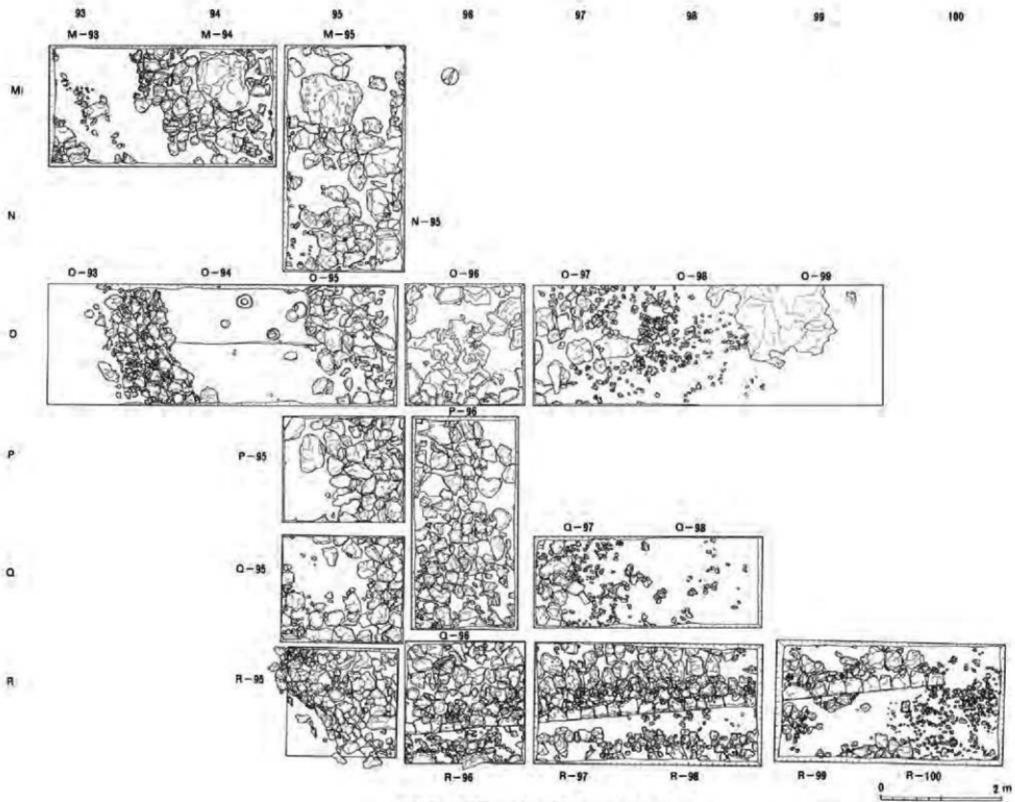
No.5 北谷城の北西隅の崖下のゲート近くで、菱形のくびれ平底の土器であるフェンサ下層式土器の採集できる地域であることが、国道58号沿いの排水溝工事中に、琉球大学考古学クラブOB恩河尚、貝屋義勝、米田善治、照屋正賢の諸氏により確認されている。

No.6 北谷城の南西隅、国道58号と県道130号線が接する地域で、前述の排水溝工事中に諸氏により、近世の陶磁器や菱形のくびれ平底の土器であるフェンサ下層式土器が採集されている。また、崖下には字北谷のウブガーである“塩川”と称する湧水がある。北谷城の攻防を左右したという伝承の残る湧水でもある。

No.7 北谷城の南側、県道130号線との間にあたり、旧伝道聚落の西隅に位置する所である。No.6地域のように一連の排水溝工事中に発見された地域である。近世の陶磁器や染付け、青磁等が採集されている。当地域の東側に位置する高圧線の鉄塔建設のおり、緊急発掘調査をおこなった結果、表土より2m下に2枚の文化層が確認された。これを北谷城第7遺跡として命名した。

No.8 グスクの一の郭・二の郭・三の郭の南斜面の崖下にあたる地域である。くびれ平底土器やグスク土器、陶磁器、青磁が採集できる。特に青磁が多く採集できる地域である。

No.9 グスクの北東部で丘陵がくびれる北側斜面にあたる。伊波・荻窓式土器系統の沖縄先史



第10図 北谷城二ノ郭の舍院跡のプラン状況

時代前III期の土器片が採集できる地域である。しかし、1993年の第9次発掘調査では発見できなかつた。

No.10 ゲスクの南東部の南側斜面に位置する。くびれ平底土器と貝殻が混在した層が露出している。これまでのところくびれ平底土器片のみが採集できる地域である。丘陵上部のタンク施設のあるNo.11地区の一部の可能性もある。

No.11 ゲスクの東側、タンク施設のある丘陵地域の周辺にあたる。1960年の『文化財要覧』に多和田真淳氏によって北谷城貝塚と紹介された地域である。

その他、北側斜面の下のふもとには戦時中、日本軍が構築したという水雷艇の格納庫が5基確認できる。これは対岸の池城の丘陵部の南側にも存在したが、現在は宅地造成のため壊され、墓地として転用されている1基以外は確認できない。戦跡考古学の一資料である。

北谷城

北谷城は1982年8月の平板測量をおこなって以来、その規模が把握できたので、北谷町教育委員会では1983年からは実質的な発掘調査をスタートし、1983年の第9次発掘調査までをおこなってきた。

測量調査の結果、標高44.72mの三角点を起点とする高所の石垣から、その以西に東西に延びる丘陵を南北に断ち切るかたちで三ヵ所の石垣が確認され、石垣の間には平坦部をもつ郭があることが確認された。東側の最も高く狭い郭の一の郭、二段目に高くやや広い二の郭、最も低く広い三の郭があり、丘陵にそって連なった形状をした連郭式のゲスクであることが判明した。

一の郭は東西約40m、南北約20mの800m²の広さの郭であり、二の郭は東西約30m、南北約50mの1,500m²の広さの郭、三の郭は東西約40m、南北約80mの3,200m²の広さの郭であることが確認され、真西の四の郭は東西約100m、南北約100mの10,000m²の広場で、総面積155,000m²でかなり大がかりな規模をもつゲスクであることが判断された。

第一次調査は1984年、二の郭で城郭の中でも最も遺物の採集がたやすいことから、合計10ヶ所の調査区をもうけた。

層序は6層確認された。Ⅲ層は暗褐色土の混礫土層で、第一文化層である。V層は黒褐色混貝土層で数点の陶磁器を含むものの、くびれ平底の土器が目につく遺物包含層で第二文化層である。

数石造構が第Ⅲ層で確認された。テーブルサンゴやヤクメイシが数センチ大の大きさで破碎されているものが一面に広がってみられた。柱穴は第V層から第VI層に掘り込まれていて、径50~60cm、深さ30cmほどである。柱穴には根石と思われる拳太の数個の礫が立位の状態でみられた。

出土遺物は人工遺物の土器・青磁・白磁・陶器・須恵器・瓦質土器・鉄製品・銅製品・鉛貨などがみられ、自然遺物では貝殻・獸骨がみられた。土器は底部がくびれ平底の特徴をもつてい

ゆる砂丘系土器と、鍋形状の器形をもつグスク土器がみられた。

出土した青磁から13世紀のものも数点みられるが、14~15世紀のものが主体をなしていることから、北谷城の盛行期はこのころに位置づけられることができた。16世紀の遺物はなく、染付（青花）の出土もないことから、それ以前で終了したと考えられる。

第2次調査は1984年、三の郭に位置する北谷のトラン（殿）が中央部よりやや南西側に戦後数年までは位置していた場所周辺でおこなった。ここではグスク土器を出土する層と、間層を挟んで下層にくびれ平底が単純に出土する包含層が存在することが判明した。

第3次調査は1985年、二の郭に本格的な施設のあることが予測されたので、遺構の検出に終始した。調査の結果、長さ約9mにわたりサンゴ石灰岩質の切石による家屋の雨端ラインが検出された（第10図）。

第4次調査は1987年、四の郭の南側の縁辺部に施設があるか、試掘区をもうけた。南側の縁辺部の崖の二ヶ所では、込め石を多量に用いて平坦部を形成していることが判明した。崖よりには人頭大の礫、山手側には拳大の礫を用いていた。礫に混在して土器や青磁・褐釉陶器（南蛮焼）が出土したことから14~15世紀の時期のものであることが判明した。このことは、ほぼ二ノ郭の舍殿址や三ノ郭の上層と同時に当たるものと考えられる。

第5次調査は1988年、二の郭の南側（舍殿址の南側）がどのように利用されているのかに努めた。調査の結果、直線に結ぶ石垣と門がみられ、さらにコーナーは角丸の石垣が確認できた。西側の石垣は約45cm大のサンゴや石灰岩の切石を用いているのに対し、南側の石垣は約80cm太の大型の石灰岩の切石を用いていた。また、一ノ郭あたりの石垣は約30cm大のサンゴの切石を用いていた。これらの石垣は、周辺から出土する青磁・褐釉陶器（南蛮焼）などから14~15世紀の時期のものと考えられる。

第6次調査は1990年、二ノ郭と三ノ郭との境の石垣にみられる門の検出に終始した。その結果、石垣の外側が確認され、石垣はすべてサンゴの切石をもちいていた。

第7次調査は1991年、三ノ郭の柱穴群のプランの把握に努めた。その結果、1mほどの不正橢円形と50cmほどの不正円形の遺構群、20cm前後の柱穴の3種類の遺構が確認された。これらの遺構内の覆土や遺物から、くびれ平底土器を含む12~13世紀の時期、青磁を含む15~16世紀の時期に区別されたが、そのプランは調査面積が狭いことから、明確にはできなかった。

第8次調査は1992年、第8次調査からは、これまでの調査区であるグリッド設定の方法を変え、座標による区画を設定し、1/500地図の地形図を基本として、グリッド設定をおこなった。座標の基点は、X=33.850、Y=26.800を基準とした。

今回の調査は、北谷城の最も東の石垣の規模とその性格の把握につとめた。石垣は、内面を基準として外側は6m幅のものと、9m幅の二つが確認された。6m幅の石垣は粗い面取りされた石が並べられ、9m幅のものは丁寧な切石であった。略東西に延びる石垣は長さ25mあり、両隅の角は丸く積まれていた。

第9次調査は1993年、北谷城の石垣から東側50mの地域に窪地があることから、人為的な場切りではないかとの可能性が考えられることから、その性格について把握することに努めた。二つ目には、北谷城の西側に広がる四ノ郭の地形測量をおこなった。窪地の調査区は南北から埋めている場所に5ヶ所設定した。調査の結果、長さ6m、深さ1mの窪地が確認された。窪地には上下の貝層があり、上層は青磁が混在するくびれ平底土器の層、下層はくびれ平底土器が単純に出土する層が確認できたが、窪地の性格については明確にできなかった。

以上が北谷城の第9次までの発掘調査の経過であるが、それを要約すると、北谷城は規模的に1.9ヘクタールの面積をもつことから首里城、今帰仁城、糸敷城、南山城に次ぐ大きさで、五指にはいることが判明した。型式としては東西に連なる郭をもつ連郭式のグスクで、出土遺物からみると、12世紀に始まり15世紀の中頃に終焉した古いグスクであることが明らかになった。

24. 北谷城第7遺跡（字大村城原325番地）（地図No.24）

当遺跡は北谷城遺跡群のNo.7の東隅にあたる。

北谷城の南側のふもと、県道130号線沿いにキャンプ瑞慶覧の第4ゲートの入口の真向かいにあたる。現況は標高7mの平坦地であるが、戦前の地形では北谷城の丘陵部のふもとに位置し、伝道集落の西隅にあたる場所である。

1983年、沖縄電力株式会社の瑞慶覧幹線移設工事に係る、鉄塔建設工事の事前試掘調査で確認された遺跡である。

発掘調査は1984年6月におこなわれた。調査の範囲は鉄塔の土台の脚の部分に限って5×5mの四ヶ所を対象としたが、北東側の二ヶ所はすでに削平されていた。よって、南西側の二ヶ所が調査の対象となった。北西角の調査区をN区、南西角の調査区をS区とした。

層序は14層確認されたが、一部は送水管施設のため最下層まで擾乱を受けている部分があった。Ⅵ層は石灰岩質の暗褐色土壌で、貝殻がレンズ状に数枚重なる混貝土壌の文化層である。しかし、人工遺物は全体的に散在する状態の第一文化層である。Ⅹ層は暗褐色混貝土壌の第二文化層である。

遺構の発見はなかった。

出土遺物は青磁・白磁・陶器・須恵器・土器・鉄製品・古銭・石器・貝製品等の人工遺物と、牛・馬・イノシシ・山羊の歯骨と貝殻等の食料残渣の自然遺物がみられた。しかし、2つの文化層の遺物には差異はみられなかった。

土器は底部がくびれ平底の特徴をもつむちゅる砂丘系土器と、鍋形状の器形をもつグスク土器がみられた。遺物の中では特にタイ産の焼き物が出土したことは船福遺跡や阿波根古島遺跡など南部のグスク時代の遺跡で発見されている。

ヤギの出土例は浦添城に次いで2例目である。ヤギに関する記録は「李朝実錄・中世琉球史料」(1477年)の15世紀であることから矛盾はないという。しかし、1点の資料であるので、今

後の資料の増加を待ちたい。

以上のように北谷城第7遺跡は、出土資料から15~16世紀ごろに堆積したものと判断できた。その後、数回の改変が第V層以後にみられ、最終的には戦前の屋敷の増築で落ち着いたようである。

25. 北谷番所址（字北谷北谷原4番地）〈地図No24〉

北谷城の南側には県道130号線が国道58号と接する三差路の南東角一帯が北谷番所址にあたり、現在はキャンプ場施設内に位置している。

名嘉正八朗氏の『歴史の道』によると、15世紀に番所が設置されることから、北谷番所もそのころ北谷城から移転したと考えられる。このことは、北谷城から出土する15世紀の青磁や南蛮焼等の以後の遺物がみられないことから、北谷城の機能が終了したことが伺え、北谷番所に移動したことを暗示しているものと考えられる。戦前は北玉小学校用地として転用された経緯をもつ。

番所の北東側、現在の三差路付近には「改造池城橋城橋碑文」にみられる一門のアーチ橋の城橋が架けられていたが、戦前、道路整備のローラー車両が橋を渡る際、重量に耐え兼ねて橋が落ち、見物人も死傷者が出了たといふ。

26. 吉原東角双原遺物散布地（字吉原東角双原931-1番地 他）〈地図No24〉

白比川の上流は、北側の新川と南側の佐阿良川とが合流するが、その合流する右岸の場所には、標高約56mの崖をもつ丘陵がある。その丘陵と白比川の間の斜面で石斧が1点採集された。

27. 山川原古墓群（字大村山川原448・450・454番地 他）〈地図No25〉

北谷城のある丘陵部は、東側のほうに大まかに三つの尾根からでき、略東西に延びている。その最も東側の尾根は標高41mほどあり、東側と北側に崖を形成していて、その崖の上部の岩陰や中腹部の小段丘に古墓が形成されている。

当丘陵部は1985年から採石工事の予定があり、事前の調査の対象になった。しかし、調整以前に業者によって墓内の厨子甕などが、すでに持ち出され、墓と厨子甕との関係が不明であった。

調査の対象になった古墓は、崖の北側中腹に残存する6基をおこなった。それらは全て崖面を掘り込みにより形作るフインチャーレの技法であった。奥行き3.5m、幅約2m、高さ1.5mの墓内の空間を作り、墓口は方柱状の石灰岩の切石をもちいて亜字形に組み、その両側と上部を一抱えほどの切石や自然縫で埋めて境としている。墓内は厨子甕を安置する特定の階段ではなく、平坦である。前庭部は墓内から掘り出された土砂により、平坦に形成しているが、幅約1m弱であることから、数名の人がやっと座れるほどの狭さである。

当地域から出された厨子甕は墓の特定ができなかつたが、厨子甕やその蓋に墨書きのあるものが

35例あり、判読した玉木順彦氏の説明によると、古いもので1715～1725年代のボージャ厨子壺や蓋がみられる。また、人骨に混在してヤコウガイ製の貝匙が一点検出された。

東側の崖面には8基のファインチャーミー墓が現存している。その内、2基の墓は特異で墓内の奥壁に墓道を作り、さらにその奥に墓内の空間を形成する二重構造をもつものがある。

28. 玉代勢原遺跡（字大村玉代勢原43・44番地）〈地図No.24〉

玉代勢力原遺跡は長老山の北側約200mに位置し、略東西にのびる標高約16mの丘陵の南斜面にあたる。当遺跡は戦前まで、その丘陵部に細長く存在していた玉代勢原集落のほぼ中央部に位置する。しかし、現状は北側となりを横走する県道130号線の拡張工事や、キャンプ場敷地内に位置することから、米軍隊舗の建設等により旧地形の形状は止めていない。

発掘調査は1991年、那覇防衛施設局の新設隊舗建設に係る緊急調査として、東西約35m、南北15mの525m²の範囲においておこなわれた。層序は細分すると13枚確認されたが、基本的に5層に分けられた。

Ⅱ層 暗褐色土層で、上下に分けることができる。上層（Ⅱa層）は炭化物などの有機質を多量に含み、戦前の屋敷址の石列が確認される。下層（Ⅱb層）は灰褐色土層で、やや硬質の層である。Ⅲ層は暗褐色土層で、くびれ平底土器と打製の石器やチップが単独に出土する層である。

石列は人頭大の石灰岩礫や硬砂岩を直線状に敷き並べたもので、3ヶ所で確認された。この石列の上面や礫の間からコバルト釉の壺屋焼やゴムスタンプを用いた白磁が出土することなどから、戦前の屋敷址であることが判明した。

出土遺物の種類をみると、人工遺物と自然遺物に分けられ、人工遺物は土器、須恵器、磁器、陶器、古銭、貝製品などがあげられ、自然遺物は貝、歯骨がみられた。

土器はくびれ平底土器とグスク土器に分けられ、その内、くびれ平底土器はすべて第Ⅳ層の下部からの出土でグスク土器は上部からの出土であった。

このくびれ平底土器は、最下層の第Ⅳ層で単純に出土した。土器と共に出土した木炭を2点、炭素年代測定をおこなった結果、1120±140yB.P. 1110±130yB.P. といずれも8世紀初頭の年代が得られた。くびれ平底土器からグスク土器への移行時期の目安が判断できた。

須恵器はカムヤヤ須恵器とともに、沈線による有軸羽状文の胴部片が検出された。手塚直樹・大橋康二氏の所見によると、石川県珠洲窯の可能性が高いものが出土している。青磁・白磁は14世紀中頃からものが出土し、染付（青花）は15世紀中頃から後続し、有田焼へとつながって出土している。陶器では、いわゆる南蛮焼の褐釉陶器が14世紀末期のものから出土し、それらに混在してタイ産の焼き物もみられ、17世紀中頃の喜名焼・湧田焼へと島内産のものへの変遷が伺える。これらの陶磁器は第Ⅲ層から第Ⅱ層にみられる出土遺物の変遷として捕らえることができた。

石器は石斧片や石皿片、凹石などがみられたが、特に第Ⅳ層で、くびれ平底土器と共にチャ-

ト製の打製石器やチップがみられた。長野真一氏によると溝を彫るものや、棒状のものをケズルものとして利用された工具であるという。

以上のように、玉代勢原遺跡は8世紀初頭のグスク時代を始めとして、14世紀中頃から戦前の屋敷跡まで、連続して利用された遺跡である。くびれ平底土器から青磁までの遺物は、北谷城で出土したものと類似していることから、相関関係の様相をしていたと考えられる。

29. 長老山遺物散布地（字大村玉代勢原14番地）〈地図№24〉

北谷長老山の一帯は、現在、キャンプ瑞慶覧の中に位置し、戦前の旧地形は止めていないが、1954年の米軍地図によると、この長老山は標高22mの舌状台地の西斜面に位置し、現在、こんもりとした樹木に覆われている。北谷長老山は、樹昌院の住持の墓地域として利用されてきたところであるが、特に、1580年代に玉代勢村に生まれ、臨済宗妙心寺派の正統を伝えたといふ「南陽紹弘禪師」の墓所として著名で、“長老山”と愛称され、町民の心のよりどころとされている。

現在、“長老山”はキャンプ瑞慶覧内に戦前まで位置していた拝所を、一同に集合した靈域でもある。

この丘陵部はまた、須恵器やグスク土器が採集できるグスク時代の遺跡でもあり、北谷城を中心としてグスク時代の背景を考える貴重な地点でもある。

30. 大道原A遺跡（字北谷大道原983、992番地）〈地図№27〉

キャンプ瑞慶覧の南東部は標高約20mの台地が広がるが、大道原にはその中でも標高32.3mの石灰岩の丘陵がある。その丘陵の北側斜面に試掘調査の結果、表土下80cmで厚さ約130cmの暗褐色土層がみられ、その層中にグスク土器が検出された。12ヶ所の内、4ヶ所で包含層が確認され、その範囲が想定できた。しかし、遺跡の中心部は現隊舎の建設工事の際に削平されたと考えられる。

31. 大道原B遺跡（字北谷大道原993番地）〈地図№27〉

大道原A遺跡の南東約50mに一段高くなった隊舎敷地がある。この南北に細長く延びる隊舎の西側で包含層が確認された。10ヶ所の試掘区の内2ヶ所の区で表土下0.8~1mで厚さ約70cmの暗褐色土層がみられ、その層の下半分に土器や木炭片が集中して検出される。周辺の地形や試掘調査結果から包含層の範囲は確認された2ヶ所の部分のみに限られ、他は擾乱や削平を受け消滅したと考えられる。出土土器は1cmと細片であるが、胎土の特徴から宇佐浜式土器の時期のものと判断された。

参考文献

1. 大城逸朗 1987年『失われた生物』シリーズ 沖縄の自然4 新星図書出版
2. 多和田真淳 1960年「琉球列島の貝塚分布と編年の概念補遺」『沖縄文化財調査報告書』琉球政府文化財保護委員会
3. 高宮廣衛 1964年「北谷村の砂辺貝塚について」『沖大論叢』第4巻1・2合併号 沖縄大学
4. 北谷町教育委員会 1984年『北谷城』第一次調査 北谷町文化財調査報告書 第1集
5. 北谷町教育委員会 1985年『北谷城第7遺跡』瑞慶覧幹線移設工事に係る発掘調査 北谷町文化財調査報告書 第2集
6. 北谷町教育委員会 1986年『上勢頭・下勢頭古墓群』嘉手納飛行場内における建設工事に係る文化財調査報告 北谷町文化財調査報告書 第3集
7. 北谷町教育委員会 1986年『インディアン・オーク号』北谷知先における範囲確認調査 北谷町文化財調査報告書 第4集
8. 沖縄県教育委員会 1987年『砂辺サーク原遺跡』北谷浄水場への導入管敷設工事に伴う緊急発掘調査報告書 沖縄県文化財調査報告書 第81集
9. 北谷町教育委員会 1989年『伊礼原B遺跡』旧メイ・モスカラー地区雨水排水施設工事に係る発掘調査 北谷町文化財調査報告書 第8集
10. 北谷町教育委員会 1989年『砂辺貝塚・タマヤー洞穴遺跡』範囲確認発掘調査報告書 北谷町文化財調査報告書 第9集
11. 北谷町教育委員会 1989年『北谷城』
12. 中村恵 1989年「墓の形態と副子甕のタイプについて」『シンボジウム南島の墓』沖縄の葬制・墓制 沖縄県地域史協議会編 沖縄出版
13. 沖縄県教育委員会 1989年『北谷長老山遺物散布地の調査概要』那覇防衛施設局のキャンプ瑞慶覧内における管理棟建設に伴う調査報告書 沖縄県文化財調査報告書 第89集
14. 北谷町教育委員会 1991年『北谷城』第六次調査 北谷町文化財調査報告書 第11集
15. 北谷町教育委員会 1992年『北谷城』第七次調査 北谷町文化財調査報告書 第12集
16. 北谷町教育委員会 1993年『玉代勢原遺跡』キャンプ瑞慶覧建設工事に係る埋蔵文化財調査業務報告書 北谷町文化財調査報告書 第13集
17. 真栄城兼良 1961年『北谷村誌』北谷村役場
18. 前田四郎編 1967年『沖縄産岩石鑑物図説』琉球政府立理科教育センター
19. 伊是名村教育委員会 1977年『具志川島遺跡群』第1次発掘調査報告書 伊是名村文化財調査報告書 第1集
20. 沖縄県教育委員会 1978年『津堅島キガ浜貝塚発掘調査報告書』沖縄県文化財調査報告書

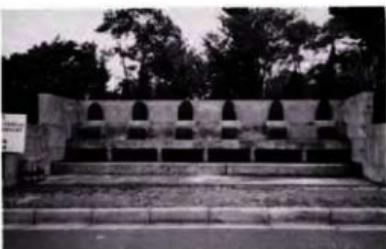
第17集

21. 沖縄県教育委員会 1981年 『伊計島の遺跡』 神山遺跡・仲原遺跡確認調査報告書 沖縄県文化財調査報告書 第41集
22. 沖縄県教育委員会 1983年 『植福遺跡発掘調査報告書』 上御願地区 沖縄県文化財調査報告書 第50集
23. 伊是名村教育委員会 1984年 『伊是名村の遺跡』 伊是名村 文化財調査報告書 第7集
24. 今帰仁村教育委員会 1984年 『今帰仁村の遺跡分布調査報告書』 今帰仁村文化財調査報告書 第10集
25. 沖縄県教育委員会 1985年 『シヌグ堂遺跡』 第1・2・3次発掘調査報告 沖縄県文化財調査報告書 第67集
26. 豊見城村教育委員会 1987年 『伊良波東遺跡』 伊良波小・中学校建設工事に伴う緊急発掘調査報告 豊見城村文化財報告書 第2集
27. 諫谷村教育委員会 1990年 『吹出原遺跡』 個人住宅建築に伴う緊急発掘調査報告書 諫谷村文化財調査報告書 第9集
28. 沖縄県教育委員会 1990年 『阿波根古島遺跡』 那覇・糸満線道路改良工事に伴う緊急発掘調査報告 沖縄県文化財調査報告書 第96集

第Ⅳ章 町内各区その他の文化財

上勢区の文化財

上勢頭集落のカーの合祀所 (上勢頭 伊礼 東原 527番地) 上勢区公民館の東側、上地流北谷伊礼船東隣に位置する。ここは上勢区地域の土地造成の際に造成地内のカーを一ヶ所に合祀したものである。しかし、現在、上勢頭としての祭祀はおこなわれていない。(図版13)



上勢頭集落のカーの合祀所

ウキンジュガー (上勢頭 御殿地原 502番地) 県営桑江田地の西側の谷面に位置する。戦前は字上勢頭の若水や産水に利用し、戦後も一時期生活用水として使用した。(図版13)



ウキンジュガー

下勢頭集落の拝所及びカーへのお通し場 (上勢頭 伊礼東原 610番地) BOOK BOX 北谷店南側に位置する。正面の石碑には、基壇に「業人豊年」と陰刻され、碑には「南無諸大明神」と陰刻されている。また石碑横は、カーへのお通し場である。(図版13)



下勢頭集落の拝所及びカーへのお通し場

砂辺区の文化財

伊平屋ウトゥーシ (砂辺 村内原 226番地) 砂辺集落の北東外れに位置する。伝承では、「ここは昔、神が豆（大豆）などの種子を持って降臨した地」で、この神の性格については、「シリ（汁）からミー（身）なす神」といわれている。この拝所では現在、旧暦の9月15日に伊平屋ウトゥーシという祭祀がおこなわれている。この際には、シリ豆腐が供えられる。(図版6)



伊平屋ウトゥーシ

砂辺ンマウイー（砂辺 村内原1番地）砂辺集落の西側に位置する。戦前はこの一帯で馬ハラシ（競馬）や村芝居がおこなわれた。このンマウイーの丘には、現在、西側に龜宮が祀られ、北側には、第二次世界大戦米軍上陸地モニメントが建てられている。（図版6）



砂辺ンマウイー

地頭火ヌ神（砂辺 村内原187番地）砂辺集落のはば中央部に位置する。伝承によると、この火ヌ神は、かつて砂辺の地頭職にあった仲宗根親要上に由来すると伝えられている。

この火ヌ神へは、かつて管理者の砂辺家から毎月の1日、15日に拝みをおこなっていた。しかし現在では、字のヤクミ（世話役）を中心に旧暦の8月頃に拝みをおこなっている。（図版6）



地頭火ヌ神

インガー（砂辺 村内原161番地）砂辺集落中央部、地頭火ヌ神南側に位置する。伝承によると、このカーは、早駆の際に犬が見つけたと伝えられている。（図版6）



インガー

カーバタガ（砂辺 村内原116-2番地）砂辺集落西側、宮平昌信さん宅内に位置する。かつては、村人の飲料水や、旧暦の正月元旦の若水汲みに利用された。（図版6）



ウブガ（ホーヤーガ）

ウブガ（ホーヤーガ）（砂辺 村内原40番地）砂辺区公民館の北西側に位置する。カーの形態としては、石灰岩地域によくみられる陥没ドリーネ泉である。このカーは正月のハチウビー（初水撫）や産湯に使う水を取るために利用されたという。このカーの拝みは、旧暦の正月2日のハチウガミ（初拝み）が津嵩山林堂門中によっておこなわれる。（図版6）

ティラガマ（砂辺 村内原49番地）砂辺区公民館の西側に位置する。伝承としては、中北山時代に今帰仁按司の子千代松が難を逃れて過ごした所であると伝えられている。この拝所へは、旧暦の9月15日に、ティラマーと称する拝みがおこなわれる。（図版10）



ティラガマ

トゥーティークー（砂辺 村内原）砂辺区公民館の北東側に位置する。『北谷町史』（第三巻上）によれば、「クラガーシルウム（白いも）と呼ばれる芋は根所の先祖がはじめて唐からもってきた」という伝承があるので、野國総官と関係のあるトゥーティークーの神を祀らなければならぬということになり、字砂辺戸主会として石碑を建立することをきめた」とある。ここへは、旧暦の正月7日に拝みがおこなわれる。また、供物は甘藷と菜の花である。（図版6）



トゥーティークー

ウフシー（砂辺 村内原147番地他）砂辺集落東側に位置する。『北谷町海岸・海域地名』によると、「タシミイは頂上の白っぽい石灰岩（ウフシー）が、夜航海する船からは、光った黄金に見えたことから、タカラムイ、タガニムイという地名がつけられた」とある。ここへは、カミウシーミー（神御清明）の際に拝みがおこなわれる。（図版6）



ウフシー

ウガン（砂辺 加志原524番地）砂辺集落南東側に位置する。この一帯は小さな社になっており、伝承によると、ここはとてもセジ高い社であるといわれている。この社には、頂上部にある「砂辺御嶽照神」という石碑のたたな御堂をはじめ、大小様々な拝所があり、村の神御清明の際にはそれぞれ拝みがおこなわれる。（図版6）



ウガン

ヌール墓（砂辺 加志原 526番地）砂辺集落南東側、ウガンの東側に位置する。この墓は、かつてノロ職にあった神女を葬ってあるといわれている。（図版6）



ヌール墓

ヌール火ヌ神（砂辺 村内原 147番地）砂辺集落南東側、根所東側に位置し、トゥンとも呼ばれる。この拝所は、『琉球國由来記』（1713）に記載されている、砂辺之殿と思われる。『琉球國由来記』によれば、この殿では、安福四祭（ウマチー）の時、砂辺地頭が花米九合、五水（泡盛）四合、神酒一完を供え、砂辺の村人が芋の神酒六完を供え、平安山ノロが祭禮をおこなうとある。古老人の話によれば、戦前の五月ウマチーには、平安山ノロがこの場所を訪れ、祭禮をおこなっていたという。しかし現在、この拝所での祭禮は途絶えている。（図版6）



ヌール火ヌ神

御神屋（ウカミヤー）（砂辺 村内原 124番地）砂辺集落の南東側、クシムイのふもとに位置する砂辺の根所、知念家の屋敷内にある。御神屋の神棚に向かって、左にはムラデーカミ火ヌ神（村火の神）、正面にカミウグанс（神御元祖）、右には千手觀音画像が安置されている。この御神屋では、旧暦の正月2日のハチウガミから始まり、旧暦の12月24日のフトゥチウガンまで、ほとんどすべての行事の拝みがおこなわれている。（図版6）



御神屋（ウカミヤー）

ニガン（砂辺 村内原 124番地）砂辺の根所の北側に位置する。この拝所には、向かって左側に火ヌ神が設けられ、その右側には香炉が二つ安置されている。今のところ不明な点が多い拝所だが、古老人の話をまとめると、かつてニードゥタルの神



ニガン

仏へ供える供物の煮炊き専用のシム（台所）であったと推測される。（図版 6）



シーシャー（獅子屋）

シーシャー（獅子屋）（砂辺 村内原 95 番地）砂辺区公民館の道を隔てた東隣に位置する。この建物は、旧暦の八月十五夜にニードゥタル（根所）やウマウイー（馬場）で演じる獅子舞の獅子をおさめてある御堂である。（図版 6）

ヌールガー（タキガーラ）（砂辺 加志原 524 番地）砂辺集落の南西側、ウガンの南西のふもとに位置する。このカーラーは、平安山ノロがウマチーの際に、ここで手足を洗ったとの伝承がある。（図版 6）



ヌールガー（タキガーラ）

東門毛（アガリジョーモー）（砂辺 村内原 106 番地）砂辺集落の南の外れに位置する。ここは、カンカーラの際に、供物として供えられる牛を置いた場所である。現在でも、カンカーラの際に、ビンシーと牛の内臓の料理を供えて拝みがおこなわれる。（図版 6）



砂辺ヌ前屋取の合祀所

砂辺ヌ前屋取の合祀所（浜川 千原 210 番地他）かつての砂辺ヌ前屋取の北側に位置する。正面左側は三つのカーラー、まん中はビジュル、右側の拝所は、いまのところ性格がよくわからない。古老によれば、旧暦の 2 月のクシュタッサー（獵休め）の際にここを拝んだという。（図版 10）



浜川ウガン

浜川ウガン（浜川 千原 47 番地）浜川交差点西側に位置する、円錐カルスト状の丘陵である。『北谷村誌』によれば、「部落の北の高地に、浜川オガソと称する御嶽があるが、琉球国由来記の各所祭祀の記録に浜川村、島森ヨリアゲノ嶽とあ

るのが此のオガシのことと察せられ」とある。『琉球國由來記』によれば、浜川ウガシは、「島森ヨリアゲノ嶽」、「神名インノ御イベ」と記されている。ここへは、ニンゲッチャと神御清明の際に拝みがおこなわれる。(図版11)

アーマンチュー (浜川 千原117番地) 浜川小学校北東側に位置する洞穴である。かつては、奥の方に入骨が散在していたという。ここへは、村の神御清明や、ニンゲッチャの際に、拝みがおこなわれる。(図版10)

喜友名小屋取の合祀所 (浜川 千原84番地) 県営砂辺団地の西側に位置する。この合祀所には、向かって右側から、ゆしみぬ神・ゆがふの神・うぶ井戸が祀ってある。左側にある二つの香炉については、今のところ不明である。(図版10)

孔連廟 (浜川 千原83番地) 県営砂辺団地の西側、喜友名小屋取の合祀所南隣に位置する洞穴である。石碑の字は、孔連廟と陰刻されているが、村の人は「コーシビョウ」と呼んでいる。伝承によると、「浜川集落の創始者は、中国から渡来し、最初このガマ(洞穴)で暮らし、その後、このガマで亡くなった。」といふ。この孔連廟へは、神御清明の際に拝みがおこなわれる。(図版10)

平安山集落の合祀所 (浜川 先原82番地) 孔連廟の南隣に位置する。ここには、三つの拝所が合祀されているので、拝所に向かって右側から紹介したい。

「白露之神」とあるのは、平安山ウガシの神であるといふ。現在でもこの合祀所で、白露の拝みがおこなわれている。



アーマンチュー



喜友名小屋取の合祀所



孔連廟



平安山集落の合祀所

「殿之神」は、平安山の殿のことである。戦前までは、旧暦の2月のクヌッカ（クシュタイのこと）や、旧暦の2月、3月、5月、6月のウマチーが殿でおこなわれたという。しかし、現在では、マンドゥンチの方々によって拝みがおこなわれているのみである。

「宇地川の神」は、平安山のウーチスカーのことである。伝承によれば、このカーアは、雨乞い祈願をおこなう所であったという。戦前までは、旧暦の2月のニンダッチャー、旧暦の3月、5月、6月のウマチーがおこなわれていた。しかし、現在ではニンダッチャーは神御清明の際にまとめておこない、旧暦の2月、5月、6月の三ウマチーは、浜川の根屋からお通し拝みでおこなっている。また現在、3月ウマチーはおこなわれていない模様である。（図版10）

宮城区の文化財

殿（トゥン）（浜川 千原45番地）浜川ウガンの南側にある駐車場の南隣に位置し、現在では、「殿の神」と除刻された石碑がある。この殿は、『琉球國由来記』にある、「浜川之殿」と推測される。これによると、この殿では、麦稻四祭（ウマチー）の際に、浜川の地頭が花米九合完、五木（御酒）八合完、神酒一完を供え、浜川の村人が神酒三完を供え、平安山ノロが祭祀をおこなうとする。（図版11）



殿（トゥン）



竜宮神

竜宮神（浜川 千原45番地）浜川之殿の西隣に位置している。伝承によると、この竜宮神は、アラファスシーへのカトゥーン（遙拝所）だという。かつては、旧暦の3月3日の竜宮神への祈願の際に、海産物を詰めたウジュー（重箱）を供えて拝みがおこなわれていた。しかし、現在では、神御清明の際におこなわれている。（図版11）



御神屋

御神屋（浜川 80-1番地）浜川の根所である、黒屋家屋敷内、東側に位置する。この御神屋も、砂辺の御神屋と同じ性格をもつものであると推測される。しかし、香炉に関する詳しい性格は、いまのところ不明である。（図版11）

浜川集落のカーの合祀所（浜川3-1番地）

国道58号、浜川交差点南西側に位置する。戦前の浜川集落には、メーガー、タシヌカー、イリヌカー、イリタシヌカーと四つの村共同のカーがあった。しかし、現在は、国道58号の拡張などでメーガーのみ残った。そのため、このメーガーに残りの三つを合祀している。かつては旧暦の正月3日にハチウピーという拝みがおこなわれていたが、現在では旧暦の2月のニングッチャヤーに拝みがおこなわれている。（図版11）



浜川集落のカーの合祀所

米軍嘉手納飛行場内の文化財

シーグゥー（上勢頭 平安山上勢頭原273番地）

かつての上勢頭集落の事務所北側、現在、米軍嘉手納飛行場内のソフトボール場南西側に位置する。この拝所は、地番の神といわれ、ニングッチャヤー（旧暦の2月2日）と旧暦の9月9日のシーグゥーガンが例祭であったという。現在では、旧暦の9月9日に拝みがおこなわれる。（図版8）



シーグゥー

ニシガ一（上勢頭 平安山上油原440番地）上勢頭与那覇組、かつての屋号大与那覇の南西側に位置する。かつて与那覇組では、ここから若木を汲んだという。（図版9）



ニシガ一

シードゥヌシー（下勢頭 浜川上勢頭原）上勢頭と下勢頭との境界付近に位置し、三つの高まりからなる丘陵であった。この三つの高まりは、西南西側から東北東側にかけてイリヌシー、ナカヌシー、ヒラカージーと呼ばれ、この三つの総称がシードゥヌシーであった。『上勢頭誌』中巻によれば、「この内、南西側のヒラカージーでは、本土や外国へ旅立つ人の安全を祈願した」とある。し



シードゥヌシー

かし、戦後米軍によってこのシーは削平され現在は、イリスシーの一部のみ残っている。(図版8)

フェースカー (下勢頭 平安山伊森原1011番地) かつての下勢頭集落の南側外れに位置する。

下勢頭には、もう一つ、このカーと同じ形状のニシスキーがあった。しかし、現在は確認できない。このカーは、谷の底面を掘って作った、いわゆる堀ぬき井戸である。井戸前面には、敷石があり、井戸正面から背面にかけては、切り石積みで半球形の高まりをなしている。また、井戸前面左側には、切り石があり、井戸前面右側には、切り石2個でできた角柱が設置されている。全体的にみて、非常に特徴のある形である。(図版12)



フェースカー(正面)



フェースカー(横面)

カーシヌシー (砂辺 加志原572番地他) 砂辺集落東側、タシムイの東側に位置する、円錐カルスト状の丘陵である。伝承によると、「昔、砂辺村のダンナン(屋号)の、アカルチ、タルルチといういたいへん力持ちの兄弟が、砂辺村東側のシー(岩山)からの障りを防ごうと、小山ほどの岩をこのカーシヌシーに設置した」という。(図版7)



カーシヌシー

ウカマジー (浜川 東久間作原252番地他) かつての喜友名小屋取南東側に位置する、円錐カルスト状の丘陵。第二次大戦中には、日本軍によつて、高射砲陣地が築かれた。現在でもその跡は残っている。(図版7)



ウカマジー

ゲシクンニー (浜川 千原271番地) 国道58号、航空隊入口バス停東側に位置する、円錐カルスト状の丘陵。『上勢頭誌』中巻によれば、「このシーには、敵の飛行機や船を監視する、「21番塞手納監視所」が昭和の始めに設置された。現在で

も、コンクリート製の建物跡が見られる。」とある。(図版11)

ウガンヌシー（平安山ウガン）（伊平 赤道原815番地）かつての平安山の上屋取の南側、グシクンニーの北東側に位置する。このシーは、『北谷村誌』には、「平安山オガシ」とあり、また、ここが「オヤギヤクイ君ガ嶽」ではなかろうかとある。『琉球國由来記』によれば、「オヤギヤクイ君ガ嶽」は「神名イシノ御イベ」とある。戦前までは、ここで白露の拌みが、おこなわれていたという。しかし、戦後この地域は米軍基地手納飛行場として接収されたため、現在宮城区のほうに合祀所を設けてある。(図版11)



グシクンニー



ウガンヌシー（平安山ウガン）

桑江区の文化財

桑江山田原の印部石（桑江 上桶川原）印部石とは、シリビーともいわれ、現在の国根点にある。この山田原の印部石は、元文二年（1737）から寛延三年（1750）にかけておこなわれた元文検地において作成された『桑江村竿入帳』をもとにして、浦添市教育委員会の安里進氏と宜野湾市文化財審議委員の米田善治氏によって確認・発見したものである。今のところ完全な形で、竿入帳の記述とともに確認できるのは、県内でもめずらしい。(図版16)



桑江山田原の印部石



平安山ノロ殿内

ミヤマシ原之殿（桑江 後兼久原）『琉球國由来記』によると、「ヤマシ原之殿では、旧暦の2月、3月のウマチーの際に、芋の神酒一完、旧暦の5月、6月のウマチーの際に、米の神酒一完を桑江の村人が供えて、平安山ノロが祭祀をおこなう」とあるが、現在その場所付近にはミヤマシ火々

神という拝所がある。(図版16)

栄口区の文化財

平安山ノロ殿内 (吉原 723番地) 栄口中央通り西側、沖縄職業能力開発促進センター第一職員宿舎西隣の島袋克章さん住宅敷内東側にある。ノロ殿内に入ると、正面の神棚に香炉が三つ、その左側に平安山ノロ火ヌ神が安置されている。ここでは、旧暦の正月3日のハチウガミ、旧暦の9月の白露の拝みなどが、郷友会やノロ殿内の家族員らによっておこなわれている。(図版17)



トーバルガー

謝苅区の文化財

トーバルガー (吉原 西上原405番地) 栄口中央通りの入口南側、謝苅一区バス停留所北東側に位置する。『井泉・水の信仰』(比嘉聰氏)によれば、「この井泉は、崎門門中が生活用水として、木道が普及するまで使用され、若水や産水が汲まれた。」とある。(図版20)



樹昌院

樹昌院 (吉原 西上原360-8番地) 沖縄職業能力開発促進センター南側に位置する。『北谷町史』によると、かつて樹昌院は、王代勢村の外れにあった。そして、明治23年には、法灯も絶えていて、無住の寺であったのを岱嶽(たい·れい)和尚が再建したとある。また、同じく町史によると、「沖縄戦後また無住の状態が続いていたが、1976年に字吉原に再建され、喜瀬守禪師が正住職となり、今日におよんでいる。現樹昌院の本尊は釈迦座像(木像)である。右脇土が達磨大師(木像)、左脇土が地蔵菩薩(木像)」とある。(図版20)



謝苅マーチューのビジュル

謝刈マーチューのビジュル (吉原 謝刈原 72番地) 北谷町立第一保育所の南隣に位置する。

『北谷町史』によると、「昭和13年に山内のビジュルから、ビジュルを勧請した。」とある。同じく町史を参考にすると、「祭日は、旧暦の2月2日・8月15日・9月9日・12月24日である。」とある。(図版19)



アガリヌカ一

アガリヌカ一 (吉原 謝刈原 126番地) 北谷町役場東側、真栄城兼徳さん宅南隣に位置する。このカーは、アガリヌカ一とも呼ばれ、謝刈屋取の人々が使用したカーであった。前述の比嘉氏の卒業論文によれば、「八月十五夜に、郷友会役員によって拝みがおこなわれる。」とある。(図版20)



村神屋 (ムラカミヤ)

村神屋 (ムラカミヤ) (吉原 1046番地) かつては桑江集落の中心部、現在は沖銀謝刈支店近くの、大城兼一さん宅内に設けてある。神棚は三つに区分され、向かって右側より、千手觀音の画像、中央には、神格化された遠祖を祀る香炉が八つおかれ、左側には大川按司、与那城王子、古波藏親方の香炉が三つ安置されている。ここでの拝みは、旧暦の正月一日の初拝みを皮切りに、年中行事ごとの拝みが、旧字桑江郷友会の役員によっておこなわれている。(図版19)



けらまじ一跡所

クランモーとその付近の文化財 (宮城区)

けらまじ一跡所 (伊平 伊礼前原 36-4番地) 県営美浜団地の北東側の埋立地に位置する。かつては、この近くの海岸線にあった岩であったが埋

立地造成の関係でこの場所に移動させ設けた。『北谷町海岸・海域地名』によると、「戦前は諺満3月3日、キラマジーの手前でゲーン（すすき）を結わえて輪をくぐってから、キラマジーを押し、その後クランモー（蕨森）の北數十米のところにあったトゥンに移動した。」とある。1992年までは、皇紀2641（西暦1981）年旧5月吉日酉年と陰刻された祠が建立されていたが、1993年吉日には、新たに、コンクリート造りの祠が設けられている。(図版15)



伊礼集落のカーカーの合祀所

伊礼集落のカーカーの合祀所 (伊平 伊礼原224番地)

国道58号東側、仲村文清さん宅南隣の蕨森（クランモー）に位置する。ここには、後の井戸、蕨森南井戸、上間兼久井戸の四つが合祀されている。『蕨森・獅子舞い復活記念誌』によると、「昭和57年に蕨森が返還され、この蕨森整備工事の際にクランモーのケブガーラーが確認された。そこで、このカーカーに、姿を消した4つのカーカーを合祀した。」とある。これらのカーカーには、旧暦の2月におこなわれるニンガチャ等の際に拝みがおこなわれる。(図版15)



伊礼の殿

伊礼の殿 (伊平 伊礼原224番地) かつては、伊礼集落北側に位置していたが、現在は蕨森に設けてある。『琉球國由来記』によると、この殿では四ウマチーの際に、花米九合完、五水（御酒）四合を伊礼大屋宇が供え、神酒二完を伊礼の村人が供え、平安山ノロが祭祀をおこなうとある。(図版15)



字火ヌ神と土帝君

字火ヌ神と土帝君 (伊平 伊礼原224番地)
蕨森内にあるカーカーの合祀所横に位置する。現在のところ、性格等は不明である。(図版15)

宇伊禮祖靈の墓 (伊平 伊礼原 224番地) 蔵森内に位置する。戦前のこの墓は、自然の岩穴をそのまま利用したもので、中には人骨が散在していたという。その後、米軍の土地接收で、移動を余儀なくされた人々は、散在する遺骨を謝肉に設けた仮墓に安置した。そして、昭和59年に元の場所に遺骨を移し安置したという。(図版15)



宇伊禮祖靈の墓

シーシヤー（獅子小屋） (伊平 伊礼原 224番地) 昭和59年に蔵森に、獅子とともに再建された。戦後、伊礼の獅子舞いは途絶えていたが、昭和60年には復活し、毎年旧暦の八月十五夜には、蔵森にて演じられる。(図版15)



ホースガード

宇地原区の文化財

ホースガー (吉原 東宇地原 1108番地) 国道58号、謝肉交差点東側の谷間に位置する、たいへん水量の豊富なカーグである。このカーグは戦後しばらくの間、簡易水道の水源として使用されていた。(図版19)



竜宮

竜宮 北谷公園入口付近の交差点北東側に位置する。かつてここでは、旧暦の正月のハチウガミやフトゥチウガン、また、旧暦の5月のハーリーの際には、糸満出身の方が拝んだといわれている。現在では、旧暦の5月に、竜宮神拝みがおこなわれている。(図版18)



ビジュル

ビジュル 北谷町立第四保育所の西隣に位置する。かつての桑江タ前のビジュルといわれているが、いまのところ拝所の性格は不明。(図版23)

米軍キャンプ桑江内の文化財

諸大明神（桑江 小堀原279番地）北谷高校西側ふもとに位置する。この祠は、1985年3月に移転奉納とあり、祠内の石碑には、「諸大明神」と除刻されている。この拝所に関する性格等は不明である。（図版16）



諸大明神

旧字桑江御願所（桑江 小堀原279番地）北谷高校西側、諸大明神の祠の東隣に位置する。ここは、通称カルカーと呼ばれている。ここには、10ヶ所の拝所が合祀されているので、拝所に向かって右側から紹介したい。（図版16）

「ニースファ」

かつての桑江集落の西側、現在の旧字桑江御願所に位置していた。伝承によれば、ここには、竹山御靈の神を遷座してあるといわれる。今でも、旧桑江郷友会のヤクミ（世話係）数名によって、村の安泰や村民の健康祈願がおこなわれている。

「竹山御靈」

桑江公園付近に位置していたガマである。伝承によれば、ここは谷茶接司に攻められた、北谷ダスクの大川接司が逃げ延びた所で、それに由縁する御靈であるという。

「土帝君・トン」

かつての桑江集落の南東側に位置していた。『琉球國由来記』によれば、トンでは、四ウマチの際に、花米九合完、五水（御酒）六合、神酒一完、シロマシ一器を桑江地頭が用意し、神酒二半完を桑江の村民が用意し、平安山ノロが祭祀をおこなうとある。土帝君では、戦前までニンゲッチャーの際に、シンムイイ（看を盛ったもの）を供えて、豊作の祈願がおこなわれたという。しかし、現在では旧字桑江郷友会の役員数名による拝みがおこなわれているのみである。

「カンカ神」

かつての桑江集落西側に位置していた。この神は、旧暦の12月7日におこなわれる、カンカーに関係するといわれる。かつて、この行事では、豚を屠殺解体し、村の入り口等にヒジャイナー（左繩）に解体した部位を挟み吊り下げ、悪霊等の侵入を阻止した。現在では、この行事は省略され、郷友会数名による拝みがおこなわれているのみである。



旧字桑江御願所

「豊年神・サーターモー」

かつての桑江集落の南側に位置していた。ここには、サーターヤーがあり、それで村の人々は、ここをサーターヤーセーと呼んでいた。

ここには、豊年神・遊神が祀られ、旧暦の8月15日には、「十五夜遊び」と称し、豊作を感謝する唄や踊りが奉納されたという。

「遊神」

「豊年神・サーターモー」を参照。

「びじゅる」

かつての北谷トンネル（現在の国道58号、諫勅交差点南側）の北西隣に位置していた。『北谷町史』によると、「このビジュルは、昔天間権現とタサイ（特別な関係）といわれていた」とある。現在おこなわれている拌みについては、不明である。

「塩川」（シブガ）

かつての桑江集落の南東側、トンの南側に位置していた。かつては、このカーラウブミジ（産水）を汲んだという。

「大荒神川」「村火の神」

現在のところ、戦前の場所等については不明。

北前区の文化財

塩川（スーガー）（大村 塩川原380番地）

国道58号、北谷交差点北東側、北谷ダスクふもとに位置する。このカーラウブミジ（産水）とも呼ばれる。戦前までは、字北谷の人々が、正月の若水を汲んだという。現在では、旧暦の正月3日のハチウビーと、旧暦の8月11日のカウビーの際に拌みがおこなわれる。（図版24）



塩川（スーガー）

マタジ（北谷 西表原388番地）かつての北谷集落西側外れ。現在、北谷ノロ殿内北側の川の河口、北側に位置する。伝承によれば、北谷ノロは、かつてここにあった、マタジカーラウブミジ（産水）で蚕或沐浴し、祭紀に臨んだという。現在では、旧暦の5月4日に童宮拌みがおこなわれる。（図版23）



マタジ

北谷ノロ殿内（北谷2丁目19-2番地）北谷町の、旧ハンビー飛行場跡地の造成地、末吉清信さん宅母屋西隣に接して位置する。ここには、正面の神棚に向かって左側にノロ火の神がある。中央左側は、中央の神棚は二つに区切られていて、中央左側は、左から、今ヌール、中ヌール、先ヌールを祀っている。中央右側は、左から、タニデー、ウサチカニマンを祀っている。神棚右側は、カンティンオー（閻帝王）の掛け軸を祀っている。現在、ノロ殿内でおこなわれる旧字北谷の年間行事は、旧暦の5月14日・6月14日のウタカビ、旧暦の5月15日・6月15日のウマチー、旧暦の7月17日の17日遊びである。（図版23）



北谷ノロ殿内

アラファヌシー（北前 安良波原132-2番地他）ハンビータウン西側海岸に位置する岩礁。『北谷町海岸・海域地名』によれば、「東側（海岸側）より、アラファヌシー、アラファナカスシー（海中にある）、シーグガー、ハシ・シーグガー、がある。」とある。しかし、同じく同書によれば、「他の説では全体がアラファ・ヌ・シーで、手前からメースシー、ナカスシー、シーグラー、ハヌシシーグワーともある。」という。『北谷町史』によれば、旧暦の5月4日にハーリーがおこなわれ、その際には、豊漁と航海安全を祈願したという。（図版26）



アラファヌシー

北谷グスク（米軍キャンプ瑞慶覧）内の文化財

東リ御嶽（大村 城原369番地）かつては伝道集落北東側。戦後は、長老山に他の拝所とともに合祀されていたが、1993年に、北谷グスク三の郭南西側に再建した。伝承によれば、この東リ御



東リ御嶽

豊横には山原タボー御嶽（今帰仁村字今泊）へのお通し場もあったという。現在は、旧暦の5月と6月のウマチーの際に拝みがおこなわれる。（図版24）

殿（トゥン）（大村 城原369番地）戦後、長老山に他の拝所とともに合祀されていたが、1993年に、北谷グスク三の郭南西側に再建された。この拝所は『琉球國由来記』に記載されている「北谷城内之殿」と推測される。この由来記によれば、ここでは、旧暦の5月、6月のウマチーの際に、

- ・祭地頭と按司がそれぞれ、花米九合完、五水（御酒）八合完、神酒一完を供える。
- ・王代勢の地頭が花米九合完、五水（御酒）四合完、神酒一完を供える。
- ・伝道大屋子・津嘉山大屋子・吉味大屋子が花米九合完、五水（御酒）六合完を供える。
- ・王代勢の村人が、シロマサ一器、神酒壺完を供える。
- ・北谷の村人が、神酒三完を供える。

この際には、北谷ノロが祭祀をおこなうとある。現在では、市販のにごり酒等を供え、旧暦の5月、6月のウマチーの際に拝みがおこなわれる。（図版24）

西御嶽・十三香爐（大村 城原383-1番地）戦後長老山に合祀されていたが、1993年に、北谷グスク西端丘陵部分に再建された。この拝所は、『北谷町海岸・海域地名』によると、「琉球國由來記」に記載されている、城内安室崎之御嶽と推測される」とある。また、由来記によると、この拝所は「神名、イシラゴノ御イベ」とある。また、この拝所は13個の香炉に因み、13神ともいいう。伝承によれば、この拝所は、12支とそれを一つに



殿（トゥン）



西御嶽・十三香爐

結ぶ火ヌ神であるという。この拝所は、男子禁制であり、立ち入りはゆるされなかったが、北谷三箇の大綱引きのメークガミの際にには、立ち入りがゆるされたという。現在では、旧暦の5月、6月のウマチの際に拝みがおこなわれる。(図版24)

グスク火ヌ神 (大村 城原383-1番地) 北谷グスク西端の丘陵地、西御嶽南側ふもとに位置する。伝承によると、西御嶽に入る際には、まずここを拝んだという。(図版24)

米軍キャンプ瑞慶覧内の文化財

伝道集落の合祀所 (大村 玉代勢原14番地)
長老山に位置する。ここには、かつての伝道集落の拝所及びカーオ合祀している。ここには三つの拝所がある。そこで、拝所に向かって右側から紹介したい。(図版24)

「山洞拝所・御風水神」

かつての伝道集落の中央部に位置していた、洞穴をさす。この洞穴には、黒い石を使用して作られた、洞門が4基安置されていたといふ。

ここへは、旧暦の2月のニンダッチャの際に、拝みがおこなわれる。

「村川」

かつての伝道集落のヤマガマの南側に位置していた。

「チン川」

場所は不明。

「女井」

かつては、伝道集落西側に所在し、現在は、字北谷カーオの合祀所に祀ってある。伝承によると、このカーオは、北谷グスクのウナジャラ(王妃)の洗髪や沐浴に使用したカーオだった、といふ。

最後に、ここのかーの合祀所に関しては、北谷ノロ殿内の家族員によって、旧暦の正月3日のハチウビーと、旧暦の8月11日のカーウビーに拝みがおこなわれる。また、伝道集落のウフヤ門中からも、旧暦の正月3日のハチウビーと、旧暦の2月のニンダッチャに拝みがおこなわれる。



グスク火ヌ神



伝道集落の合祀所

長老山（大村 玉代勢原14番地）米軍キャンプ瑞慶覧内に位置する。『北谷村誌』によれば、ここは、「沖縄にはじめて臨済宗妙心寺派を伝えた、北谷長老（南陽紹弘禪師）をはじめとして樹昌院歴代の住職を葬った墓所」だという。ここでは、旧暦の9月15日に、長老祭という行事がおこなわれる。（図版24）



長老山

玉代勢集落の合祀所（大村 玉代勢原14番地）長老山に位置する。ここには、かつての玉代勢集落の拝所及びカーを合祀している。ここにも、三つの拝所が合祀されている。拝所に向かって右側から紹介したい。（図版24）

「新根毛・土帝君」

かつての玉代勢集落南西側、長老山東側のアランモーに祀られていた。『北谷町史』によると、「ここでは、旧暦の9月9日のタングッチクニチにはトゥーティーター拝みをおこなった」とある。また、旧暦の10月のタントゥイ（種子取）の日には、村中の子どもたちが、アランモーに集まり持参したおにぎりを食し健康を願ったといふ。

「樋川」

かつての玉代勢集落中央部、アランモーの北側に位置する。伝承によると、このタメーシヒージャー（玉代勢樋川）は、玉代勢の村立ての際に、神々が使用したカーといい、そのためこのヒージャーは神ガーラだという。また、玉代勢集落は、このヒージャーを境にして、東側をイーンダカリ、西側をシチャンダカリと呼んでいた。

「チブ川」

かつての玉代勢集落東側、現在キャンプ瑞慶覧軍の消防署南側の谷地に位置する。このカーはンブガーともいわれ、産湯や水無での水を汲むカーであったという。現在でもカーの形跡は残っていない。



玉代勢集落の合祀所



チブ川

るが、ここに合祀してある。

最後に、ここのかーの合祀所に関しては、北谷ノロ殿内の家族員によって、旧暦の正月3日と8月11日にカーウビーと称して、それぞれ拝みがおこなわれる。

字北谷カーの合祀所（大村 玉代勢原14番地）長老山内に位置する。ここは、かつての北谷集落にあったカーを合祀したものである。ここも、拝所に向かって右側から紹介したい。（図版24）

「カンタヌ井」

戦前の字北谷東側の東表原に位置していた。

伝承によると、このカーは、北谷の始祖（ハダカ世）が使用していたという。

「ウスク井」

かつての北谷集落のメースハルに位置した。伝承によると、北谷集落の創始者達が最初に使ったカーだといわれる。また、このカーの前の田圃が、ウスクガーダという伝承もある。

「スミムン井」

かつての北谷集落の根所近くに位置した。伝承によると、このカーは、村の女性神役や、根所の家人が糸の泥染めに使用したことにもなんているといわれる。

「女井」

（玉代勢、女井を参照）

「根神井」

かつてのメーグスク（北谷グスク南側のふもと）の屋号、大城安里と前城津喜山との境界付近（西側）に位置していた。伝承によると、このカーは、北谷ノロをはじめ村の女性神役達の着或沐浴の際に使用されたという。

最後に、ここのかーの合祀所に関しては、現在でも旧暦の正月3日のハチウビーと旧暦の8月11



字北谷カーの合祀所



字北谷カーの合祀所

日のカーウィーの際には、北谷ノロ殿内の家族員によって拝みがおこなわれる。

前城島・御風水神 (大村 王代勢原14番地)

現在、字北谷カーの合祀所西隅に位置する。いまのところ、性格等については不明。(図版24)

ヨシノ嶽 『琉球國由来記』によれば、この嶽は北谷村(字北谷)にあり、「3月と8月に四度御物参という祭祀がおこなわれる」とある。現在、城内安室崎之御嶽は、西御嶽・十三香爐であると思われるので、ヨシノ嶽は東り御嶽と思われる。

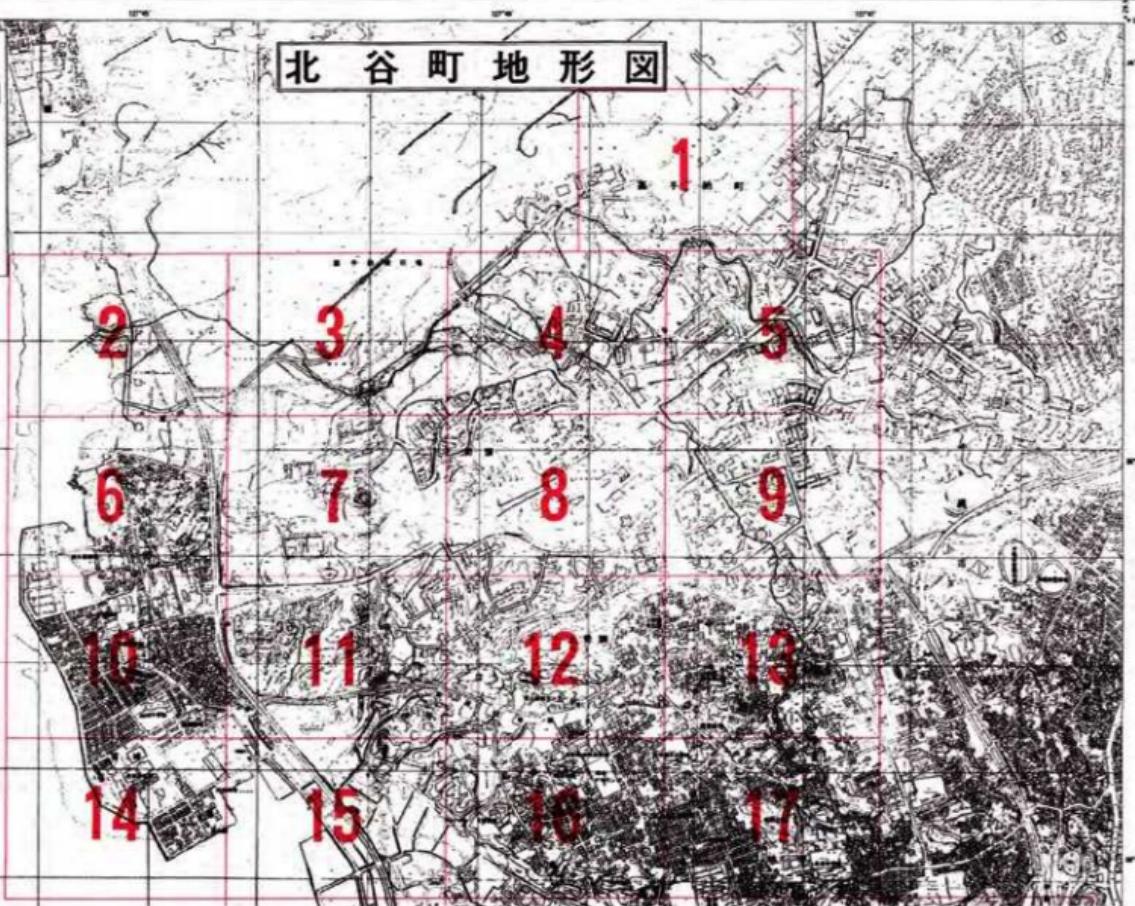


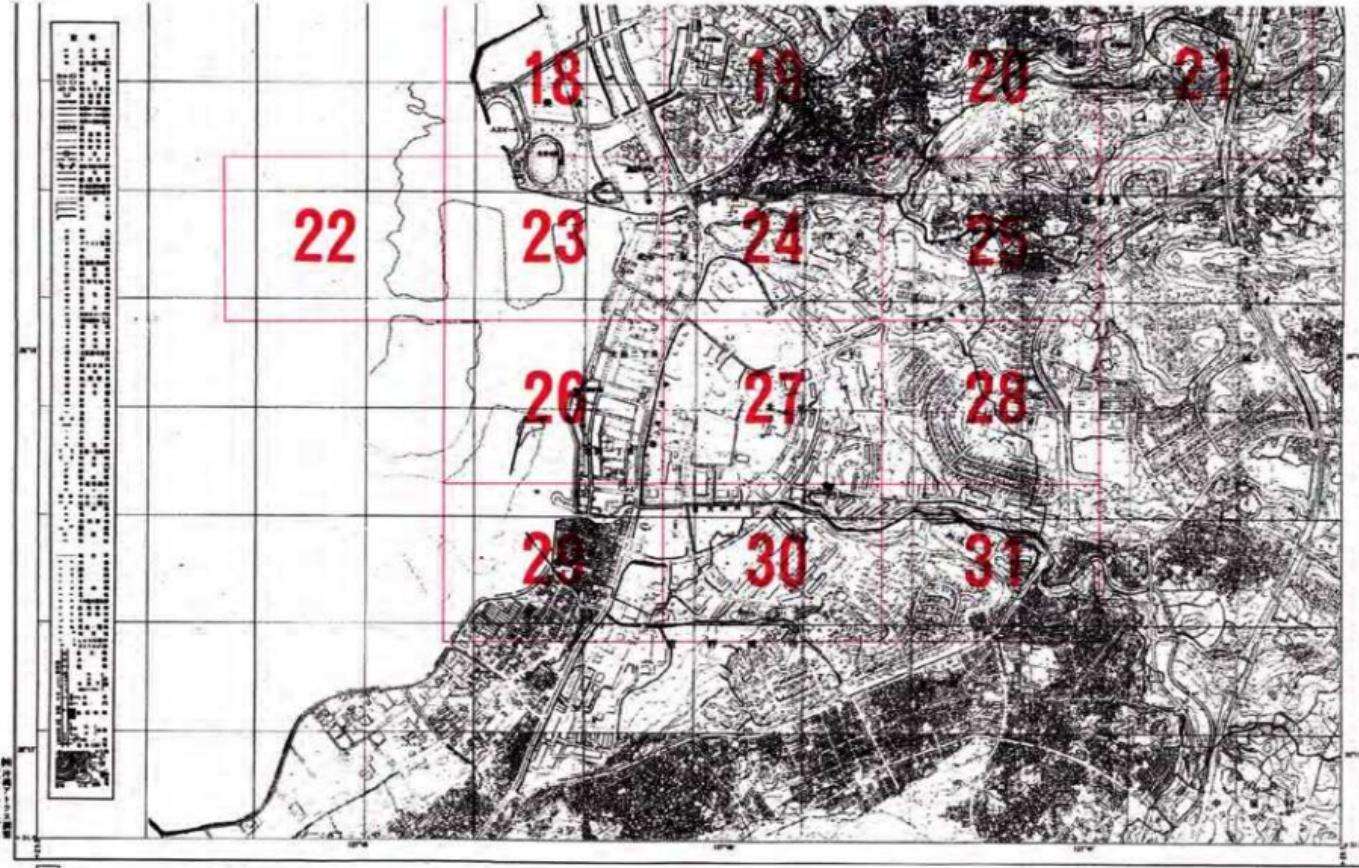
前城島・御風水神

参考文献一覧

1. 石原昌家「第三章 十五年戦争と上勢頭の人びと」『上勢頭誌』中巻 通史編(II) 旧字上勢頭郷友会
1993年
2. 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重共編『琉球國由来記』風土記社 1988年
3. 旧字伊礼・藏森・獅子舞い復活推進委員会『藏森・獅子舞い復活記念誌』 1985年
4. 田里修「第五章 「竿入帳」に見る北谷」『北谷町史』第二巻資料編1 1986年
5. 仲松弥秀・島袋伸三・名護清和「I 海岸地名 II 海域地名 III 海と祭祀」『北谷町海岸・海域地名』調査
報告書 第1集 北谷町史編集事務局 1985年
6. 平敷令治「第七章 信仰と祭祀 第三節 外來の信仰」『北谷町史』第三巻資料編2 北谷町役場 1992
年
7. 真栄城兼良編「第二編 屋取の発生と各部落の沿革」『北谷村誌』 北谷村役所 1961年
8. 町田數子「第六章 年中行事」『北谷町史』第三巻資料編2 北谷町役場 1992年

北谷町地形図



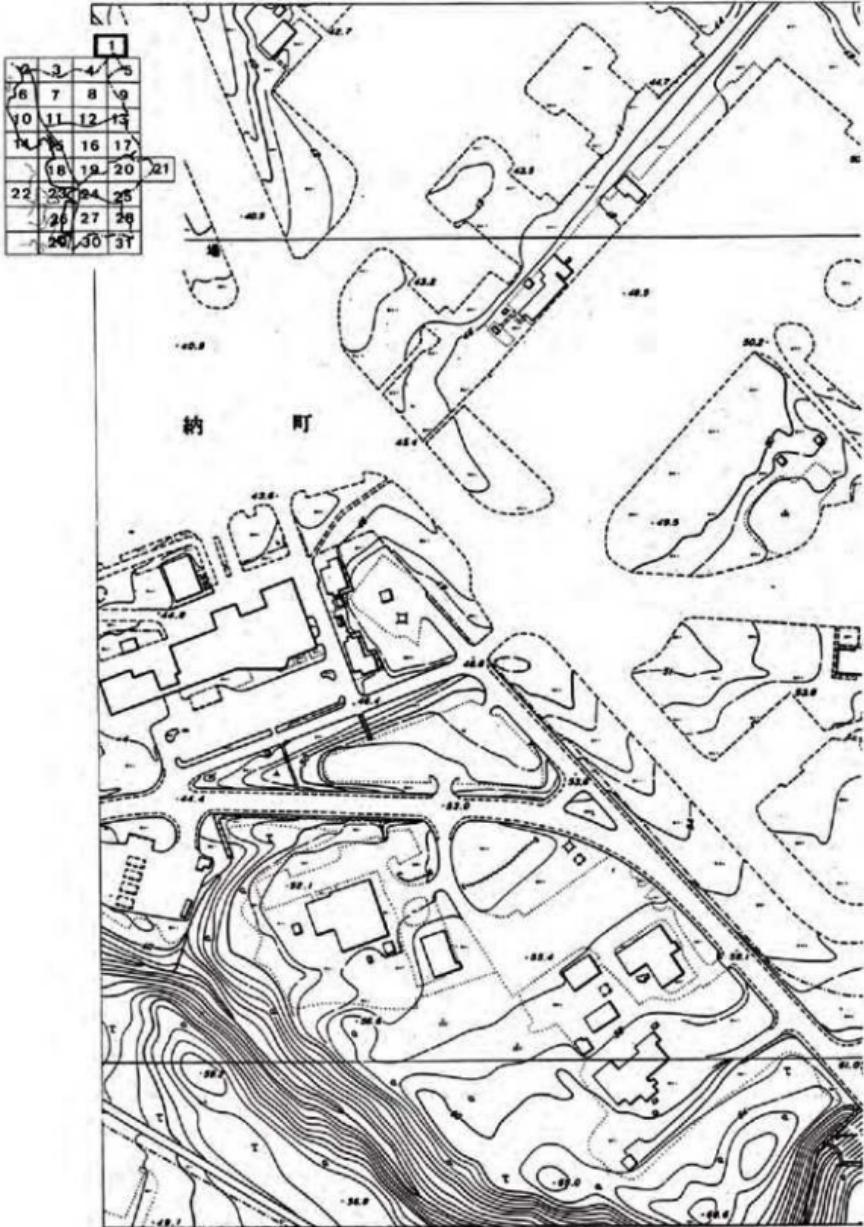


□

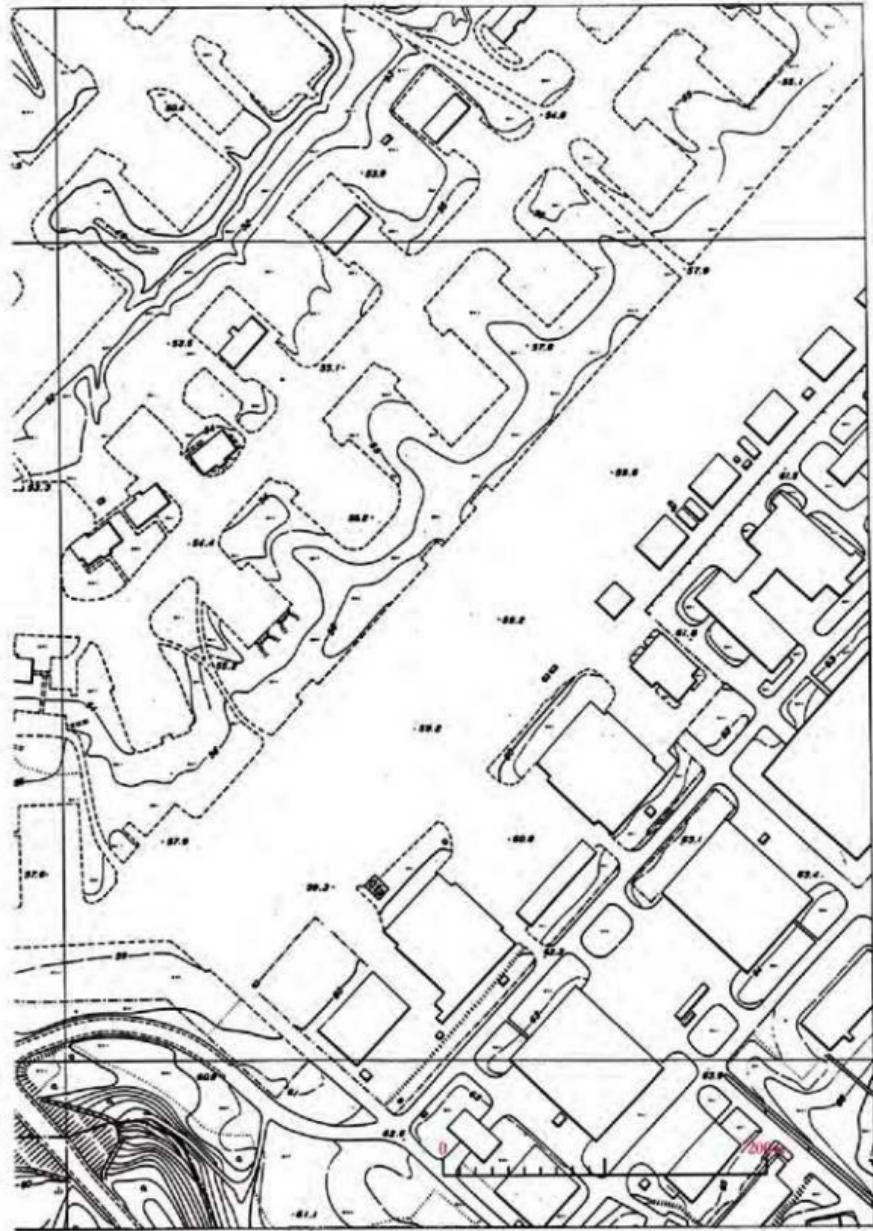
1:10,000

1:10,000

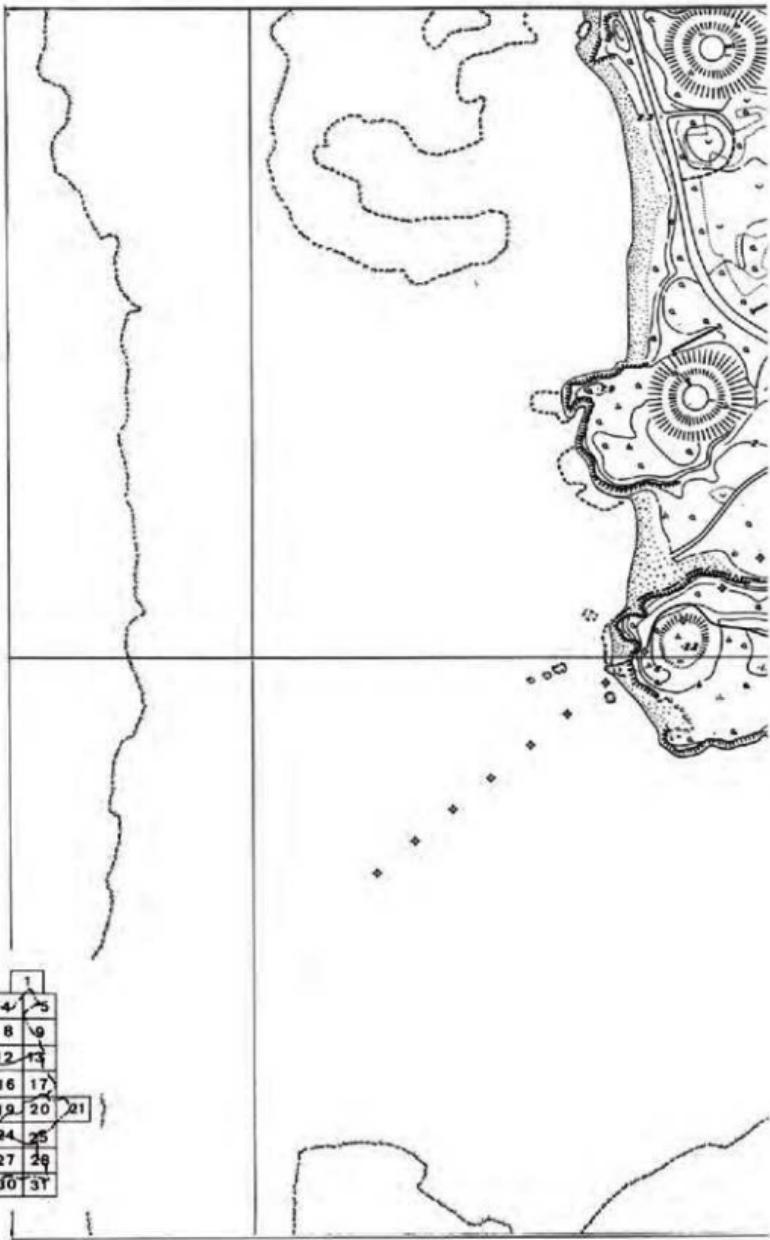
1:10,000



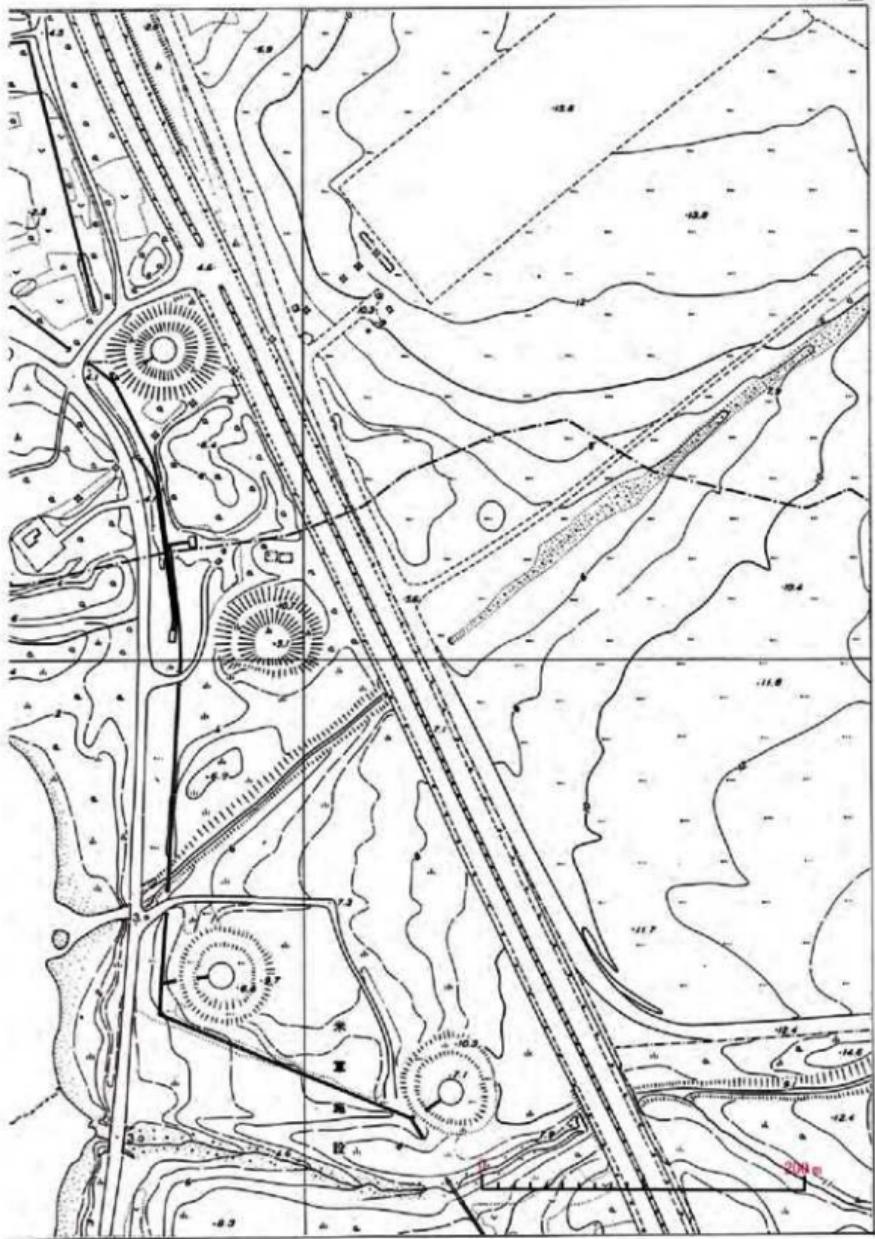
No. 1



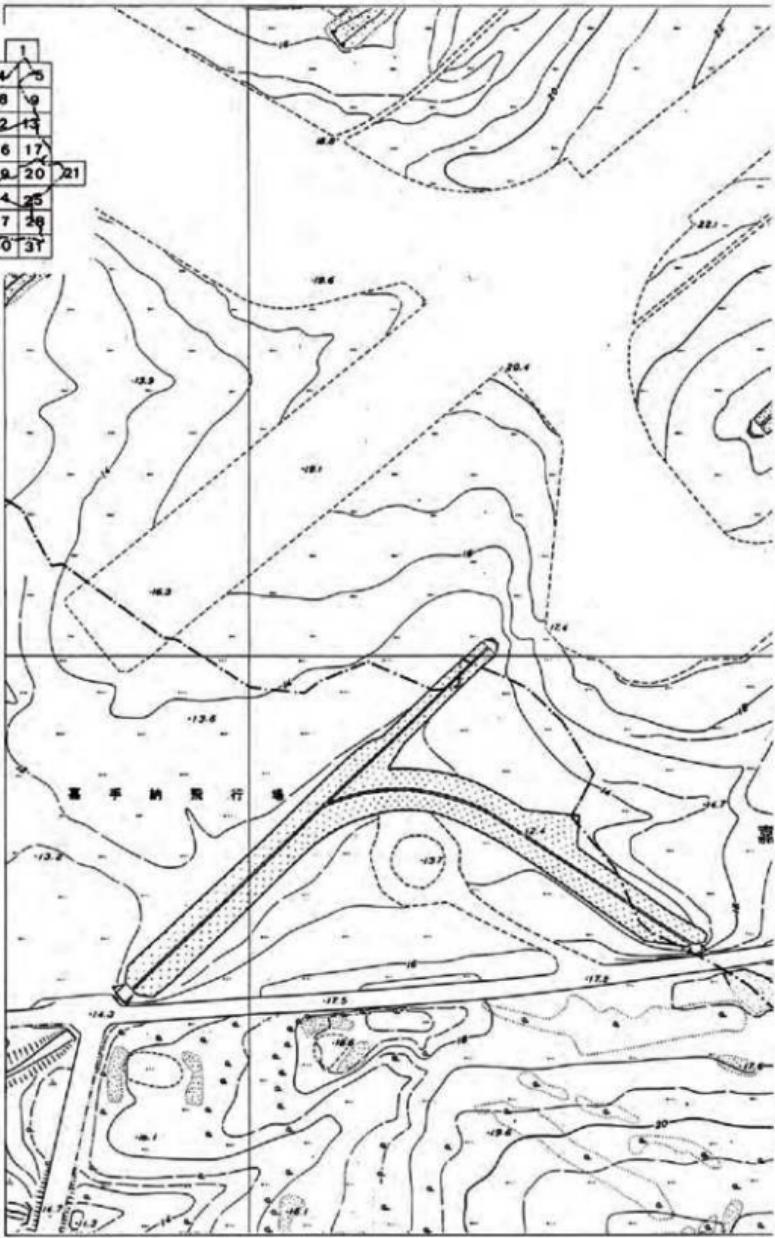
1
2 3 4 5
6 7 8 9
10 11 12 13
14 15 16 17
18 19 20 21
22 23 24 25
26 27 28
29 30 31



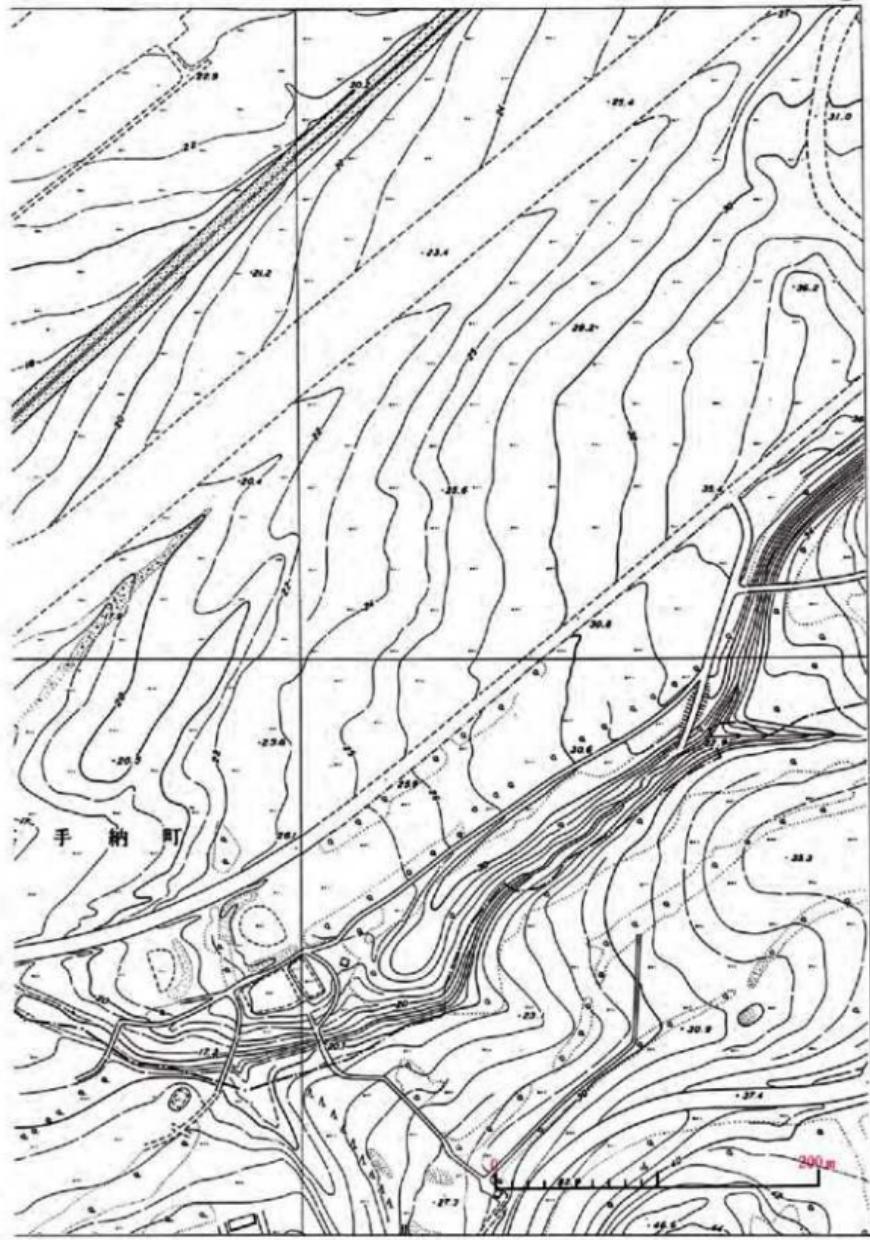
No. 2



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

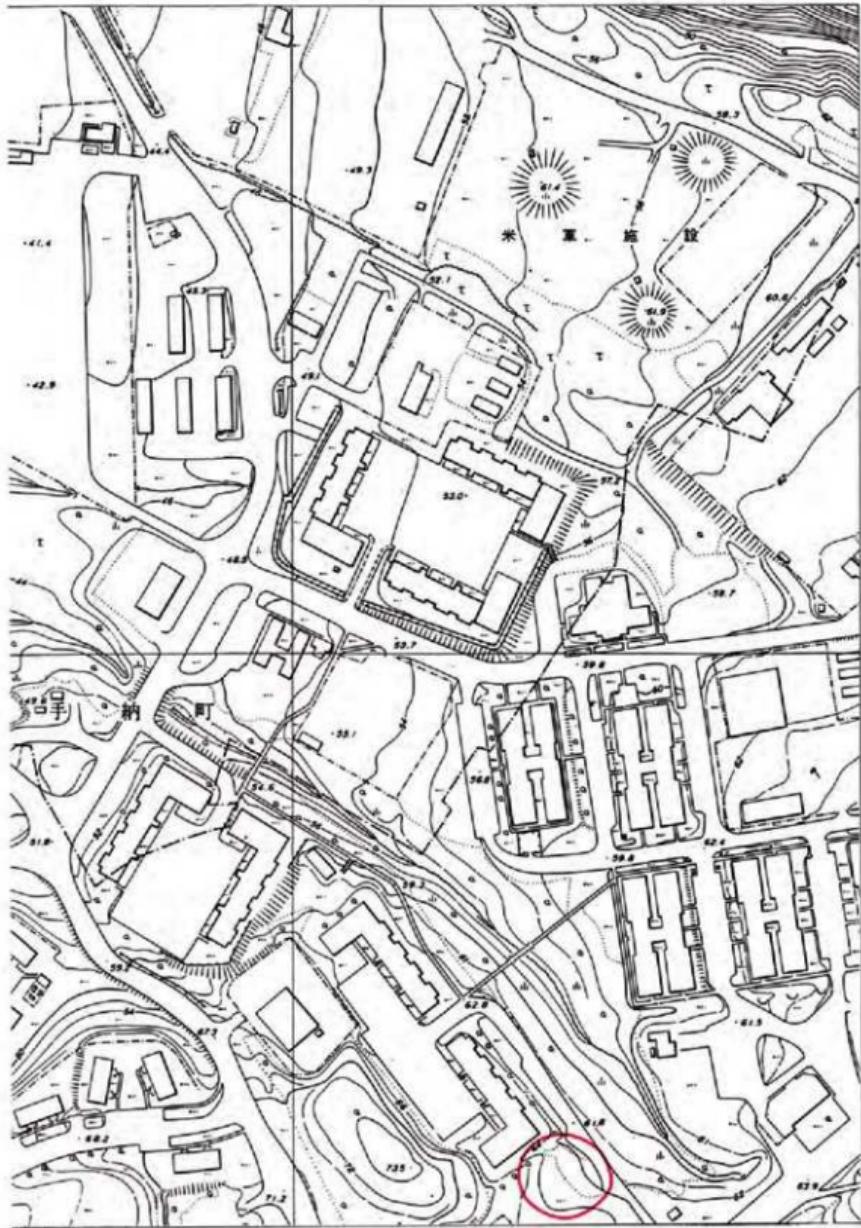


No 3

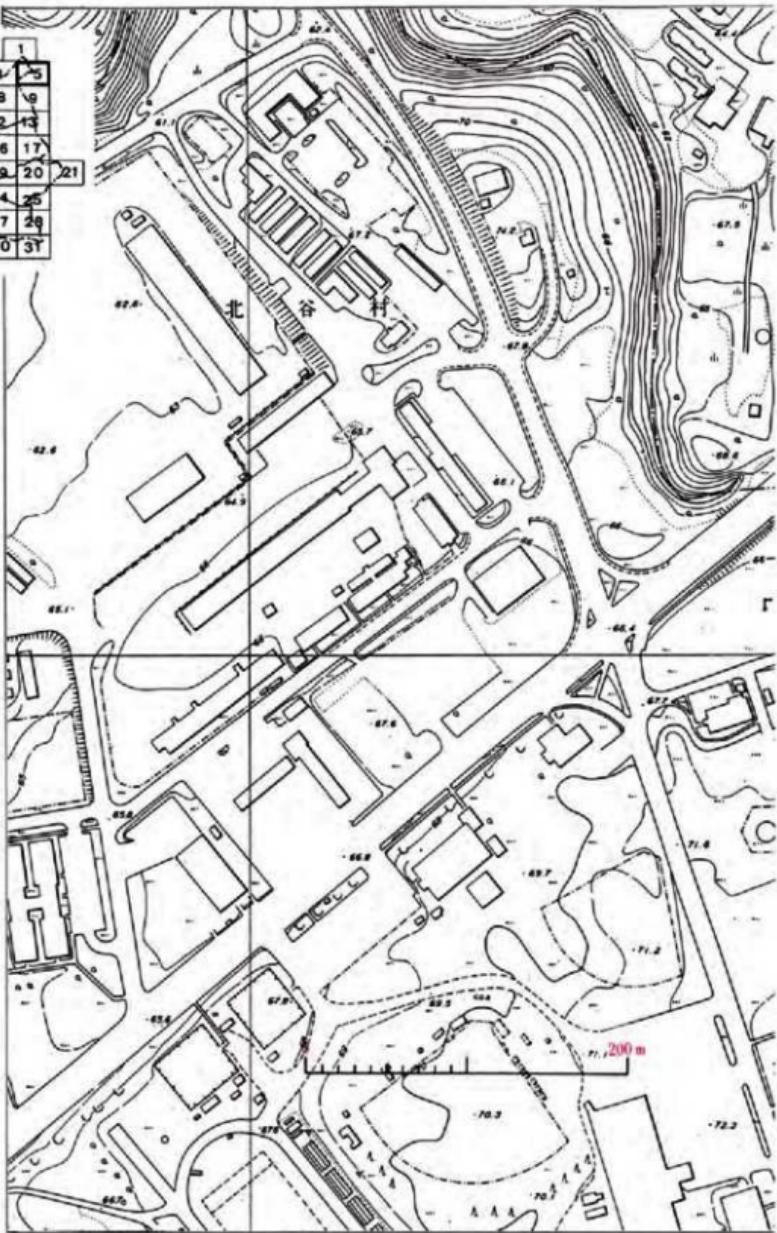




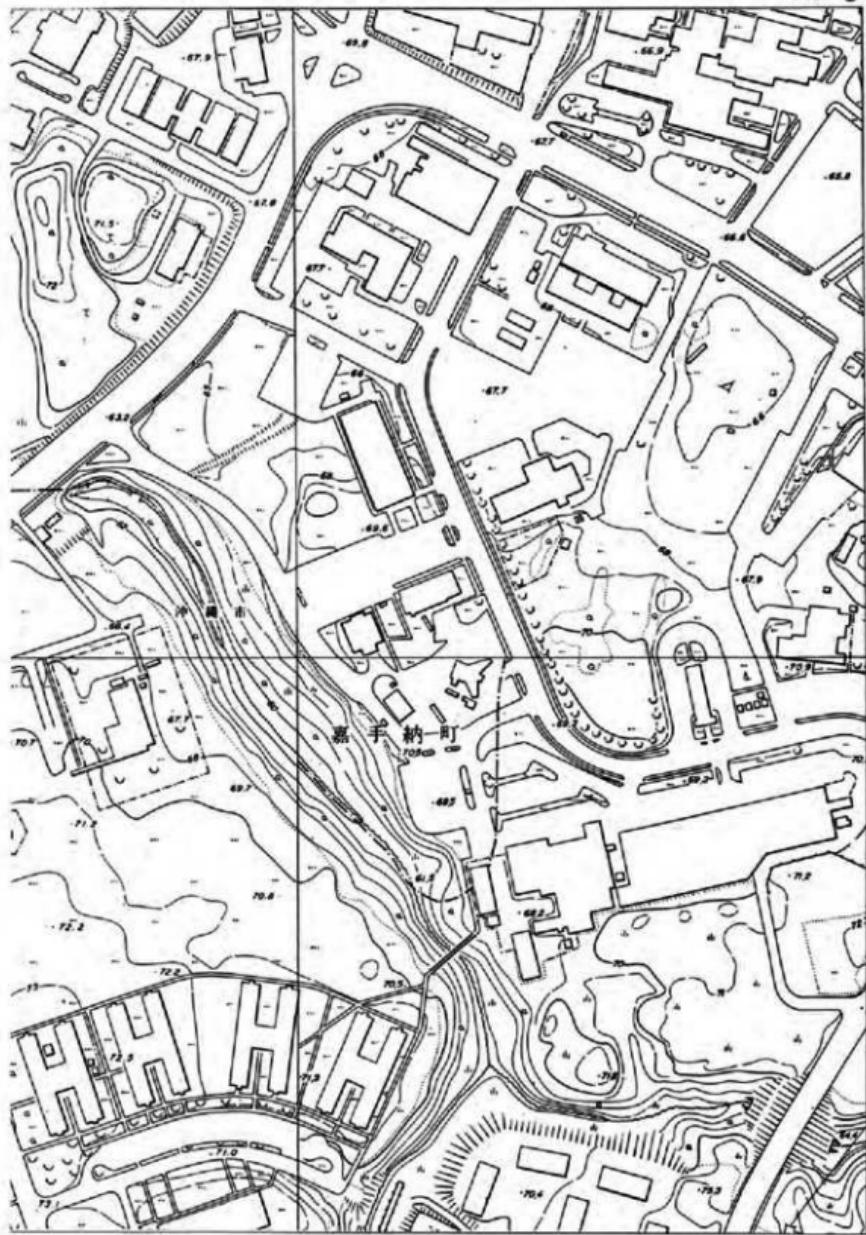
No. 4



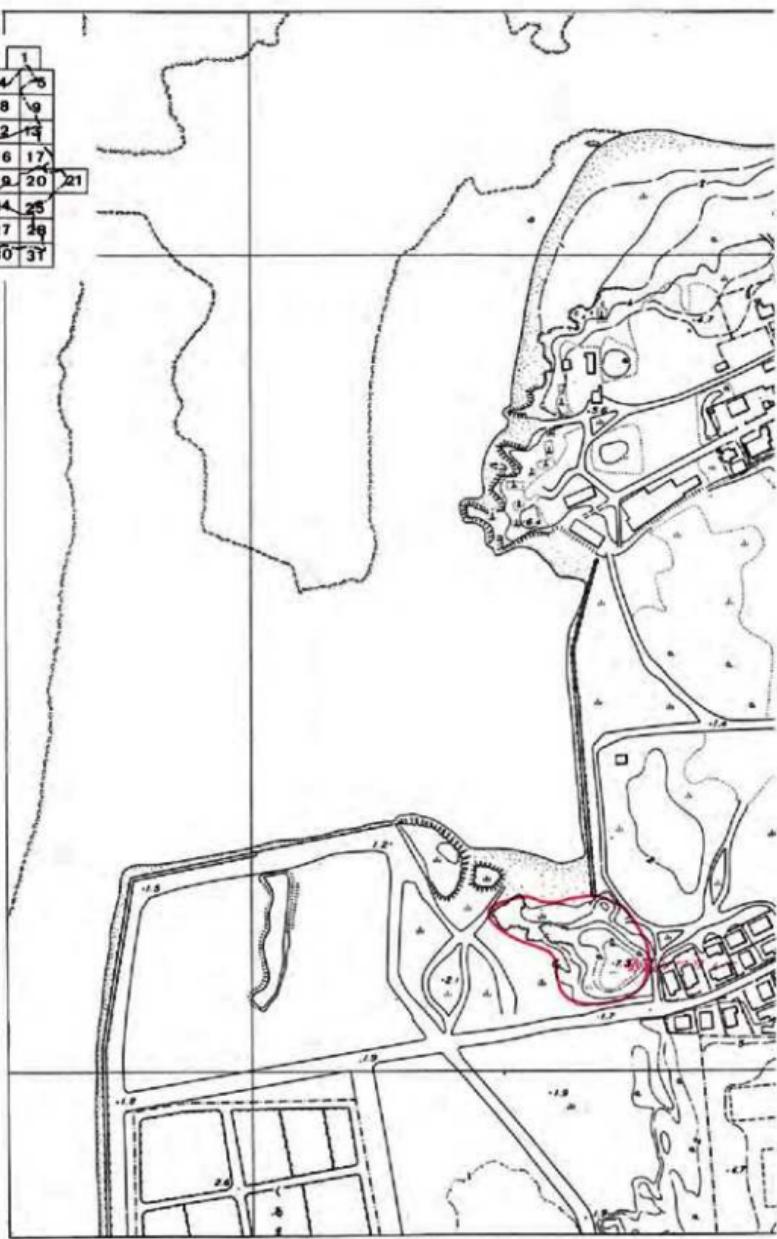
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31



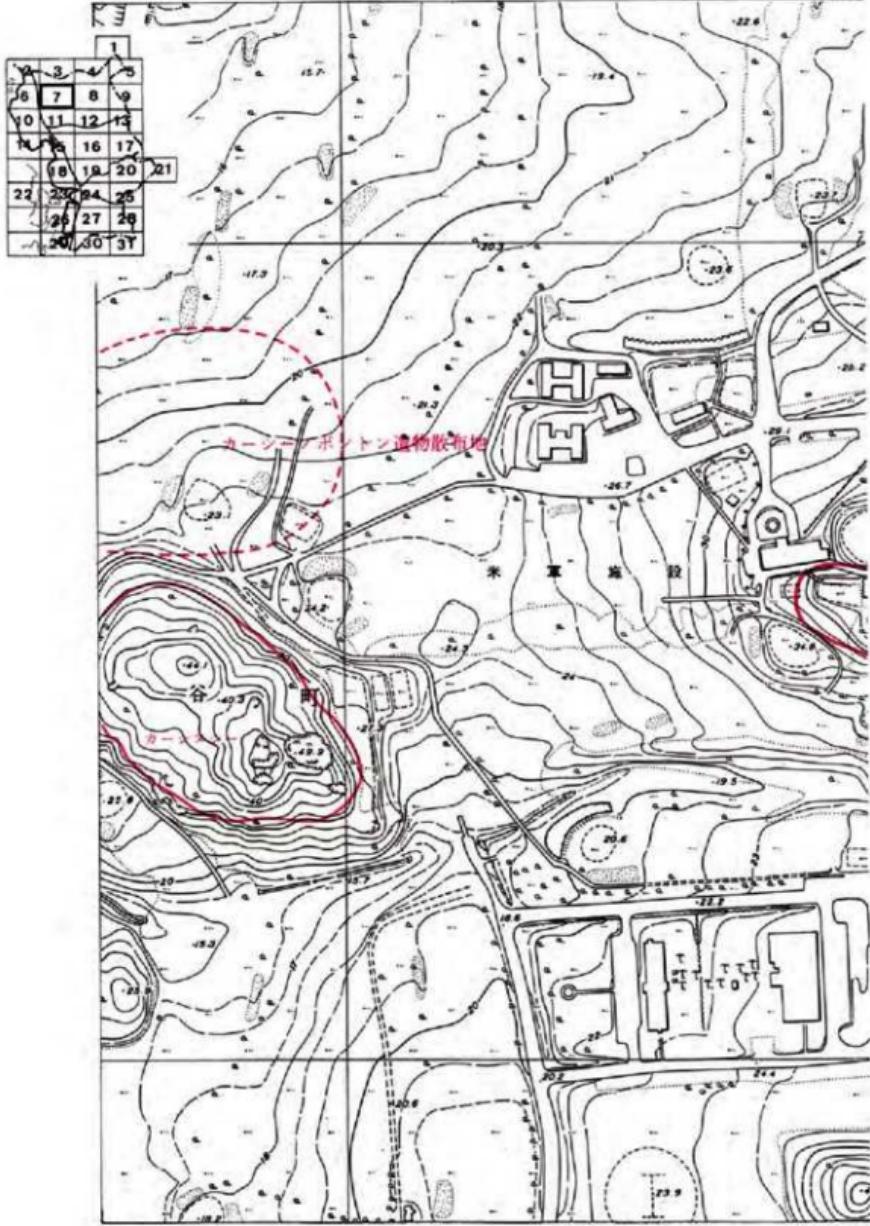
No. 5



1
2 3 4 5
6 7 8 9
10 11 12 13
14 15 16 17
18 19 20 21
22 23 24 25
26 27 28
29 30 31







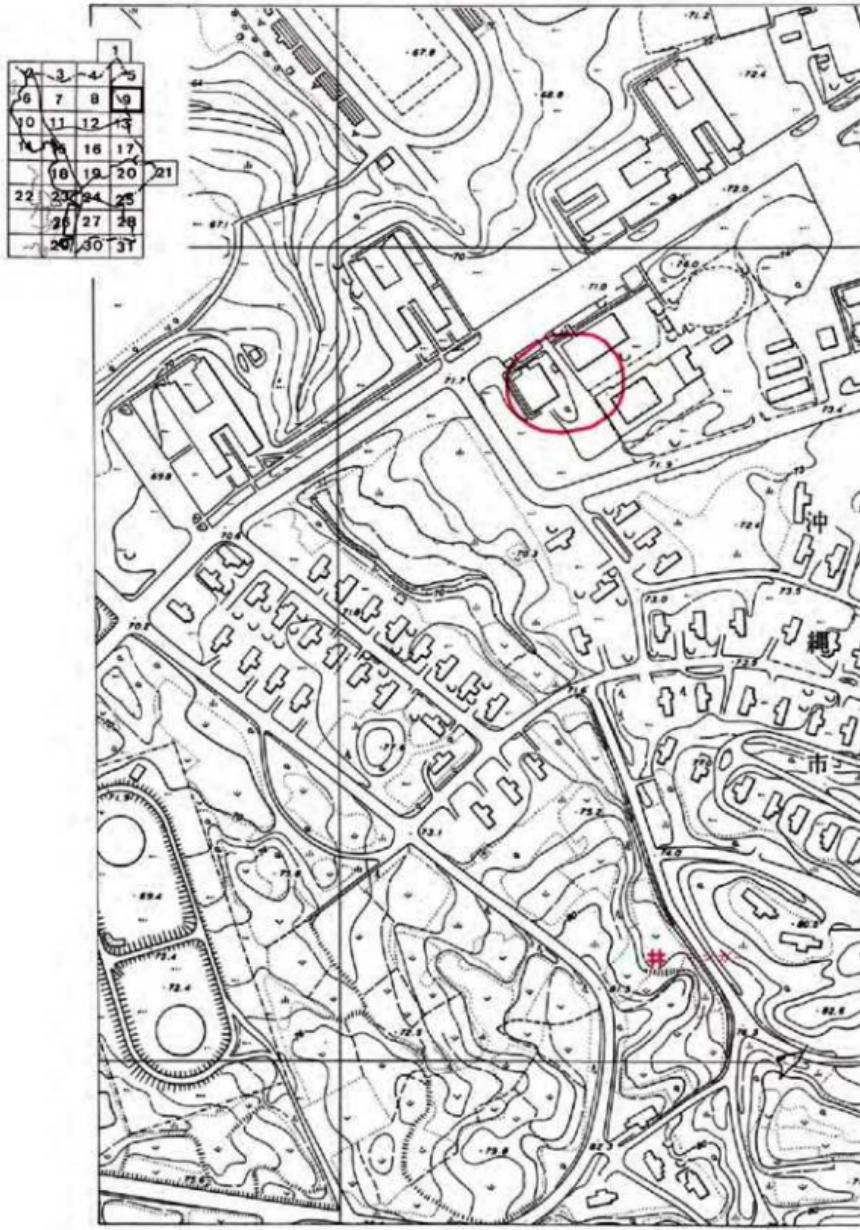
No. 7





No. 8





No. 9



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31





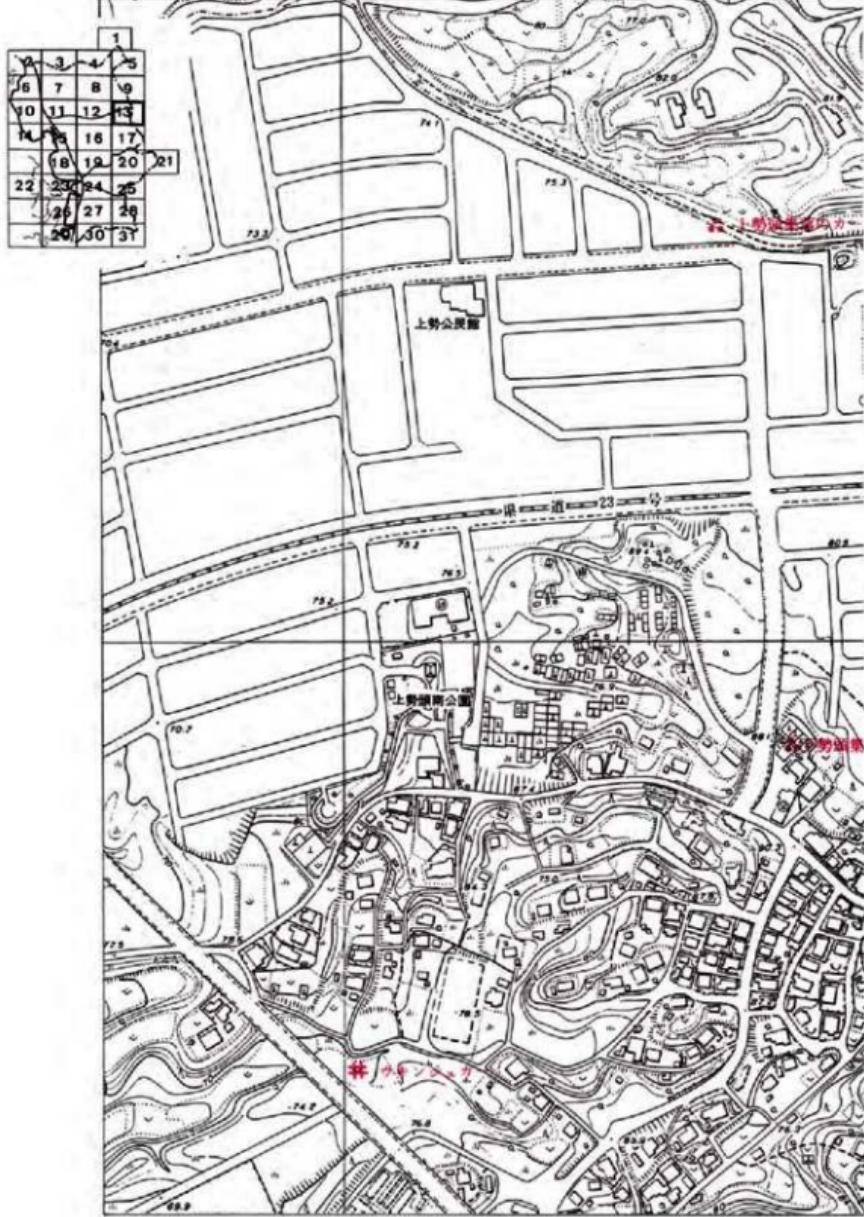


No. 11



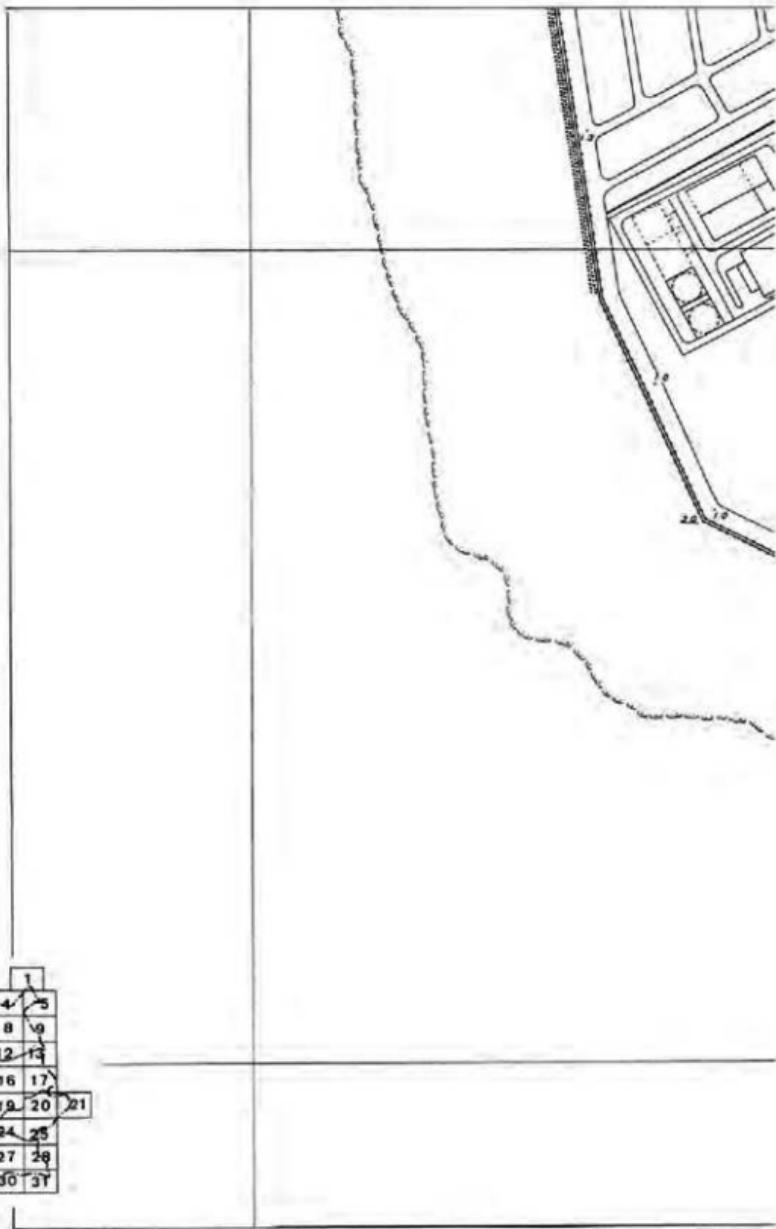




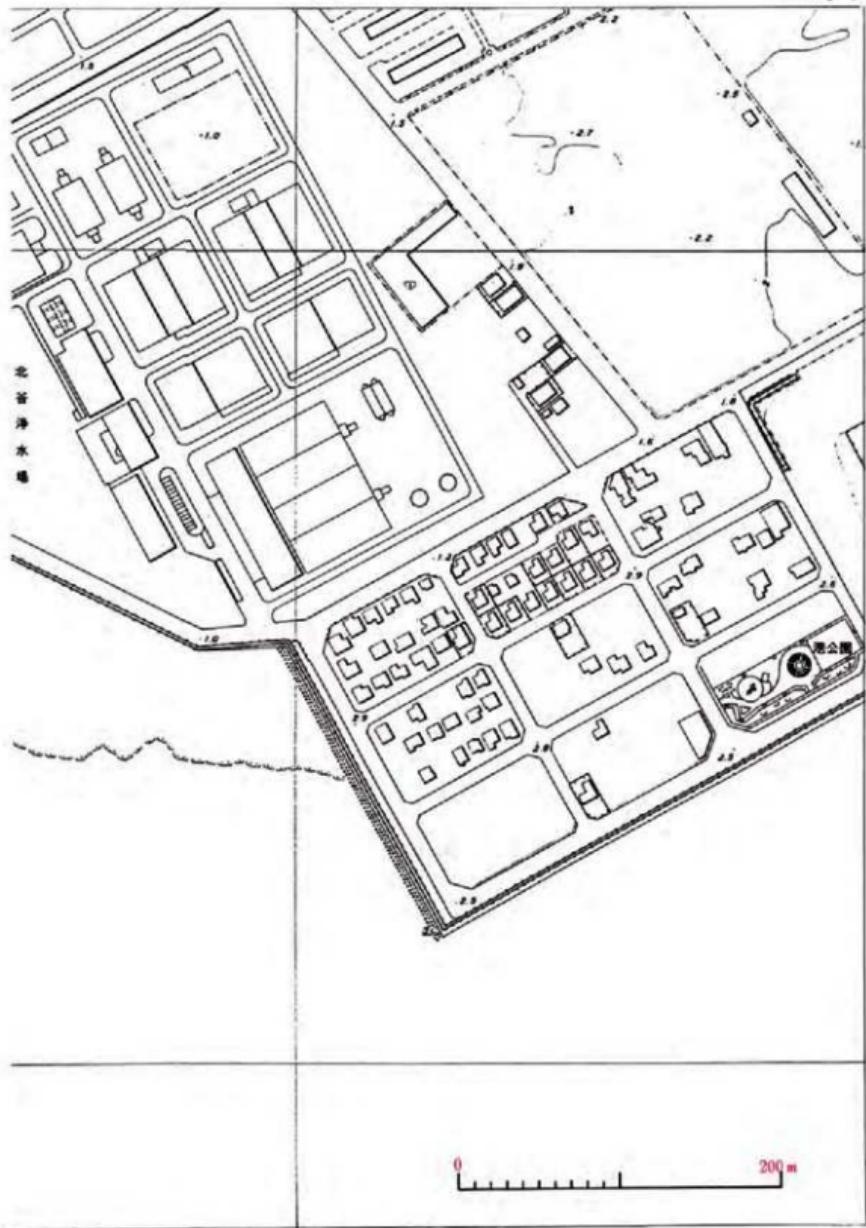


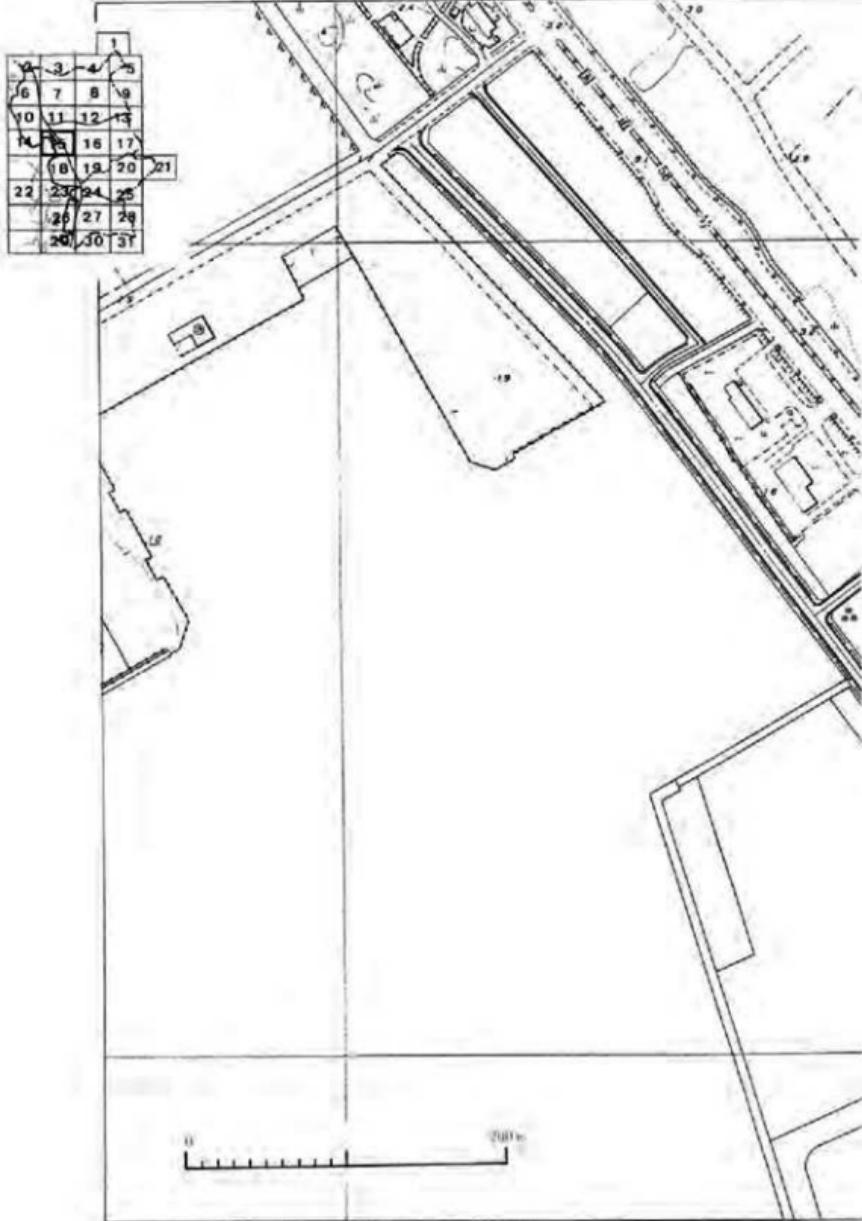


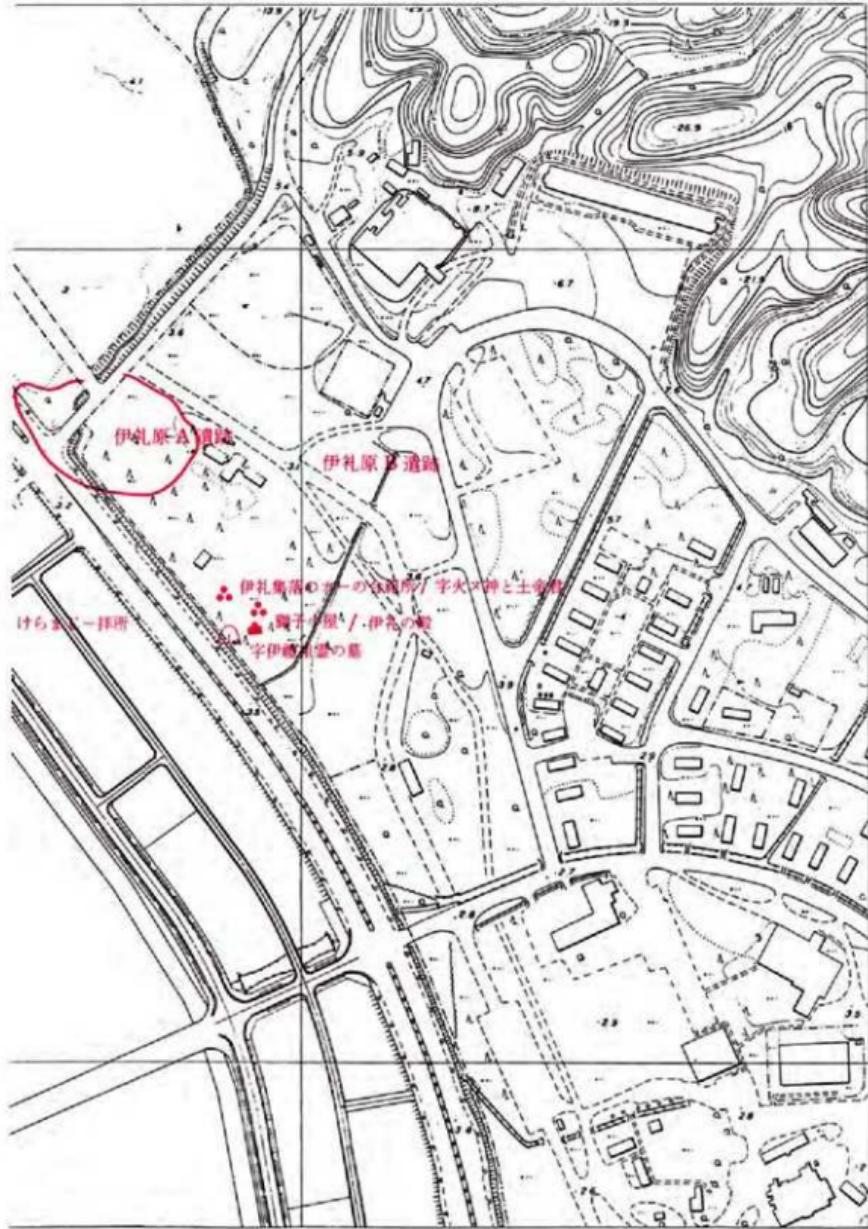
				1
2	3	4	5	
6	7	8	9	
10	11	12	13	
14	15	16	17	
		18	19	20
				21
22	23	24	25	
		26	27	28
			29	30
				31



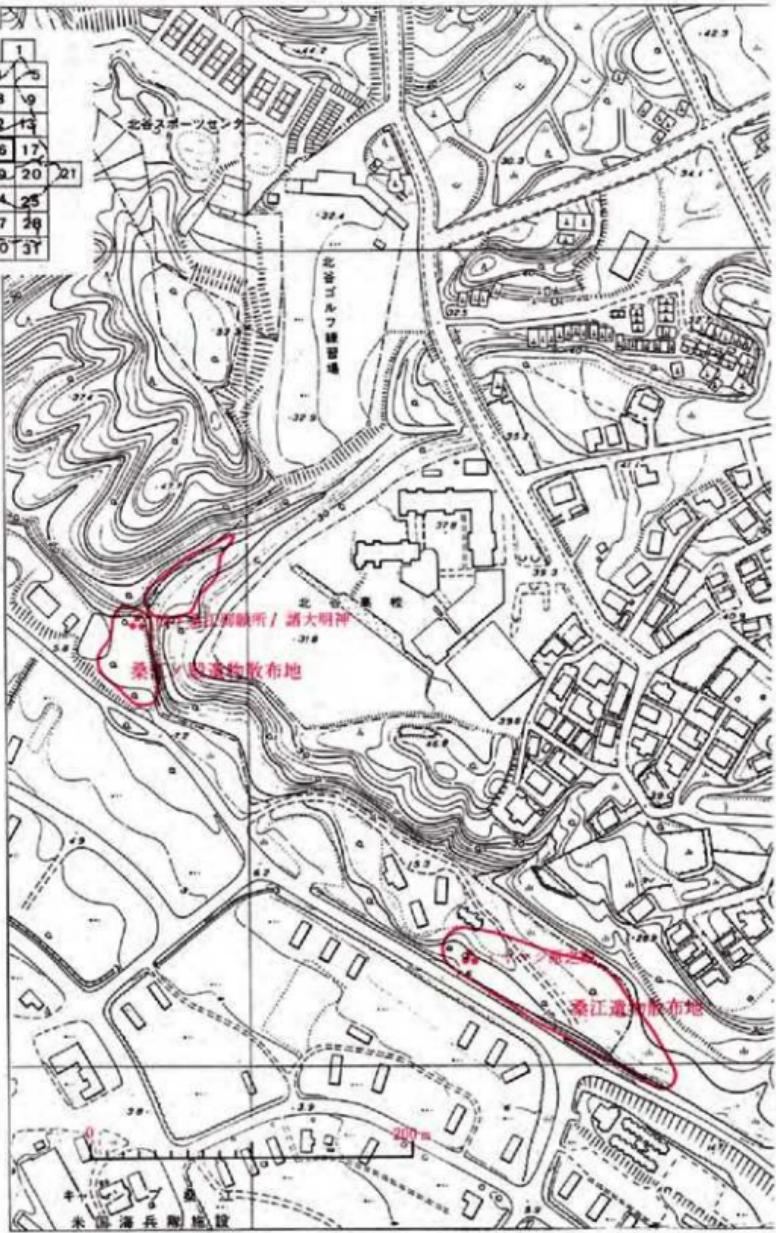
No.14



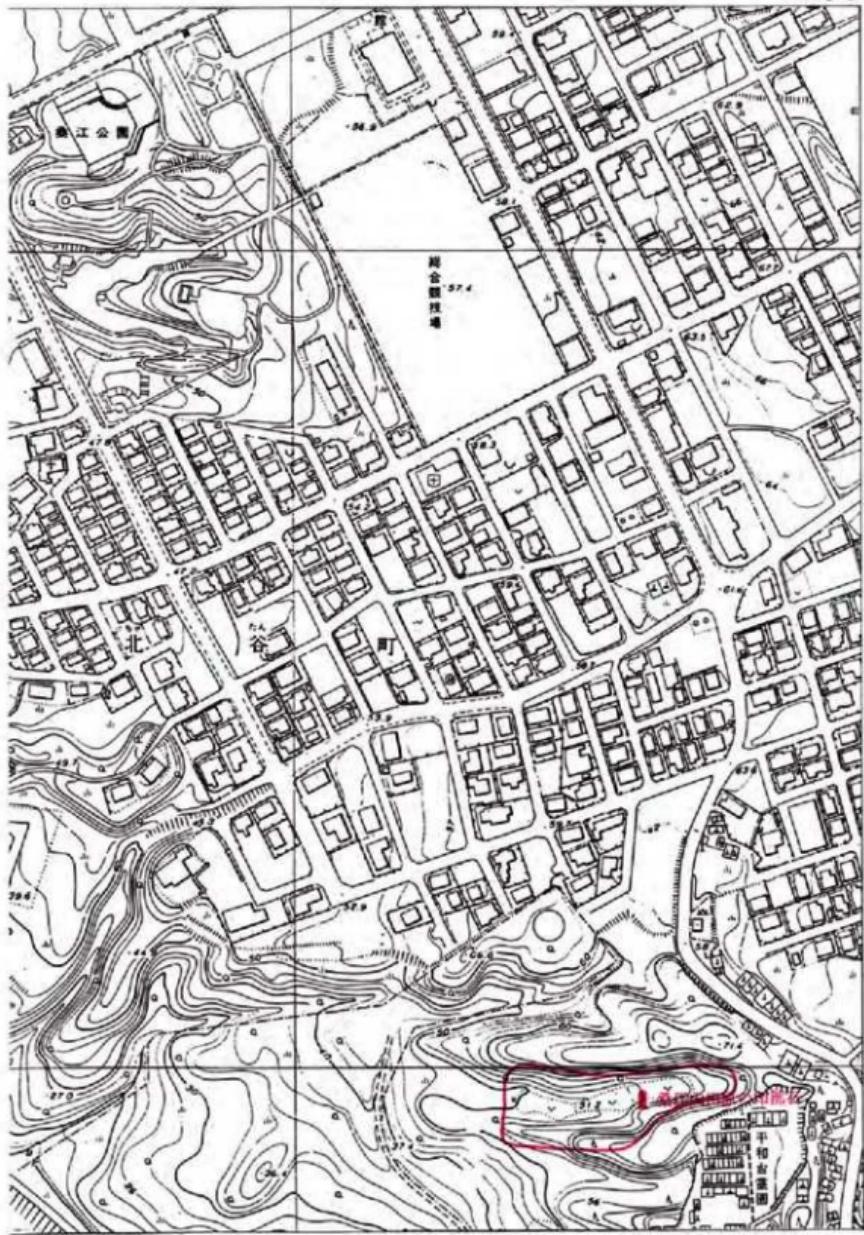




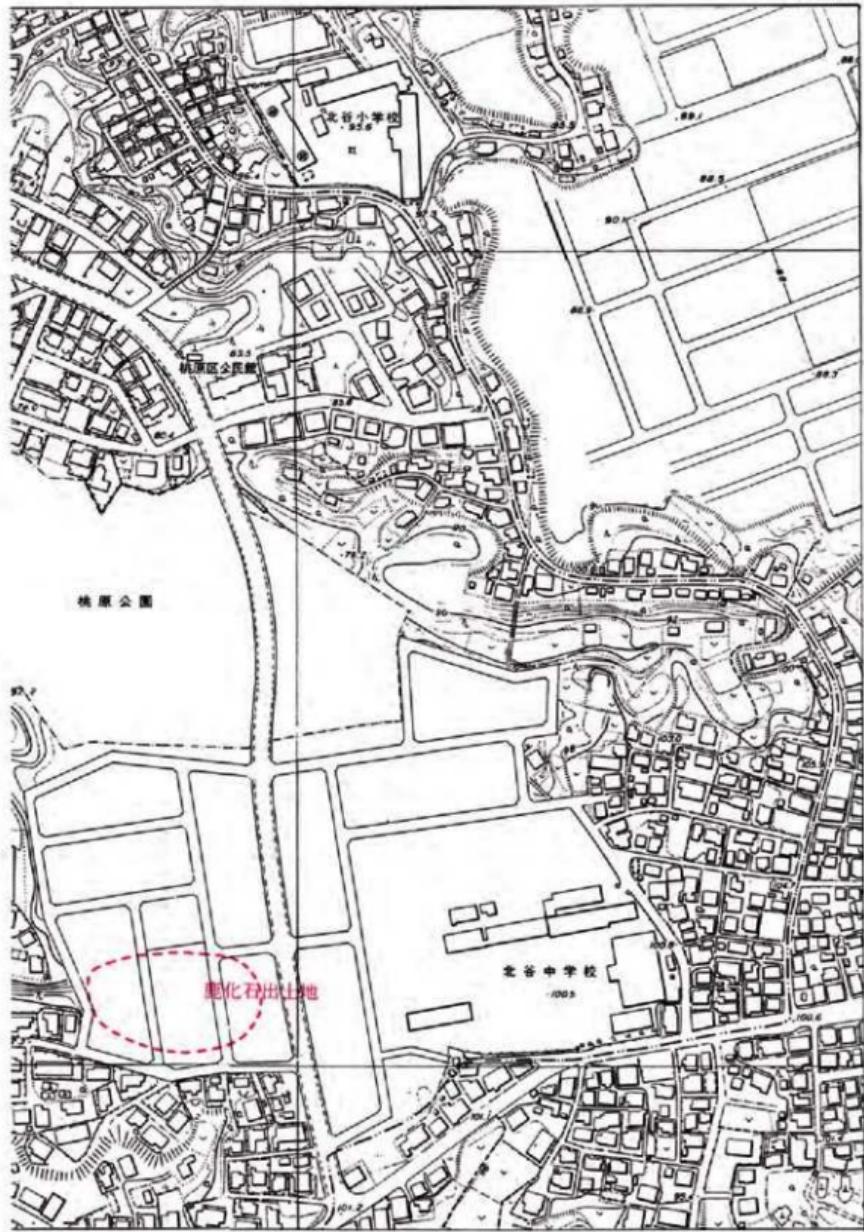
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100



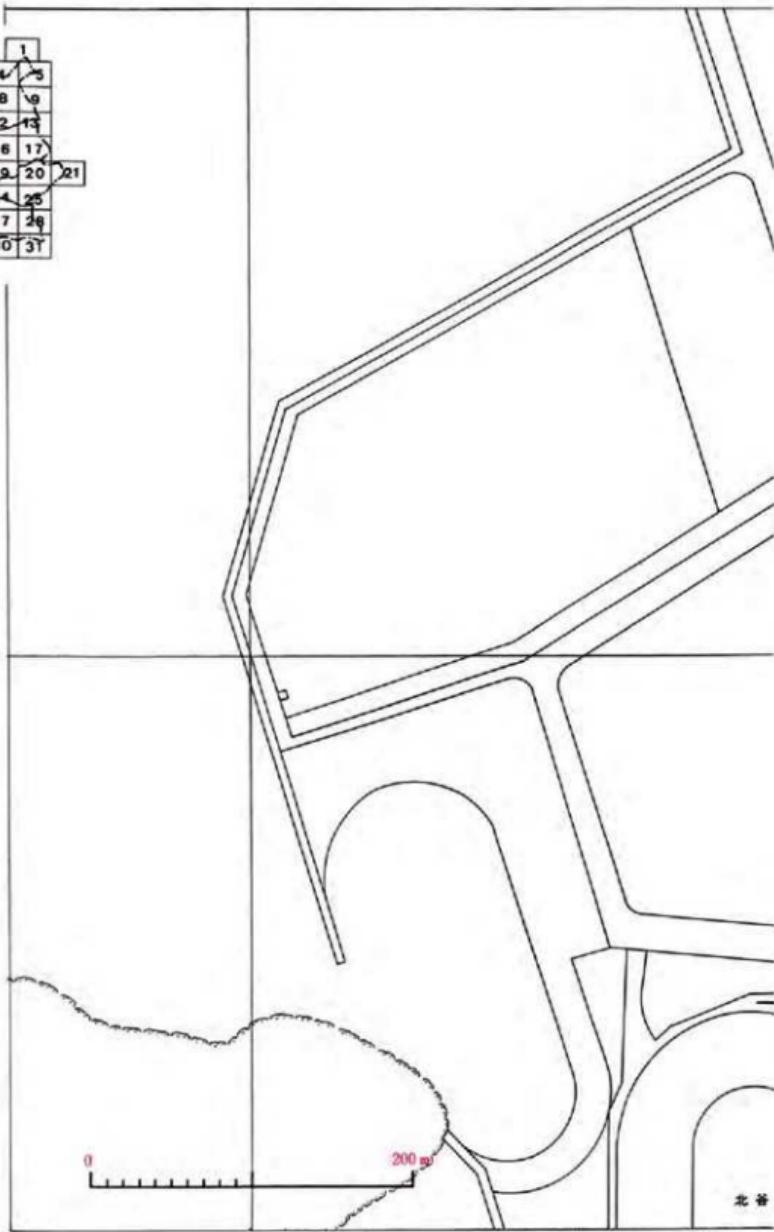
No.16



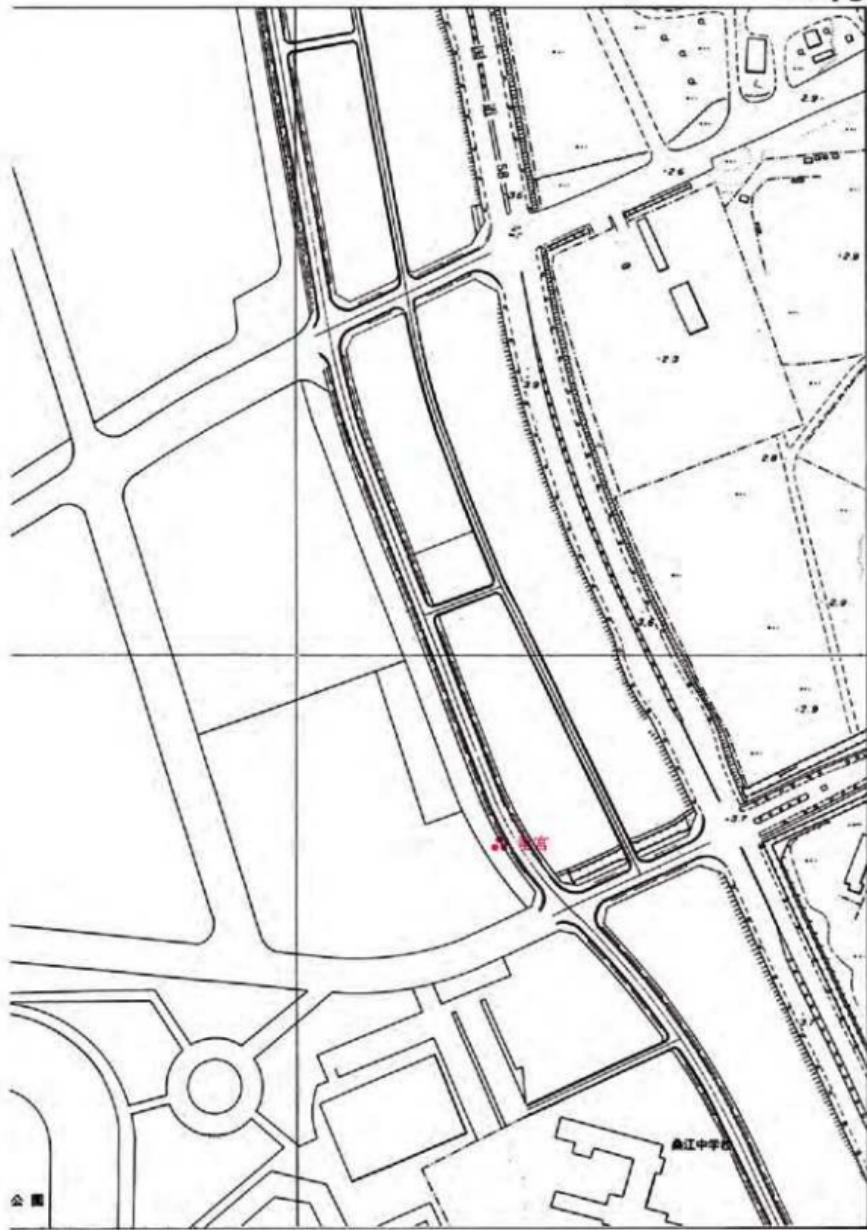


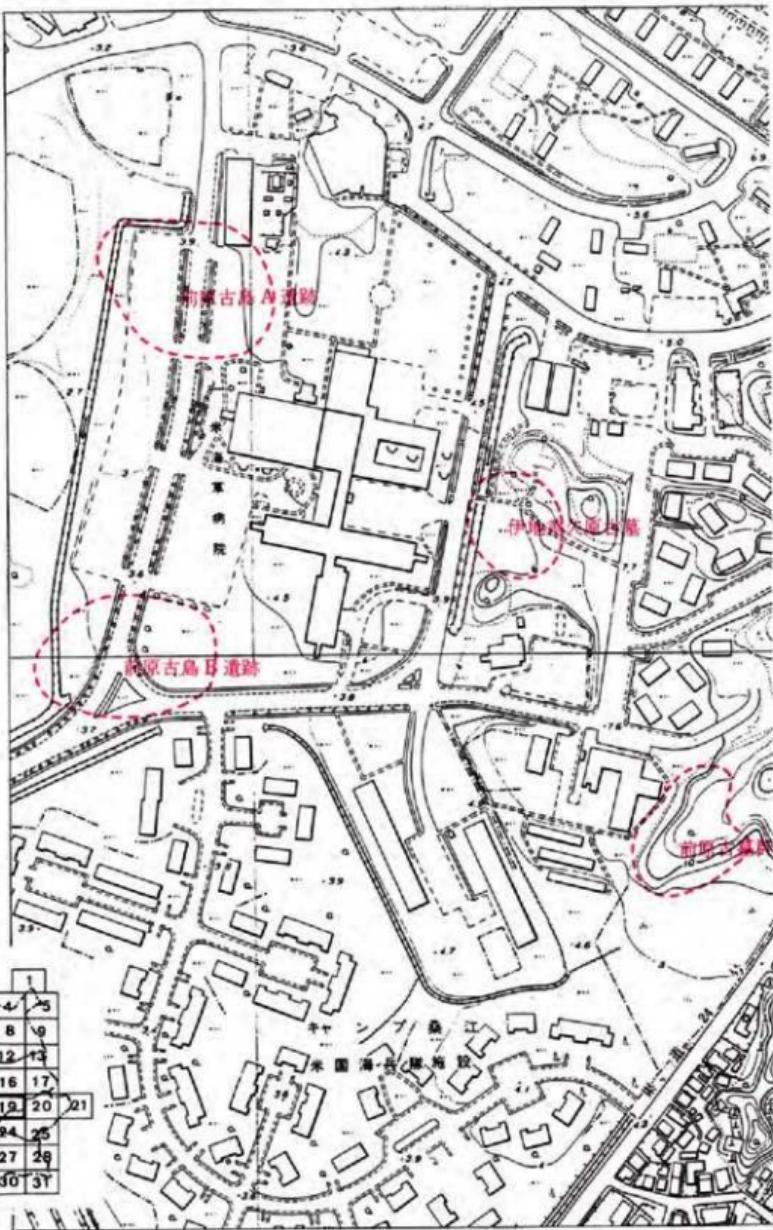


	1
26	3 4 5
7	8 9
10	11 12 13
14	15 16 17
22	18 19 20 21
23	24 25
26	27 28
29	30 31



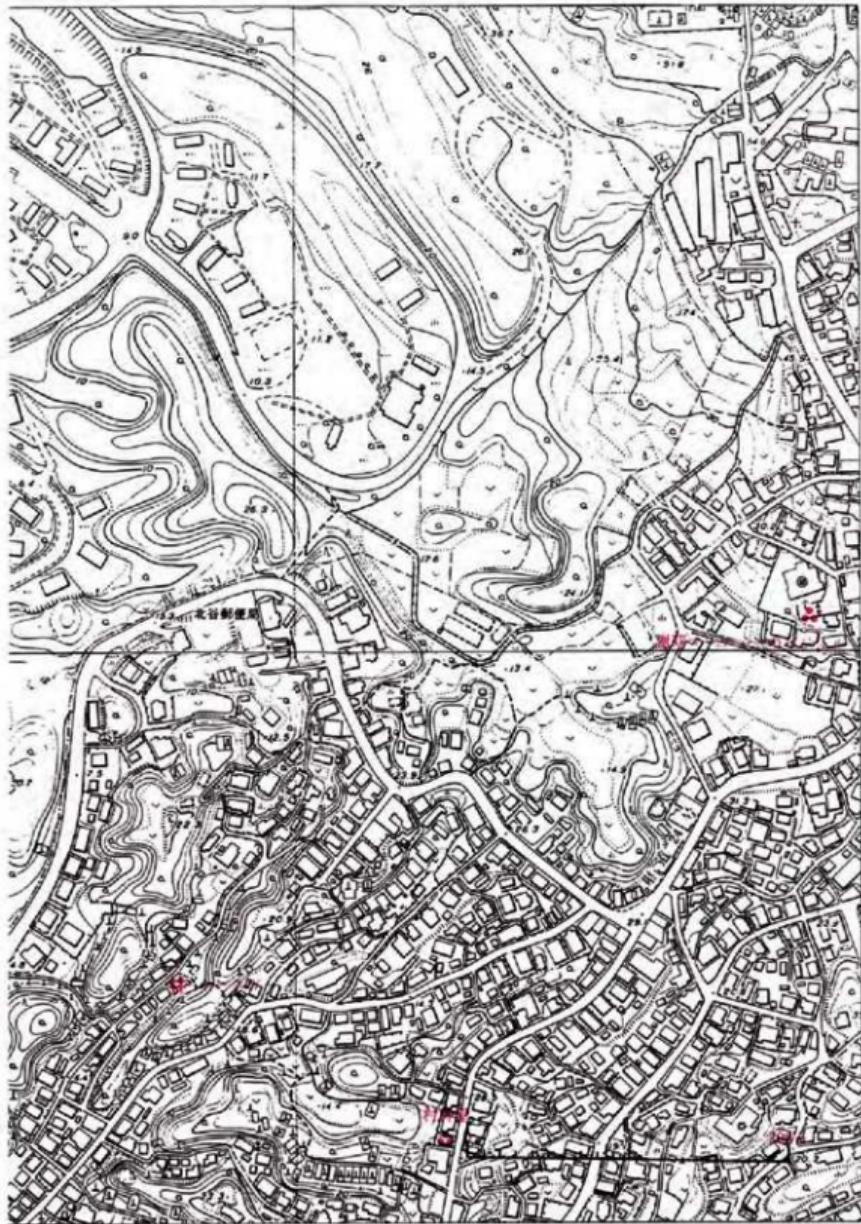
No.18

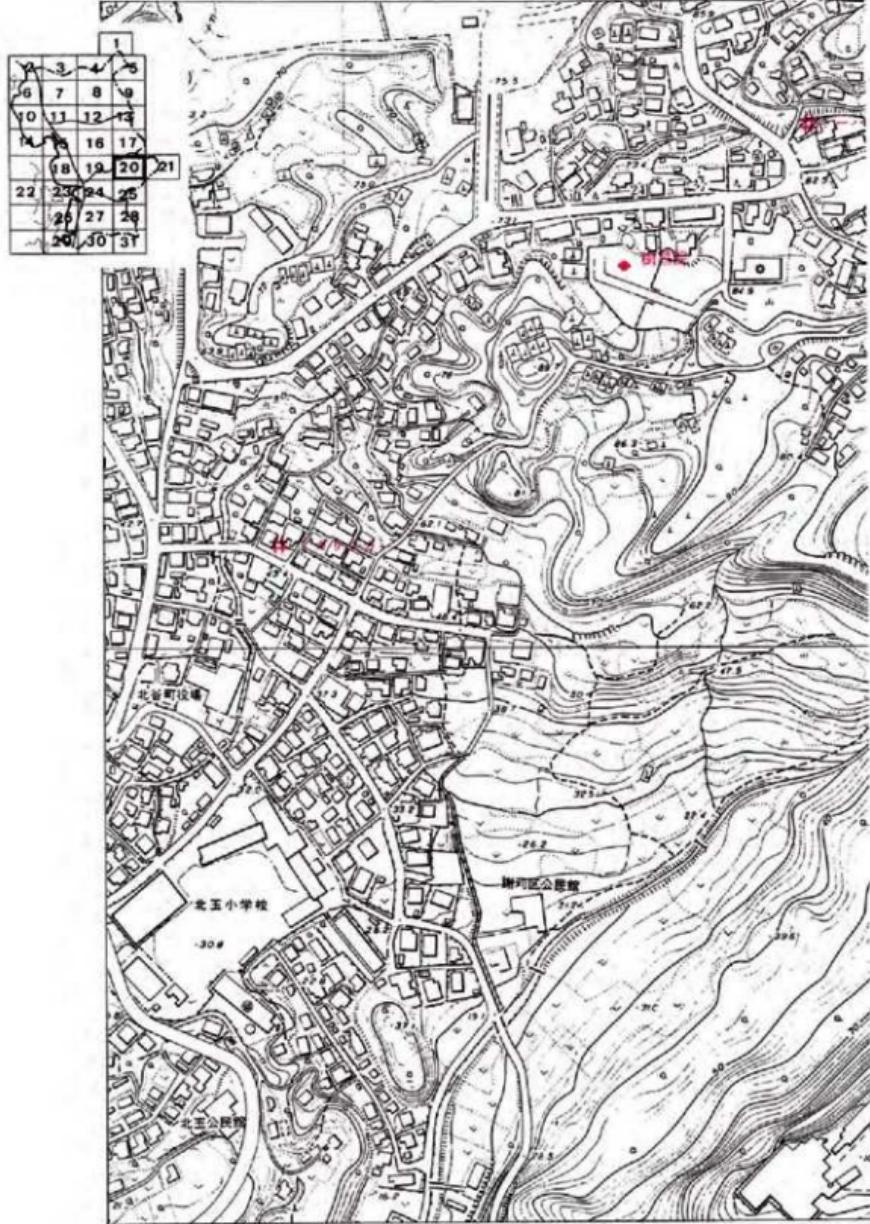


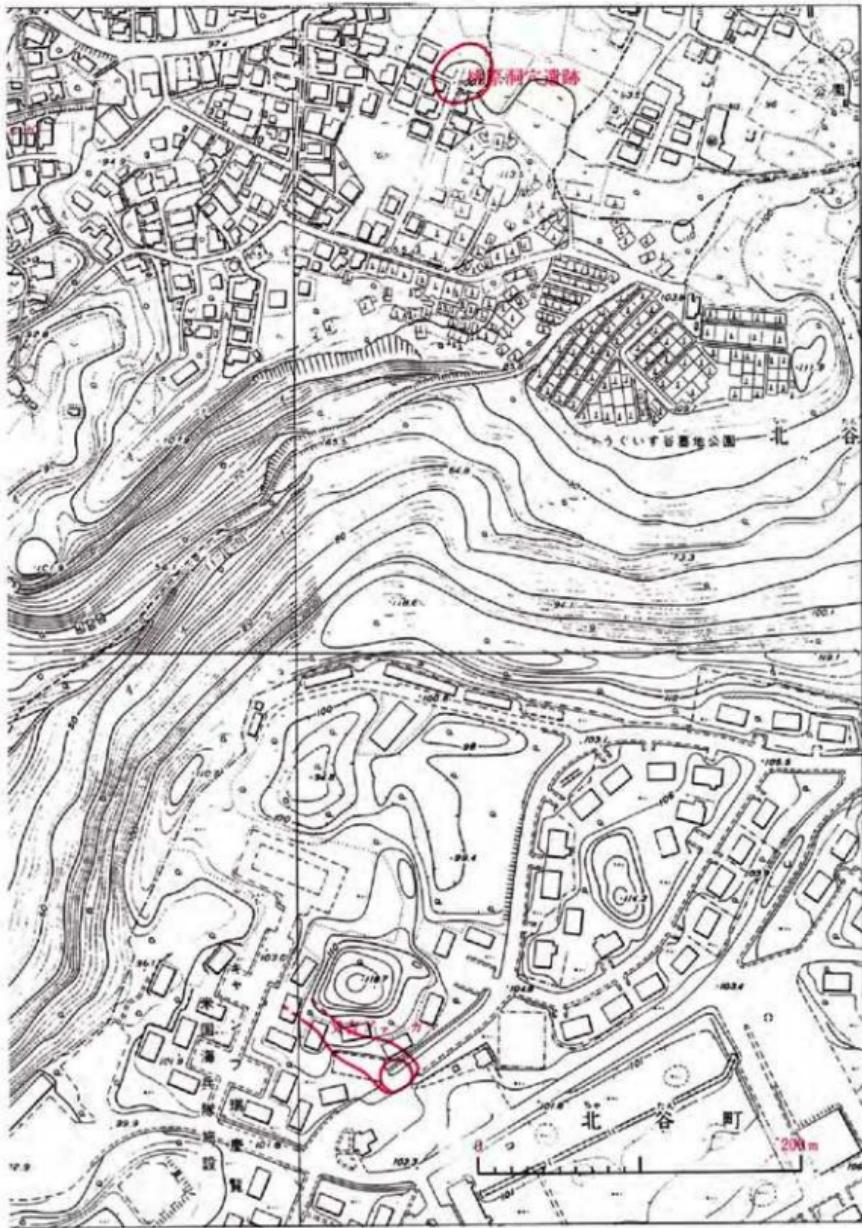


1	2	3	4	5
6	7	8	9	
10	11	12	13	
14	15	16	17	
18	19	20	21	
22	23	24	25	
26	27	28		
29	30	31		

No.19

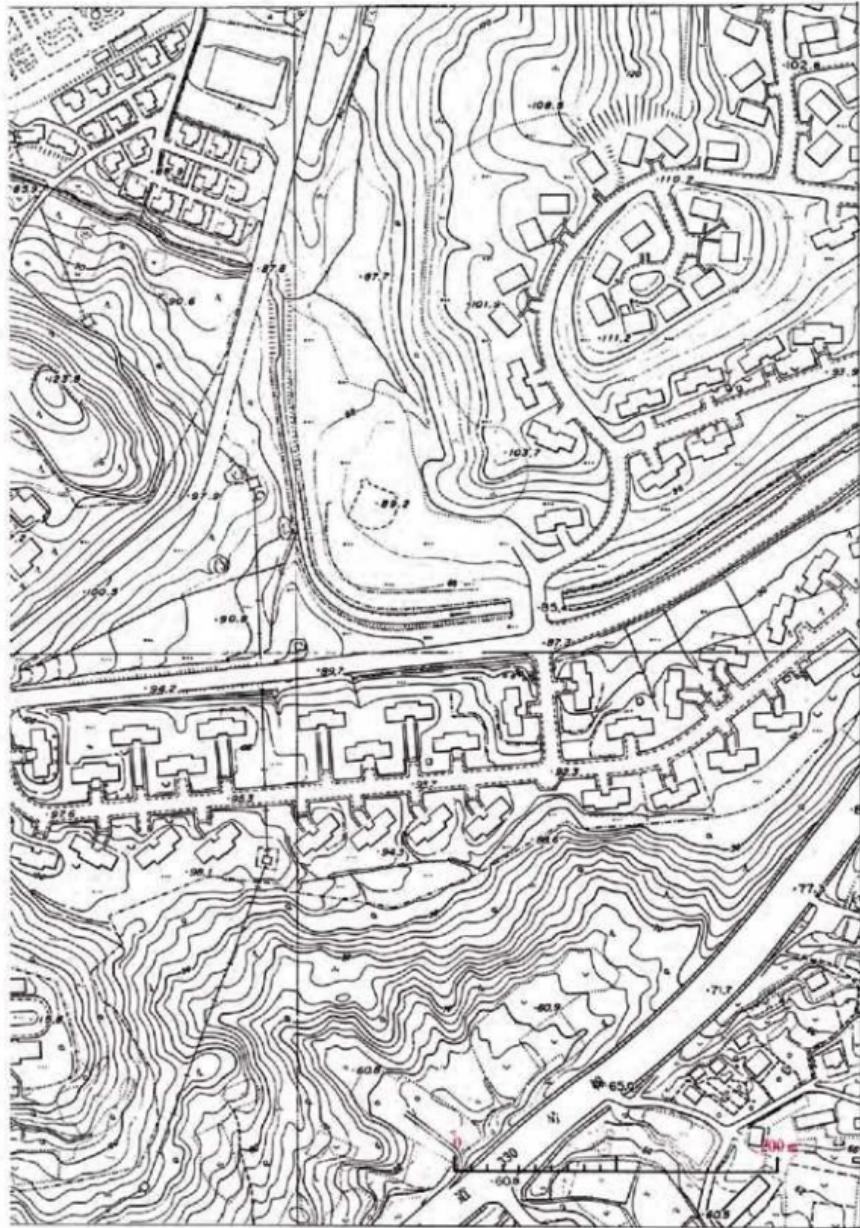






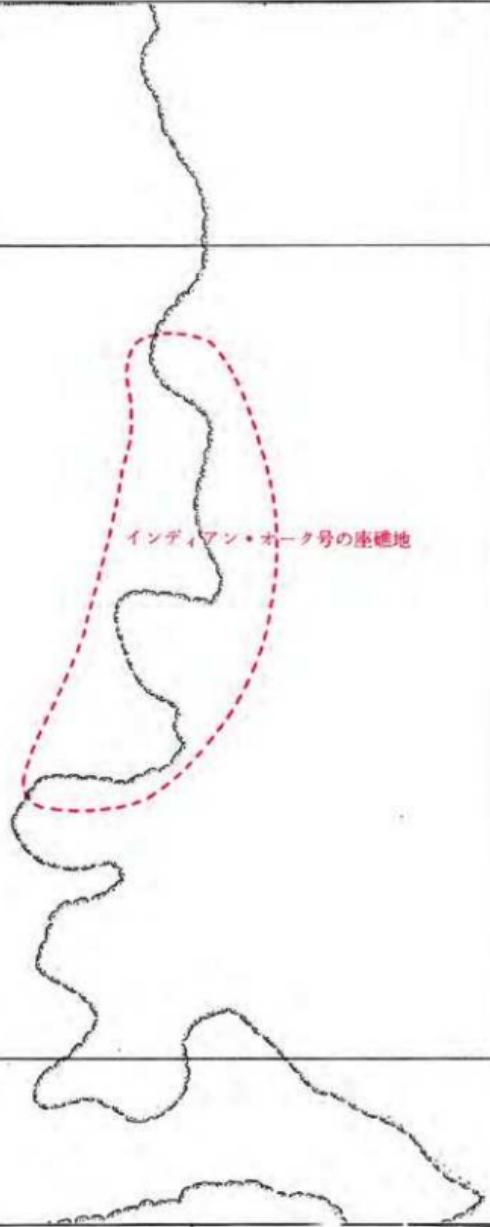


No.21

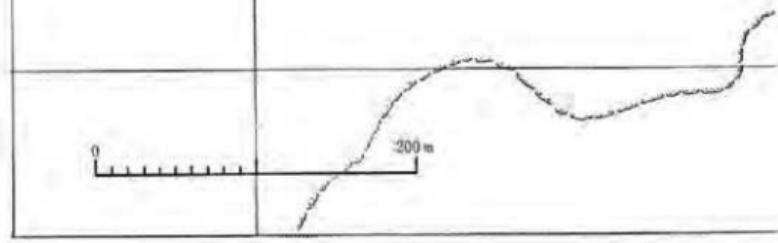
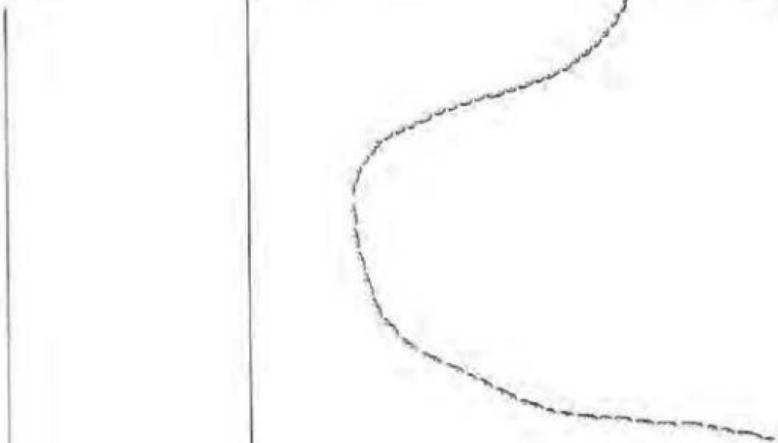
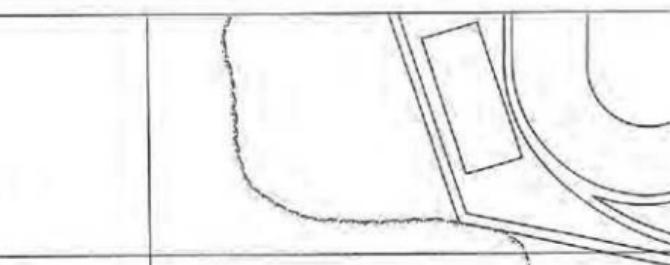


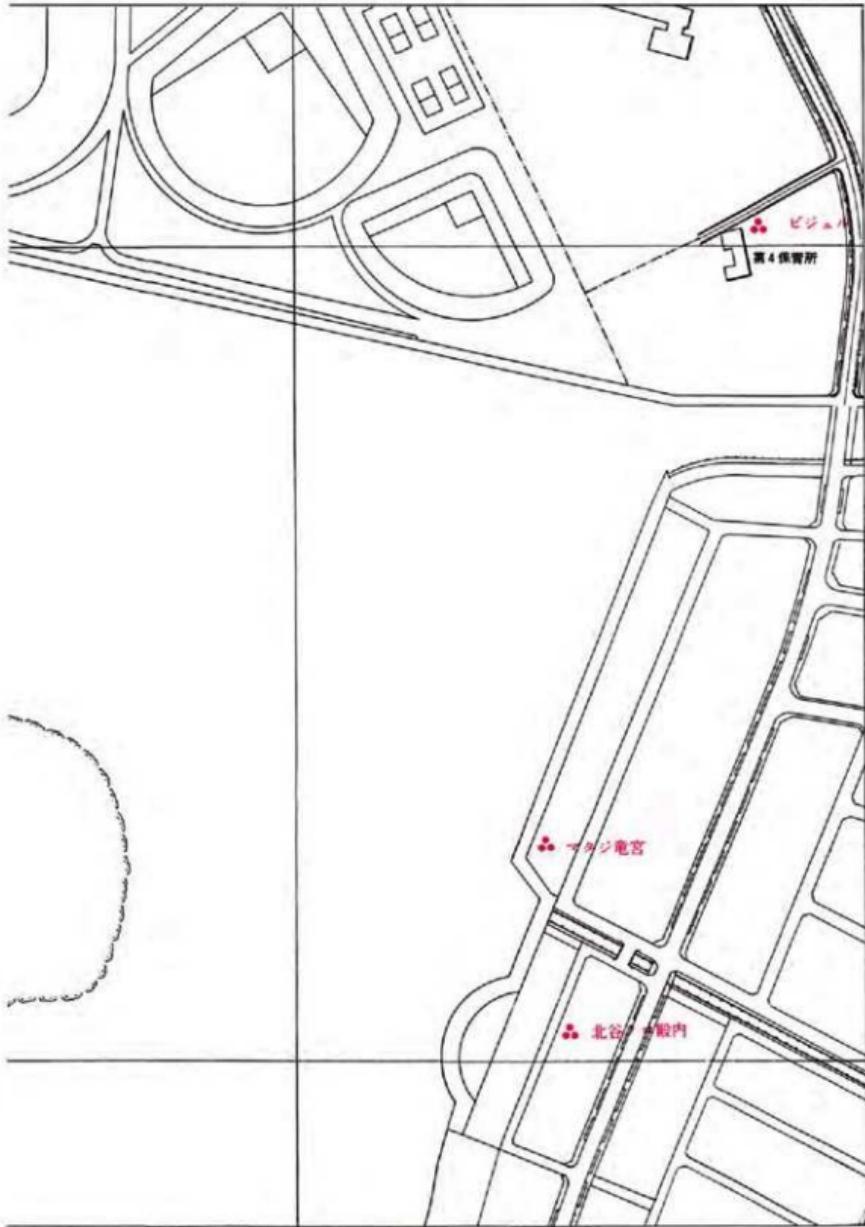
				1
	3	4	5	
6	7	B	9	
10	11	12	13	
14	15	16	17	
18	19	20	21	
22	23	24	25	
	26	27	28	
	29	30	31	



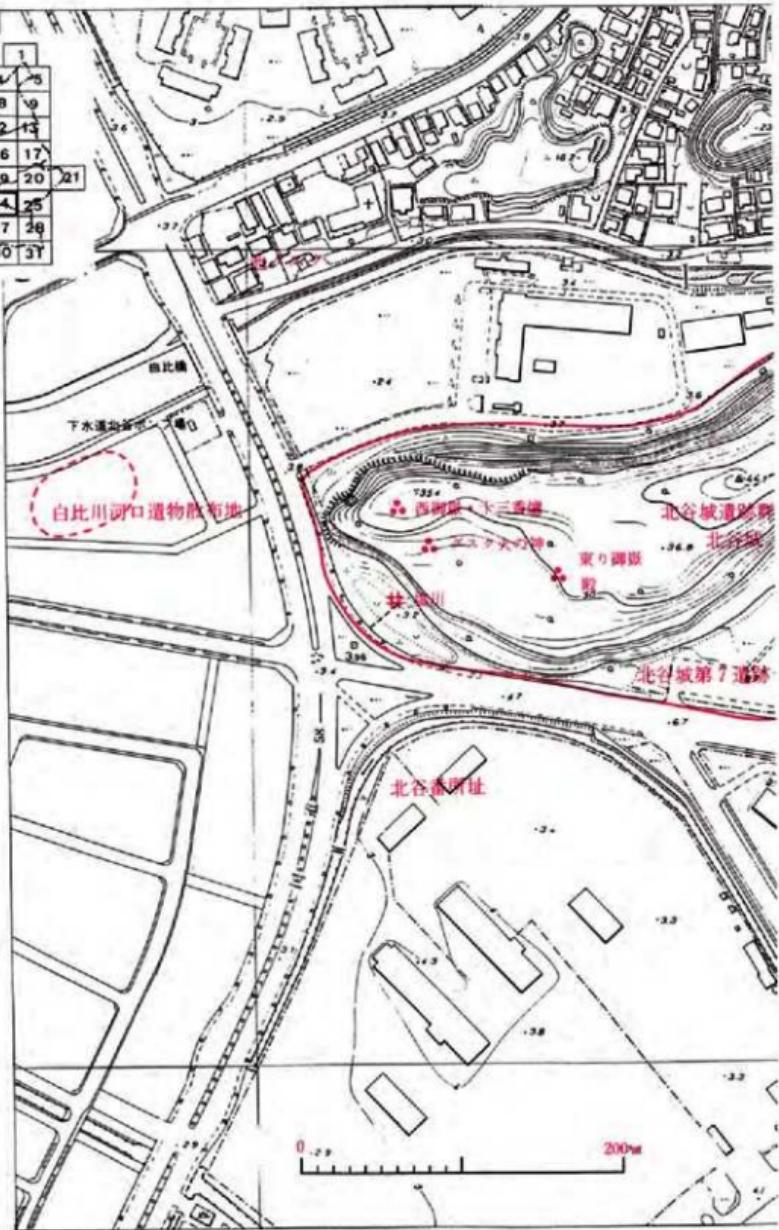


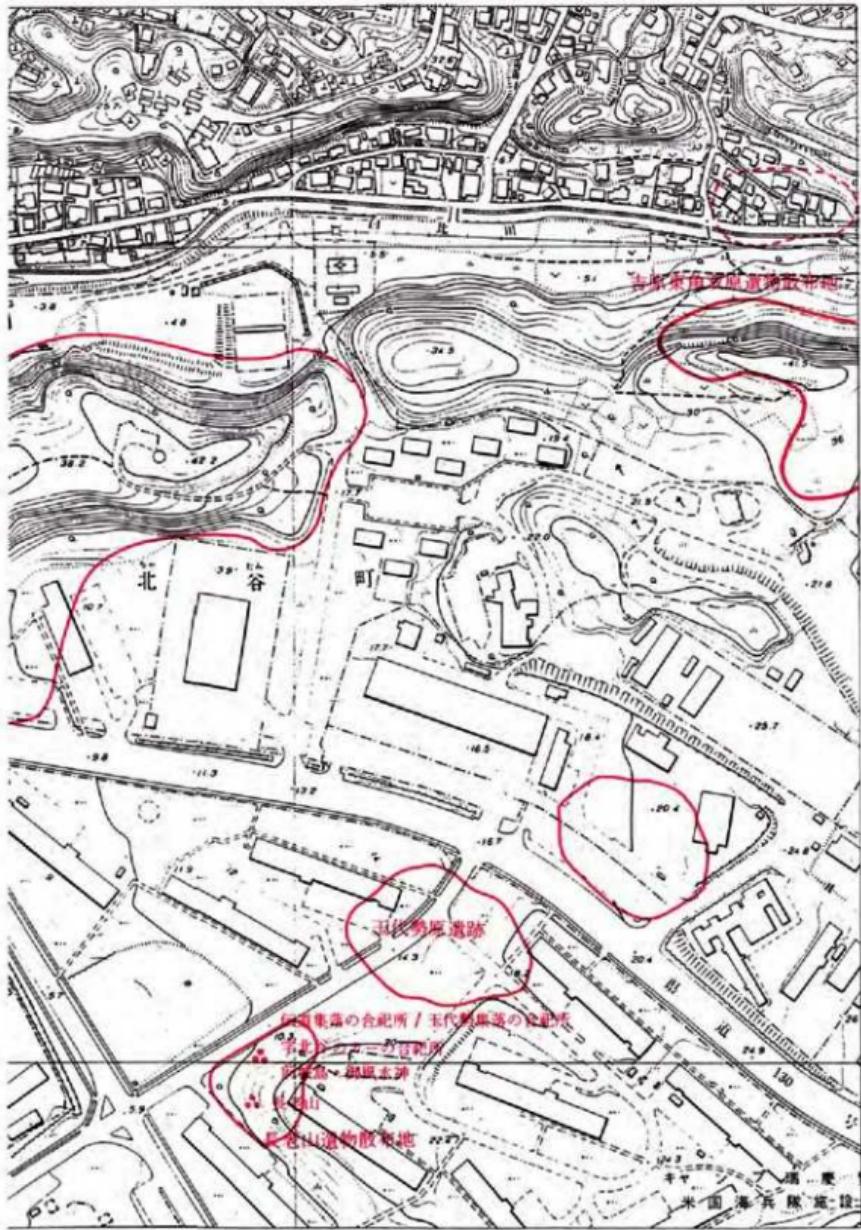
			1
24	2	4	5
6	7	8	9
10	11	12	13
14	15	16	17
18	19	20	21
22	23	24	25
26	27	28	
20	30	31	





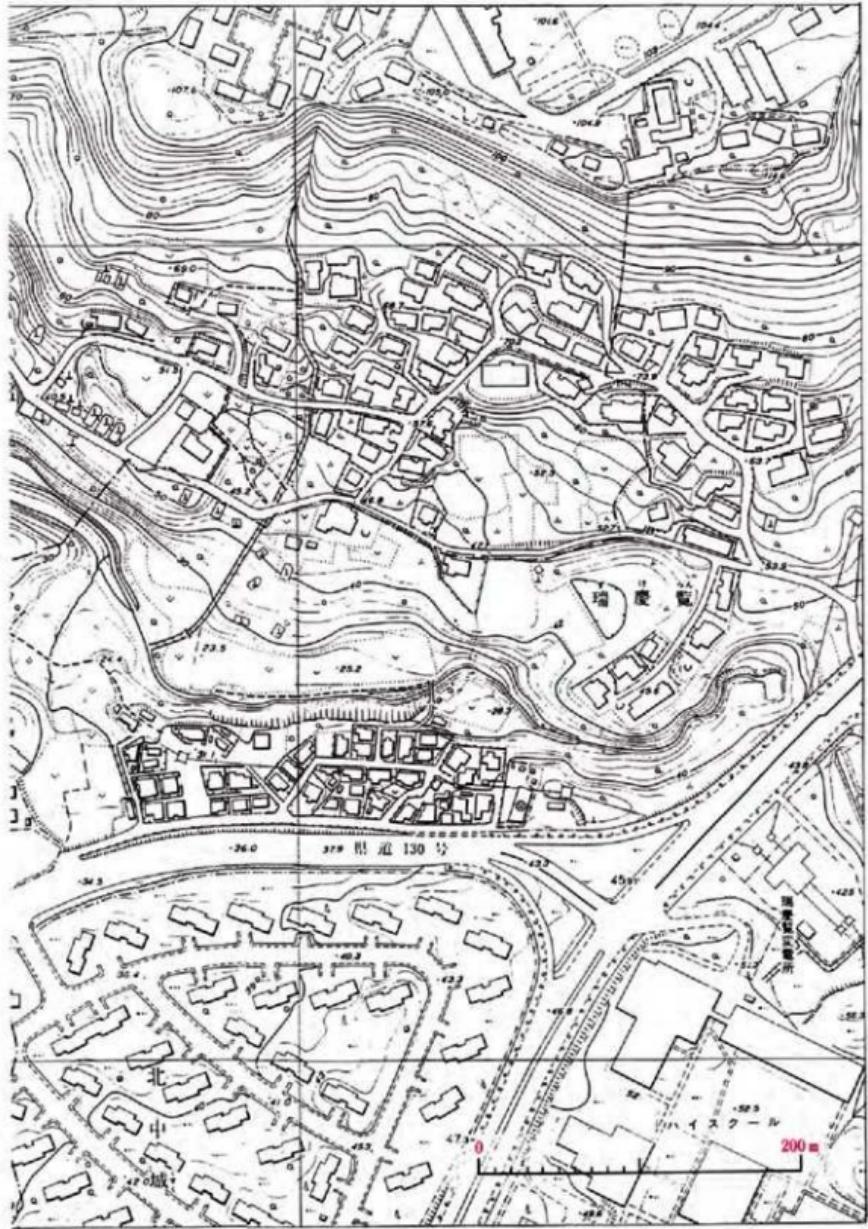
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

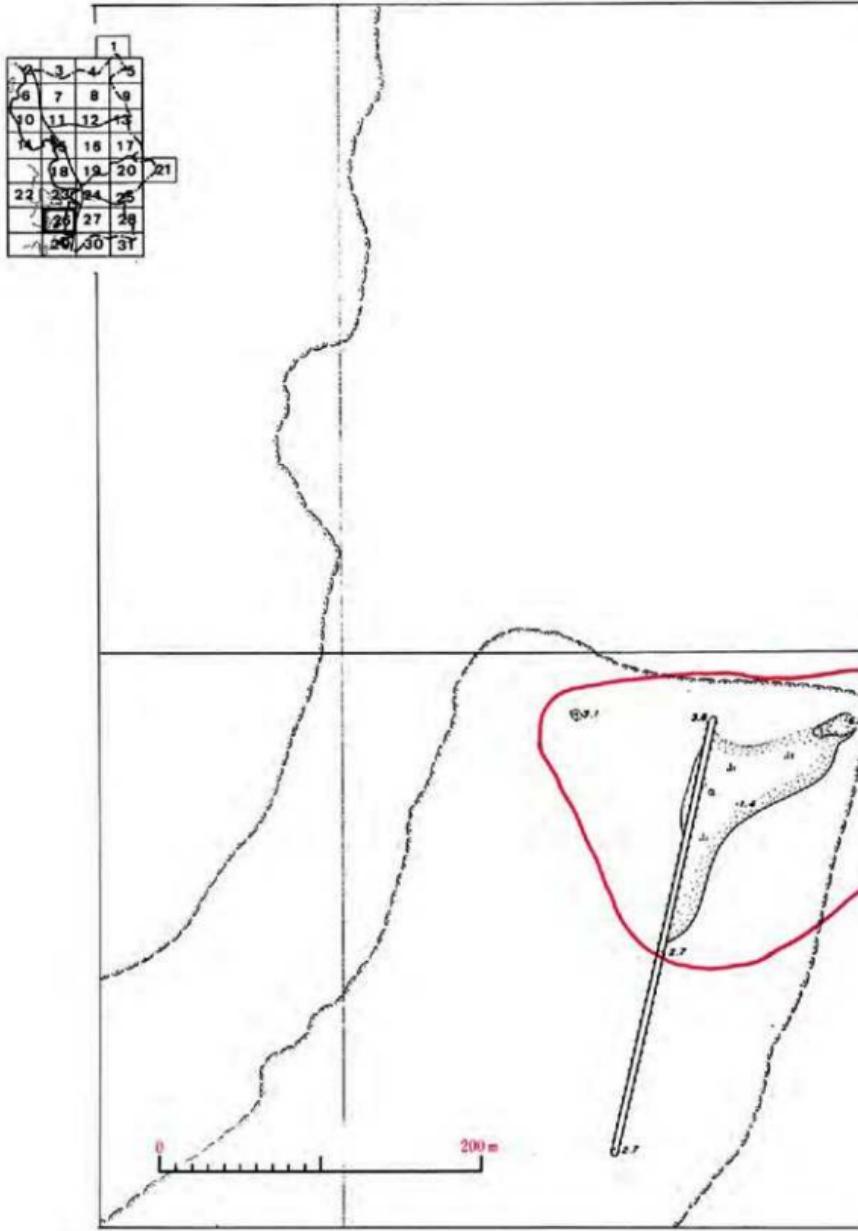




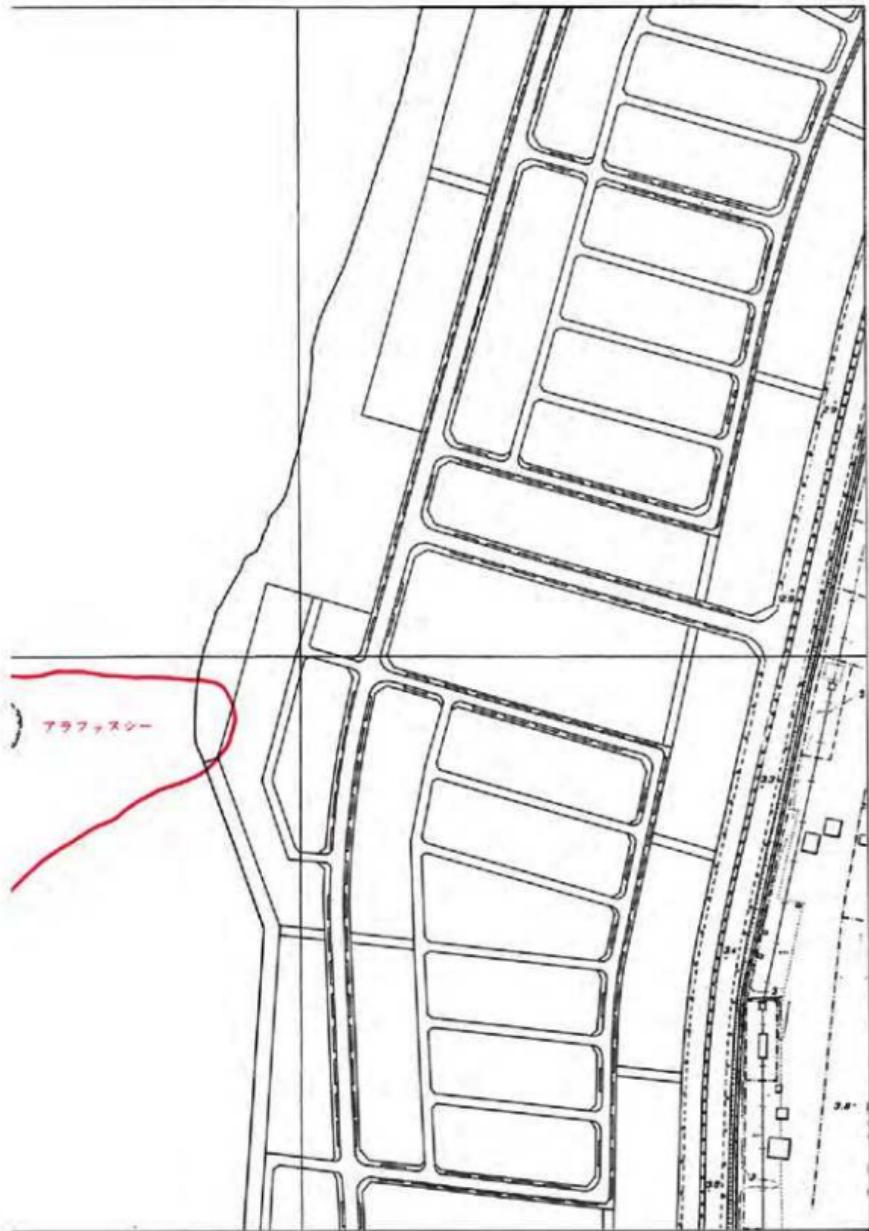


No.25



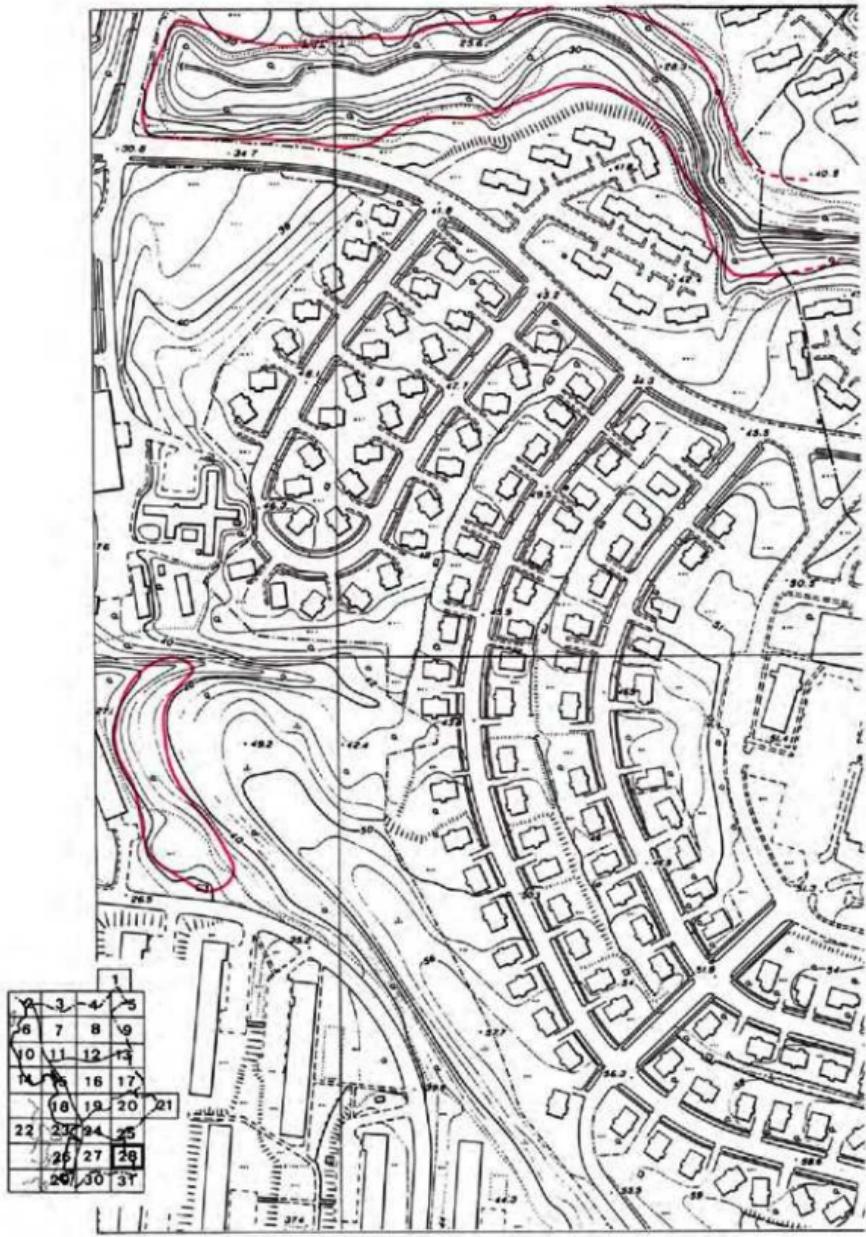


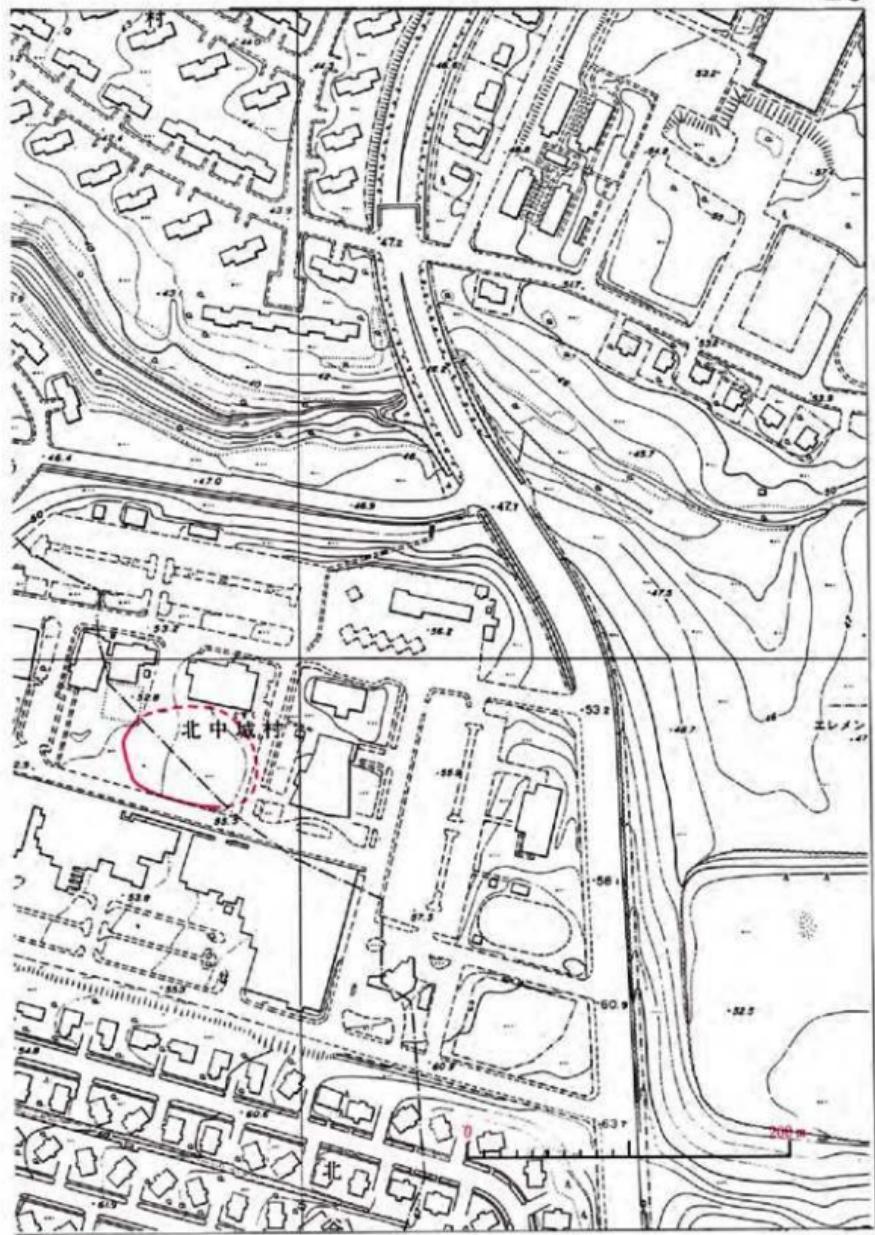
No.26







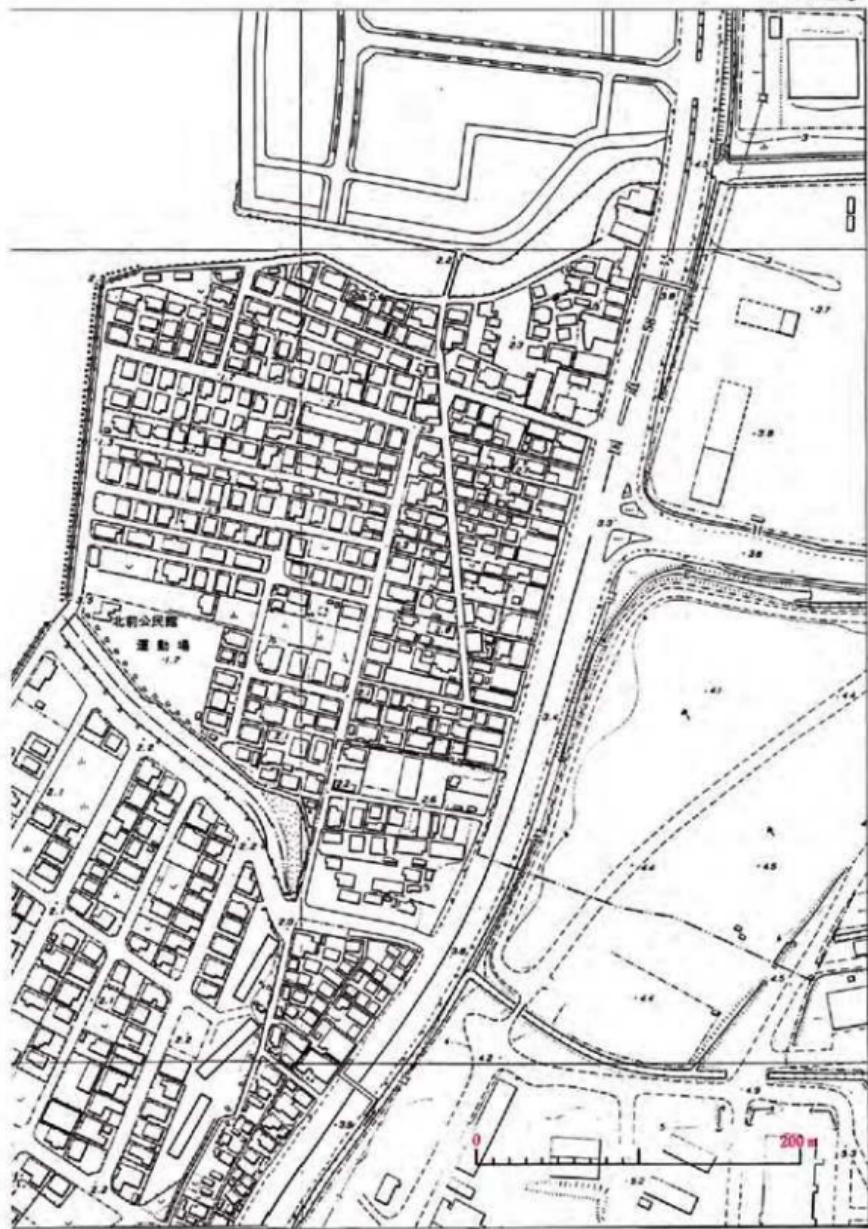




1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

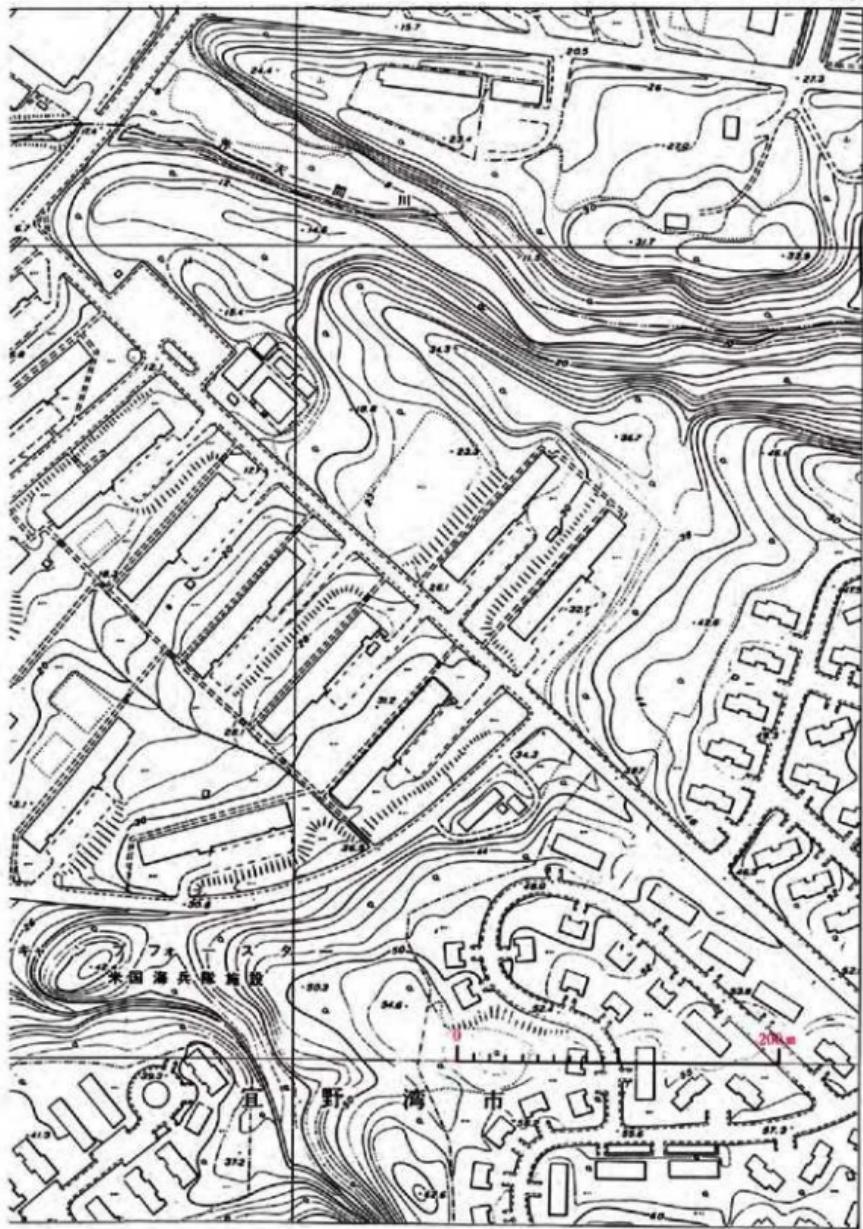


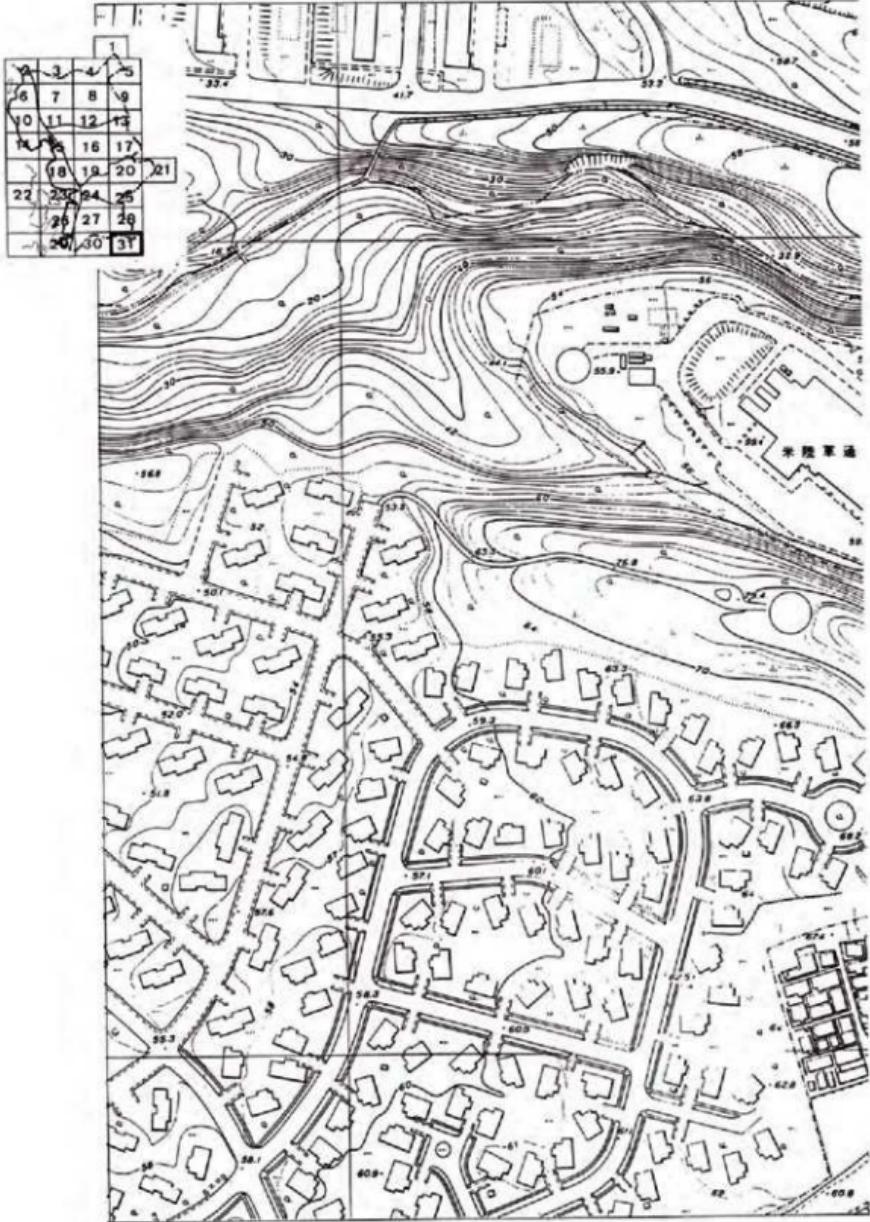
No.29



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32







No.31



付 編

文化財保護法の手引きと届出様式一覧

埋蔵文化財に関する提出関係書類一覧表

手続きを必要とする場合	提出書類	提出期限	提出先	部数
遺跡を発見したとき	遺跡発見届	遅滞なく	文化庁長官	
埋蔵文化財の調査のための発掘するとき	埋蔵文化財発掘届	30日以前	ク	
土木工事により埋蔵文化財を発掘するとき	ク	60日以前	ク	
遺物を発見したとき	埋蔵文化財発見届	7日以内	所轄警察署	
遺物を保管するとき	埋蔵文化財保管証	速やかに	県教育委員会	各2部
現物の譲与をうけようとするとき	埋蔵文化財現物譲与願		文化庁長官	
	埋蔵文化財の一括保存についての了解			
譲与された遺物の保管場所を変更するとき	保管場所変更届	速やかに	ク	
譲与された遺物が滅失破損したとき	埋蔵文化財滅失(破損)届	ク	ク	
発掘調査が終了したとき	発掘調査報告書	6ヶ月以内	国会図書館・文化庁・県教育委員会	10

第4章 埋蔵文化財

章名…追加〔昭和29年5月法律131号〕

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第57条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

1項…全部改正、2項…一部改正〔昭和29年5月法律131号〕、1・2項…一部改正〔昭和43年6月法律99号〕、見出・1・2項…一部改正〔昭和50年7月法律49号〕

註 1項の「文部省令」=埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則1条・3条

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に關し必要な事項を指示することができる。

本条…追加〔昭和29年5月法律131号〕、2項…一部改正〔昭和43年6月法律99号〕、見出…追加、1項…一部改正〔昭和50年7月法律49号〕

註 1項で準用する57条1項の「文部省令」=埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則2条・3条

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第57条の3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第57条の6〔国の機関等の遺跡の発見に関する特例〕において「国の機関等」と総称する。）が、前条1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第

1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前4項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項〔国有財産の所管換の意義〕に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

本条…追加〔昭和50年7月法律49号〕

註 1項の「政令」＝本法施行令1条

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第57条の4 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 國は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

本条…追加〔昭和50年7月法律49号〕

（遺跡の発見に関する届け出、停止命令等）

第57条の5 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第1項〔調査のための発掘に関する届出〕の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を

変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三箇月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して1箇月以内にしなければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6箇月を超えることとなってはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がなされた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をするこ

とができる。

前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第2項の命令によって損失を受けた者に對しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項まで〔損失補償額の決定・補償額の増額請求の訴え・訴えにおける国の被害〕の規定を準用する。

本条…追加〔昭和50年7月法律40号〕

註 1項の「文部省令」=埋蔵文化財の発掘
又は遺跡の発見の届出等に関する規則5
条

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第57条の6 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第1項〔調査のための発掘に関する届出〕又は第98条の2第1項〔地方公共団体による埋蔵文化財を包摂すると認められる土地の発掘の施行〕の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、速審なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものでありかつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協

議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前4項の場合には、第57条の3第5項〔文部大臣を通じて行う各省庁の長に対する通知、協議又は勧告〕の規定を準用する。

本条…追加〔昭和50年7月法律40号〕

(文化庁長官による発掘の施行)

第58条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため國において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に對し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第1項の場合には、第39条〔文化庁長官による国宝の修理等の施行の責任者・管理等の拒否等の禁止〕(同条第3項〔準用規定〕において準用する第32条の2第5項〔管理又は管理のため必要な措置を拒み、妨げ又は忌避することの禁止〕の規定を含む。)及び第41条〔政府の損失補償及び増額請求の訴え〕の規定を準用する。

1項…全部改正〔昭和29年5月法律第131号〕、見出・1・2項…一部改正〔昭和43年6月法律99号〕、1項…全部改正・2・3項…一部改正〔昭和50年7月法律49号〕

第59条 前条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（明治32年法律第87号）第13条〔埋蔵物〕で準用する同法第1条第1項〔遺失物拾得者の処置〕の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足りる。

2 前項の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第13条で準用する同法第1条第2項〔遺失物についての警察官署の処置〕の規定による公告をしなければならない。

1項…一部改正〔昭和29年5月法律131号・43年6月99号〕

(提出)

第60条 遺失物法第13条〔埋蔵物〕で準用する同法第1条第1項〔遺失物拾得者の処置〕の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を文化庁長官に提出しなければならない。但し、所有者の判明している場合は、この限りでない。

本条…一部改正〔昭和43年6月法律99号〕

(鑑査)

第61条 前条の規定により物件が提出されたときは、文化庁長官は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

1・2項…一部改正〔昭和43年6月法律99号〕

(引渡)

第62条 第59条第1項〔発掘による文化財の発見の場合の文化庁長官の処置〕又は前条第2項の規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならぬ。

本条…一部改正〔昭和43年6月法律99号〕

(国庫帰属及び報償金)

第63条 第59条第1項〔発掘による文化財の発見の場合の文化庁長官の処置〕又は第61条第2項〔埋蔵物として提出された文化財の処置〕に規定する文化財でその所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、且つ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 前2項の場合には、第41条第2項から第4項まで〔損失補償額の決定・補償額の増額請求の訴え、訴えにおける国の被告〕の規定を準用する。

3項…一部改正〔昭和37年5月法律140号〕

1項…一部改正〔昭和43年6月法律99号〕
(譲与等)

第64条 政府は、前条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て國が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その前が前条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、前条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、前条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て國が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

1・3項…一部改正〔昭和29年5月法律131号〕

(遺失物の適用)

第65条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合の外、遺失物法第13条〔埋蔵物〕の規定の適用があるものとする。

註 「この法律に特別の定め」=本法57条-64条

第66条から第68条まで 削除〔昭和29年5月法律131号〕

第5章 史跡名勝天然記念物 (指定)

第69条 文部大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い場合には、文部大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。但し、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る地域が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境庁長官の意見を聞かなければなら

ない。

1・2項…一部改正・3項…全部改正・4・5項…追加〔昭和29年5月法律131号〕、1・2・4項…一部改正〔昭和43年6月法律99号〕、6項…追加〔昭和46年5月法律88号〕

埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財の発掘発見及び出土品に関する手続きは、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）及び遺失物法（明治32年3月24日法律第87号）に基づき処置される。

(1) 発掘調査について

学術研究の目的で史跡に指定された土地以外の土地に埋蔵された埋蔵文化財を発掘調査する場合は、調査に着手しようとする30日前までに埋蔵文化財発掘届（第1号様式）を、県教育委員会を経由して文化庁へ提出しなければならない。（文化財保護法第57条第1項）



※発掘者……原則として届出人は発掘調査の主体となるものと同一人（機関であればその代表者）であるべきである。

- 発掘届は1遺跡ごとに提出すること。
- 特別の事由により緊急に発掘する必要がある場合には、あらかじめ文化庁の承認を受けなければならない。（文化財保護法第57条、埋蔵文化財発掘調査等の届出に関する規則）この場合では電話でもよいが、あらかじめ県教育委員と協議すること。

(2) 土木工事等の発掘について

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外的目的で、貝塚・遺跡その他埋蔵文化財を包蔵す

る土地として周知されている土地を発掘する場合は、発掘に着手しようとする60日前までに、埋蔵文化財発掘届（第2号様式）を県教育委員会を経由して文化庁へ提出しなければならない。（文化財保護法第57条の2）

さらに、文化庁からその発掘者に対して通知があるのでその指示に基づき発掘調査を実施する時は文化財保護法第57条第1項にかかる届出をしなければならない。



(3) 国の機関等が行う発掘について（特例）

国の機関、地方公共団体又は國もしくは地方公共団体の設立に係る法人で政令に定めるものが、土木工事等で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合は、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。（文化財保護法第57条の3）手続きは、前項を準用する。

(4) 新たに遺跡を発見した場合について

発掘に係なく土地の所有者または占有者が貝塚・古墓その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、逓滞なく文部省令の定める事項を記載し

た書面（第3号様式）を以て、県教育委員会を経由して文化庁へ提出しなければならない。ただし、文化財保護法第57条第1項の規定による調査に当たって発見した場合はこの限りではない。（文化財保護法第57条の5）



※発見者……土地所有者または占有者である。

（5）国の機関等の遺跡の発見について（特例）

国の機関等が遺跡を発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なくその旨を文化庁長官に通知しなければならない。

手続きは、前項を準用する。

（6）出土品の処置について

① 埋蔵文化財発見届

ア、発掘調査または偶然に埋蔵物を発見したときは、発掘終了後または発見の日から7日以内に現物を添えて警察官署に埋蔵文化財発見届（第4号様式）を提出しなければならない。（文化財保護法第65条、遺失物法第1条第1項）

イ、発見の届出に当たり埋蔵物を次の事由により警察官署に差し出すことが困難である場合は、「埋蔵文化財発見届」をもって警察官署への差し出しとしての便宜の取り扱いを受けることができる事前に所轄の警察官署または県教育委員会と連絡しておくこと。

（ア）埋蔵文化財がきわめて多量もしくは重

いものである場合。

（イ）埋蔵文化財がき損もしくは混こうするおそれが多い場合。

（ウ）埋蔵文化財が学術的な整理研究上必要である場合。

（エ）埋蔵文化財が保存上はなはだしく支障がある場合。



※発見者……発見者に記載する発見者は、発掘調査の主体者であり、調査担当者ではない。

○なお、埋蔵文化財の鑑査等の事務は昭和46.9.1日付で各都道府県教育委員会に委任されている。

② 埋蔵文化財保管証

提出された物件は、一応県教育委員会で保管するが、学術研究上発掘者（発見者）に一時保管させるのが適当と判断した場合には、その関係する官公署・学校・博物館・図書館・研究所等または発掘地の適切な場所において県教委に代って保管させることができる。

このような取り扱いは、学術研究上特に便宜の措置をとったもので、この場合は保管責任者を定め別紙の様式による埋蔵文化財保管証（第5号様式）を県教委に提出する必要がある。

〔「埋蔵文化財の取り扱いについて」昭和

26年9月5日文委保第71号文化財保護委員会事務局長通達)



※保管者……施設の長が保管責任者となるべきである。

③ 調査報告書

発掘調査が終了したら6ヶ月以内に調査報告書を県教育委員会を経由して文化庁に提出しなければならない。



※調査報告書には調査の概略をし、次のものを添付する。

ア、遺跡全体の略図

イ、発掘地区的概略図

ウ、遺構図や写真

エ、遺物の写真や実測図・拓本等

④ 遺物の譲与

警察署において公告後、6ヶ月以内に所有者が判明しない時は、その物件の所有権は国庫に帰属し、次のように処理される。

ア、国が保有する必要があると認めた場合は、文化庁長官から当該文化財の発見者及び発見された土地の所有者にその旨が通知され、かつこれらの者に折半して報償金が支給される。(文化財保護法第63条、民法第241条)

イ、物件の保存のため、また効用から見て國が保有する必要のないものは報償金にかえ、これを現物で発見者ならびに発見された土地の所有者に譲与することがで

き、または申請に基づき、発見された土地を管轄する地方公共団体に譲与または譲渡することができる。(文化財保護法第64条)

ウ、国が所有するほか、譲与するかは文化庁が決定のうえ県教育委員会に連絡して措置される。

エ、発見された物件を、発見の日から7日以内に検察官署に届出をしない者は、報償金の支給または当該物件の譲与を受けた権利を失う。(文化財保護法第65条、遺失物法第9条)

オ、文化庁から譲与される物件について現物譲与の予定の通知があった時は、「埋蔵文化財譲与願」(第6号様式)と「埋蔵文化財の一括保存についての了解」(第7号様式)(現物譲与すべき埋蔵文化財の取扱要領昭和28年6月27日文化財保護委員会決定)を添付し県教育委員会を経由して文化庁へ提出する。



※発見者……発掘調査主体者(法57条の届出)、あるいは偶然に埋蔵物を発見した者である。

カ、国の譲与した埋蔵文化財を処分し、または滅失し、もしくは破損した場合、または保存場所・保存責任者に変更があった場合には、当該埋蔵文化財の所有者からその旨を書面にして、県教育委員会を経由して文化庁へ提出しなければならない。

14384

北谷町文化財調査報告書第14集

北谷町の遺跡

発行 北谷町教育委員会
1994年(平成6年)3月30日
北谷町字桑江586の12
電話(098) 936-3490

印刷 (株)南西印刷
製本 那覇市首里石嶺町1の127
電話(098) 884-4321
